

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第4回幕別町議会定例会
(平成17年12月6日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
3番 野原恵子 4番 牧野茂敏 5番 前川敏春
- 日程第2 会期の決定 12月6日～12月20日(15日間)
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第178号 幕別町畑地かんがい用水施設条例
- 日程第5 議案第179号 幕別町公民館条例
- 日程第6 議案第180号 幕別町民会館条例
- 日程第7 議案第181号 幕別町ふるさと館条例
- 日程第8 陳情第6号 「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第9 陳情第7号 「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情

会 議 録

平成17年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成17年12月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (21名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)
18 伊東昭雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司
教 育 長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 建設部長 高橋政雄 教育部長 藤内和三
札内支所長 本保 武 総務課長 川瀬俊彦 企画室参事 羽磨知成
企画室参事 飯田晴義 会計課長 鎌田光洋 水道課長 橋本孝男
糠内出張所長 中川輝彦 監査事務局長 森 広幸 町民課長 田村修一
商工観光課長 熊谷直則 税務課長 前川満博 土木課長 佐藤和良
保健福祉センター所長 久保雅昭 給食センター所長 仲上雄治 車両センター所長 森範康
都市計画課長 田中光夫 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
図書館長 平野利夫 都市計画課長 小野典昭 土地改良課長 角田和彦
農業委員会局長 飛田 栄 経済部参事 古川耕一
代表監査 市川富美男 農業委員会委員長 上田健治
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3番 野原恵子 4番 牧野茂敏 5番 前川敏春

議事の経過

(平成 17 年 12 月 6 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成 17 年第 4 回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 15 日間といたしたいと思ます。
これにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から 12 月 20 日までの 15 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査報告、同法第 199 条第 9 項の規定による財政援助団体監査報告、及び、行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
次に、11 月 24 日、第 49 回町村議会議長全国大会が NHK ホールにおいて、11 月 25 日、第 30 回豪雪地帯町村議会議長全国大会が九段会館において開催され、私が参加をいたしております。
その議案の抜粋を、お手元に配布してありますので後刻ご覧いただきたいと思ます。
次に、事務局から報告いたさせます。
○局長（堂前芳昭） 15 番芳滝議員より遅参、18 番伊東議員より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成 17 年第 4 回町議会定例会が開催されるに当たり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。
初めに、新年度予算編成に向けての取り組みについて申し上げます。
新年度予算編成作業につきましては、忠類村との合併後、初めての予算編成となりますことから、

職員が一丸となって予算編成方針並びに新町建設計画等をもとに確認をし、要求原案の作成作業を行い、現在、各課からの原案の取りまとめを行っている段階にあります。

今後、年内のヒアリングを経て、編成作業が本格化いたしますのは、年明けからとなり、例年どおり2月中旬には予算原案を確定いたしたいと考えております。

しかしながら、「税源移譲・補助金削減・地方交付税の見直し」を同時に進めるとする三位一体の改革や、平成18年度の国の予算編成を前に、経済運営と予算編成の指針を示す「骨太の方針2005」は既に示されてはいるものの、詳細については不透明な部分が多く、大変苦慮している状況にあります。

また、地方交付税についても、平成17年度及び18年度は、総額は確保するとはしてはいるものの、概算要求の段階では出口ベースでマイナス2.7%と示されるなど、一層厳しいものになるものと考えております。

いずれにいたしましても、忠類村との合併協議における合意事項などを十分に踏まえ、職員とともに一丸となって、町民の皆さんのニーズに対応できるよう、予算編成に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、市町村合併について申し上げます。

来年2月6日の合併期日を控え、合併協議もいよいよ最終段階となりましたが、先月15日に開催されました第21回合併協議会におきまして、4件の調整結果報告が承認され、これをもって実質的な協議が全て終了することとなったところであります。

今後は、1月下旬に最後の合併協議会が開催され、忠類村の常勤特別職の取扱いに関わる報告がなされますと、合併協議会としての役割を全て終えることとなります。

一方、新町発足に向けた準備といたしましては、未提出となっております条例の改正、一部事務組合への加入や規約改正、さらには、忠類村からの引継予算の補正など、本定例会に15の議案を提出させていただいたところであります。

また、規則、規定、要綱等の例規策定につきましても、協議が整ったものから順次整備を進めている状況にあります。

引き続き、新幕別町のスタートに向け、準備に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、宮崎県東郷町との友好町提携盟約の解消について申し上げます。

本町と東郷町は、若山牧水の事跡を縁に、昭和49年に友好町提携の盟約を締結し、これまで、児童・生徒の交流をはじめとし、教育、文化、産業などの各分野で交流を図ってきたところでありますが、今般、東郷町が隣接いたします日向市に編入合併することに伴いまして、本町との友好町提携の盟約が解消されることとなったところであります。

解消に至りました経緯につきましては、本年8月に東郷町長より文書をもって、日向市との合併協議の中で、「友好・姉妹都市事業」に関して、「東郷町の友好・姉妹都市の協定・盟約は日向市に引き継がず、合併を機に解消する。ただし、交流事業については存続する」という調整方針であることから、ご理解を願いたいとお話があったところであります。

その後、東郷町の助役が本町を訪問し、盟約解消の手続の協議を行い、去る11月10日に、東郷町において、東郷町の合併期日の前日であり、平成18年2月24日をもって友好町提携盟約を解消する覚書を交わしたところであります。

自治体の合併というやむを得ない理由により、盟約の解消となりましたことは、大変残念ではありますが、子どもを中心とした交流事業は、今後も継続していくこととなっており、幕別町民と東郷町民とのつながりは、変わるものではないと考えているところであります。

次に、町有の墓地について申し上げます。

墓地につきましては、残区画数が少なくなってきたこと、さらには、札内地区において、造成の希望が多いことなどから、早急に整備を進めるべく検討を重ねてまいりましたが、現在の千住墓地を拡

張ることが、最適であると判断し、地域の皆さんや地権者の方と話し合いを進めてまいりましたところ、過日、環境等に配慮し整備していただけるならば、やむを得ないとご理解を頂いたところであり
ます。

このようなことから、千住墓地を拡張する方向で、平成18年度中の造成に向けて、計画を進めてま
いりたいと考えているところであります。

なお、面積につきましては、およそ5,000平方メートルで、250区画程度は、確保できるものと見
込んでおります。

次に廃棄物の収集回収の見直しについて申し上げます。

ごみの有料化から1年2カ月余りが経過し、この間、住民の皆さんの深いご理解、ご協力により、
スムーズな収集及びごみの減量化が図られておりますことに対し、深く感謝をいたしているところ
であります。

ごみの収集状況につきまして、有料化前後の駆け込みによる影響を除いた、平成15年度の上期分と
平成17年度の上期分とを比較してご説明をいたしますと、まず、「燃やせないごみ」につきましては、
52.8%の減となっており、大幅な減量となっております。

また、「燃やせるごみ」につきましても、34.4%の減となっております。

これに対しまして、「資源ごみ」につきましては、逆に、27.9%の増となっており、住民の皆さん
のごみ分別意識の向上や環境の大切さへのご理解が深まってきているものと推察いたしているところ
であります。

また、大型ごみにつきましては、当初、3カ月に1度、年4回に分けて収集することといたしてお
りましたが、当初の予想より収集量が多いことや、住民の皆さんからご希望が多いことなどから、現在
は日数を追加して収集に当たっているところであります。

このような状況から、先般、廃棄物減量等推進審議会に、収集回数の見直しについて諮問をし、ご
答申を頂いたところではありますが、平成18年4月から、次の3点について、見直しを行いたいと思
っております。

まず、1点目は、市街地における「燃やせないごみ」の収集であります。現在、週に1回収集して
いるものを隔週とし、2週に1回収集するというものであります。

2点目としては、祝日は、原則として収集すると。

ただし、年末年始の休み、5月の連休及び「くりりんセンター」の整備点検日は除くものとするも
のであります。

3点目としては、大型ごみについては、2カ月に1度、年6回の収集とするものであります。

以上、3点について見直すことで考えておりますが、このことにつきましては、先月の地区別公区長
会議においてご説明し、ご理解いただいたところではありますが、住民の皆さんには、来年の1月に入
りまして地域に出向き、説明会等を開催させていただくことで予定をいたしております。

また、ごみのカレンダーにつきましては、今月中に配布させていただきますが、ただいま申し上げ
ました3点につきましては、刷り込んで配布をいたしたいと考えているところであります。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、春先の融雪が遅れ、また、5月に入ってから降雪・低温により一部の作物で初期成育が
心配されたものの、その後、良好な天候が続き、生育は総じて順調であったとお聞きいたしている
ところであります。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、収穫時期に風の影響により一部で倒伏が
あったため、品質においては2等、規格外が多い状況にありましたが、収量的には反当たり10俵を超
え、昨年より若干増収となったところであります。

馬鈴薯については、全体的に小玉傾向で、品質も「そうか病」などの発生のため多少低下したもの
の、収量については平年並みという状況であります。

てん菜については、現段階では確定したものではありませんが、糖度においては17%の基準糖度に

達する見込みであり、また、収穫量は平年を若干上回ると予想されているところであります。

豆類は、干ばつの影響により総体的に小粒傾向で、小豆・金時については収量が昨年より減となったものの、大豆・手亡は品質も良く、昨年を上回る収量が確保されたところであります。

野菜類につきましては、長いものが品質・形状とも良好で、さらに、収量においても反当たり 4,500 キログラムと昨年並みの豊作となりました。その他の野菜については、レタスなど葉物野菜が収量・品質ともに平年並みであります。大根・人参などは夏場の病害により、品質は昨年より多少低下している状況であります。

いずれに致しましても、野菜類など価格面での懸念はありますものの、本年は台風などの自然災害の影響が少なく、農作物全体としては平年並みの収穫量・品質が確保される見込みでありますことは、生産者皆の皆さんのご努力をはじめ、農協など関係機関のご指導の賜物であると感謝いたしているところであります。

次に、札内駅の人道跨線橋工事の完了と、これに伴う 8 号踏切の廃止について申し上げます。

かねてより待望されておりました札内駅の人道跨線橋につきましては、現在、町と JR によって工事が進められており、来年 2 月に工事が完了し、3 月 1 日から供用を開始する予定であります。

人道跨線橋は、南北両側の階段室にエレベーターを設置し、お年寄りや自転車・車椅子利用者が安心して横断できる構造となっており、完成後はより一層の利用がなされるものと期待をいたしております。

なお、この完成に伴い、若草町から国道に抜ける 8 号踏切を廃止させていただくこととなります。このことにつきましては、これまでも住民説明会や広報紙などで説明をさせていただいておりますが、改めて広報紙や現地に告知看板を掲示するなど、周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

本年度 11 月末現在におけます公共工事の発注済額は 26 億 3,200 万円で、発注率にいたしますと 95.2% 程度となっており、本年度計画をいたしておりました殆どの工事の発注を終えたところであります。

発注済の工事につきましては、工事の早期完了と労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るよう、受注者に対し重ねて指導してまいりますとともに、未発注工事につきましても、発注条件の整備に努め、工事遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

[議案の付託]

○議長（本保証喜） 日程第 4、議案第 178 号、「幕別町畑地かんがい用水施設条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 178 号、幕別町畑地かんがい用水施設条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、国営かんがい排水事業幕別地区及び札内川地区の一部が、平成 18 年度供用開始になりますことから制定するものであります。

両地区の国営かんがい排水事業は、5 月から 9 月にかけての降水量が少ない幕別町の気候からくる恒常的な水不足を畑地かんがい用水の確保により解消し、また、降雨時の加湿や浸水被害を基幹排水

路の整備を行うことにより防止して、生産性の向上を図ることを目的に事業を推進してまいりました。

国営かんがい排水事業幕別地区は、昭和 58 年度より幕別ダム調査実施設計を行い、平成 8 年度には工事着手、平成 16 年度にすべての工事が完成し、今年度は淡水試験等のダム性能試験を行ってきたところであり、相川、猿別、千住及び豊岡地区の各一部が受益地となっております。

また、関連事業といたしまして、道営畑地帯総合整備事業相川地区及び西幕別地区におきまして、かんがい用水関連事業を進めており、今年度中にはかんがい用水関連事業分について完了する予定であります。

次に、国営かんがい排水事業札内地区についてであります。札内川ダムの水を取水いたしまして、中札内村、更別村、帯広市、幕別町の 1 市 1 町 2 村が受益地となるかんがい排水事業であります。

幕別町の受益地といたしましては、糠内、五位、中里、駒島、弘和及び美川地区の各一部となっております。

事業は第 1 地区、第 2 地区の 2 地区に分かれており、両地区とも 1 期工事、2 期工事と進められております。

幕別町関連事業につきましては、今年度で完了の予定となっております。

また、関連事業といたしまして、道営畑地帯総合整備事業南幕別町地区におきましては、かんがい用水関連事業を進めており、今年度中に一部のかんがい用水関連事業が完了する予定であります。

なお、美川地区につきましては、平成 18 年度に事業着手を予定している道営畑地帯総合整備事業美川地区において整備を予定しているものであります。

以下、条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては、条例制定の目的を定めるものであります。

第 2 条につきましては、名称及びかんがい区域を定めるものであります。

名称につきましては、国営かんがい排水事業幕別地区に属するものを幕別地区畑地かんがい用水施設、国営かんがい排水事業札内川地区に属するものを札内川地区畑地かんがい用水施設と規定するものであります。

第 3 条につきましては、対象者を定めるものであり、第 2 条に規定する区域内において、土地改良法第 3 条に規定する資格を有するものを対象者とするものであります。

第 4 条につきましては、畑かん施設の使用に際して、町長の許可を受けることを定めるものであります。

第 5 条につきましては、第 4 条で許可を受けた者が、当該許可の内容を変更する場合に町長の許可を受けることを定めるものであります。

第 6 条につきましては、第 4 条で許可を受けた者が、畑かん施設の使用を中止する場合に町長に速やかに届け出することを定めるものであります。

2 ページになりますが、第 7 条につきましては、給水の制限及び停止する場合についてを定めるものであります。

第 8 条につきましては、使用者の修繕費用の負担区分を定めるものであります。

第 9 条につきましては、使用者及び水利組合の責務について定めるもので、第 1 項では、使用者は水利組合を組織すること。

第 2 項では、水利組合の業務について規定するものであります。

3 ページをお開きいただきたいと思います。第 10 条につきましては、第 4 条で許可を受けた者が、施設の改築や追加工事を行う場合に町長の許可を受けることを定めるものであります。

第 11 条につきましては、分担金を定めるものであります。別表に定める分担金を徴収することとしております。

別表を参照いただきたいと思います。4 ページになります。

別表第 11 条関係となっております。この表にありますとおり、基本額 3 万 5,000 と受益面積加算額の合計額を分担金として徴収することとしております。

なお、分担金は年額とするものであります。

12条に戻りまして、分担金の免除に関して定めるものであります。

第13条につきましては、末端施設の切離しに関して定めるものであります。

第14条につきましては、過料に関して定めるものであります。

4ページになります。

第15条につきましては、委任規定でありまして、施行に際しまして必要な事項は規則で定めるとするものであります。

なお、本条例の施行月日につきましては、平成18年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております、議案第178号、幕別町畑地かんがい用水施設条例は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第4、議案第179号「幕別町公民館条例」から日程第7、議案第181号「幕別町ふるさと館条例」の3議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第179号、幕別町公民館条例、議案第180号、幕別町民会館条例及び議案第181号、幕別町ふるさと館条例につきまして、一括提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第179号、幕別町公民館条例の全部を改正する議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、現行条例といたしまして幕別町公民館条例、いわゆる設置条例であります。それと幕別町公民館使用条例の二つの条例があり、これにより公民館の管理運営を行っているところであります。

今回、この二つの条例を一本化し、他の社会教育施設条例の規定との統一を図ることと、昭和26年に制定されました現行条例の表現を改める目的から、全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条、設置、第2条、名称及び位置、第3条、使用の承認につきましては、現行の公民館条例の第1条及び第2条、公民館使用条例第1条及び第2条を整理し規定するものであります。

第4条、使用の不承認につきましては、他の社会教育施設条例との統一を図るため、新たに規定するものであります。

議案書の6ページになりますが、第5条、使用料につきましては、現行の公民館使用条例第3条及び第5条を一本化して規定するものであります。

第6条、目的外使用等及び第7条、特別設備の設置等につきましては、他の社会教育施設条例との統一を図るため、新たに規定をしたものであります。

第8条、使用の承認の取消し等につきましては、現行の公民館使用条例第6条の表現を改めて規定するものであります。

第9条、現状の回復につきましては、他の社会教育施設条例との統一を図るため、新たに規定するものであります。

議案書の7ページになりますが、第10条、損害賠償につきましては、現行の公民館使用条例第8条の表現を改めて規定するものであります。

第11条、委任につきましては、現行の公民館条例第5条補足及び公民館使用条例第9条を一本化し

て規定するものであります。

附則第2項につきましては、公民館に係る規定を本条例に統合することにより、幕別町公民館使用条例を廃止するものであります。

附則第3項につきましては、この条例の改正前になされました処分、手続、その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

別表の使用料に係る表につきましては、現行幕別町公民館使用条例の別表を他の社会教育施設の使用料に係る表と統一するため、改めるものであります。

また、現行の幕別町公民館条例及び幕別町公民館使用条例には、葬儀使用の特例に係る料金が規定されていなかったため、今回、別表後段に葬儀使用の特例に係る料金を新たに規定するものであります。

葬儀使用の料金につきましては、公民館の規模及び使用料が近隣センターとほぼ同一でありますことから、現行の幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例別表1に規定されております葬儀使用の特例に係る料金と同額を規定するものであります。

さらに、現行幕別町公民館使用条例別表に規定しておりました備品使用料につきましては、現状として映写機、幻燈機、テープレコーダーが公民館に備え付けられていないこと。また、マイクにつきましては大広間の附属設備でありますことから、今回、別表の備品使用料に係る表を削除するものであります。

次に、議案第180号、幕別町民会館条例の全部を改正する議案について、ご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、町民会館使用の承認及び不承認について明示をし、使用料及び備付け備品等について現状に合わせるため、現行条例の条項の整備を行い、より明確な表現に改め、併せまして、他の社会教育施設条例の規定と統一を図る目的から、今回、全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条、設置及び第2条、名称及び位置につきましては、現行条例第2条中の設置目的と名称及び位置の部分を分離して規定しようとするものであります。

第3条、使用の承認及び第4条、使用の不承認につきましては、現行条例第4条、使用許可及び第5条、使用不許可の表現を改めるものでございます。

第5条、使用料につきましては、現行条例第6条及び第7条を一本化して規定するものであります。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第6条、目的外使用等、第7条、特別設備の設置等、第8条、使用の承認の取消し等、第9条、現状の回復、議案書の10ページになりますが、第10条、損害賠償及び第11条、委任につきましては、現行条例の第8条、第9条、第10条、第11条、第12条及び第13条の表現を改めようとするものであります。

別表第1、備考の第1号から第7号につきましては、町民会館の利用形態が百年ホールの利用形態に非常に類似しておりますことから、幕別町百年記念ホール条例別表1、備考の各号との統一を図るため、改めるものであります。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。別表2につきましては、現在、レコードプレーヤー、8ミリ映写機、サカズキの備品が備え付けられておりませんことから、別表第2から削除するものであります。

次に、議案第181号、幕別町ふるさと館条例の全部を改正する議案について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、昭和54年に制定されました現行条例の表現をより明確な表現に改め、併せまして、他の社会教育施設条例の規定との統一を図る目的から、今回、全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案書の13ページになりますが、第1条、設置につきましては、設置目的を幕別町における学術文

化の振興を図るために改めるものであります。

第2条につきましては、見出しを名称位置から名称及び位置に改めるものであります。

第3条、事業につきましては、事業内容を幕別町の考古及び歴史等に関する資料を収集・保管及び展示して、一般の利用・閲覧に供するものとするに改めるものであります。

第4条、入館制限につきましては、現行幕別町ふるさと館管理規則で規定してありましたものを、条例での規定に改めようとするものであります。

第5条、入館料につきましては、現行幕別町ふるさと館条例第4条、入館料及び第5条、入館料の減免を一本化して規定するものであります。

議案書の14ページになりますが、第6条、損害賠償につきましては、現行幕別町ふるさと館管理規則で規定いたしているものを、条例での規定に改めるものであります。

第7条、委任につきましては、委任事項を幕別町教育委員会が定めるから、教育委員会規則で定めるに表現を改めるものであります。

別表の入館料につきましては、幕別町忠類ナウマン象記念館条例の料金表との統一を図るため、表現を改めるものであります。

なお、幕別町公民館条例、幕別町民会館条例及び幕別町ふるさと館条例の施行月日につきましては、いずれも平成18年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第179号、幕別町公民館条例から議案第181号、幕別町ふるさと館条例の3議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（本保証喜） 次に、日程第8、陳情第6号、「教育基本法を堅持し、憲法、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書の提出を求める陳情」及び、日程第9、陳情第7号、「北海道財政の再建についての意見書の提出を求める陳情」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月7日から12月13日までの、7日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から、12月13日までの7日間は、休会することに決いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月14日、午前10時からであります。

10:34 散会

第 4 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

平成 17 年 第 4 回 幕 別 町 議 会 定 例 会
(平成17年12月14日 9時59分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

6 番 助川順一 7 番 堀川貴庸 8 番 乾 邦広

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

(諸般の報告)

会 議 録

平成17年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成17年12月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月14日 9時59分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (21名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)
18 伊東昭雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司
教 育 長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 建設部長 高橋政雄 教育部長 藤内和三
札内支所長 本保 武 総務課長 川瀬俊彦 企画室参事 羽磨知成
企画室参事 飯田晴義 水道課長 橋本孝男 糠内出張所長 中川輝彦
監査事務局長 森 広幸 町民課長 田村修一 商工観光課長 熊谷直則
税務課長 前川満博 土木課長 佐藤和良 車両センター所長 森範康
給食センター所長 仲上雄治 保健福祉センター所長 久保雅昭
学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁 農業委員会局長 飛田 栄
図書館長 平野利夫 土地改良課長 角田和彦 経済部参事 古川耕一
教育委員長 辺見政孝 代表監査 市川富美男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6番 助川順一 7番 堀川貴庸 8番 乾 邦広

議事の経過

(平成 17 年 12 月 14 日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 18 番伊東議員より、本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○16 番（中野敏勝） 通告に基づきまして、質問をいたします。

クリーンエネルギーの利活用と促進について。

地球温暖化への危機感や、原油価格の高騰を受け、太陽光発電、風力発電、バイオマスなどのエネルギー資源に対する関心が一段と高まっています。

これらは、クリーンエネルギーと呼ばれ、石油などの化石燃料に比べて、地球温暖化をもたらす酸化炭素の排出量が少なく、環境へ与える負荷が少ないことから、地球に優しいエネルギーとして期待されています。

中でも、太陽エネルギーは地球上に降り注ぐ 1 時間当たりのエネルギーが全世界で使用するエネルギーの 1 年分に匹敵するとまで言われています。

巨大であり、しかもクリーンで無尽蔵にあるエネルギー源でもあります。

国の補助金制度が後押しをして普及した太陽光発電装置も今や世界最大の発電量を誇っている。

導入も進み価格の値下がりによって、住宅用の補助金制度は今年度限りで廃止されることになっています。

一方、木質ペレットの利用が増大している中で、十勝にも木質ペレット工場が本格的な操業に入りました。ペレットストーブにも補助金制度を取り入れ拡大を目指しています。

木質ペレットは森林整備において発生した間伐材や単材を再利用、エネルギー源として有効活用するものであり、今後は公園や道路の街路樹、家庭の庭木の剪定木までもお金をかけて捨てるのではなく、有効活用していけることになるものと思います。

また、今まで何げなく固めて燃やせるごみとして捨てられていた廃食用油、一部石けんに利用されていましたが、今ではディーゼルエンジンの燃料として再利用する動きも身近に行われています。

100 リットルの廃食用油から 95 リットルのディーゼルエンジン燃料ができ、残りの廃棄物もほかに利

用することによって 100%有効活用できるシステムとなっています。

このほかにも雪氷熱利用、バイオマスエネルギーの活用などがあります。さらに電力会社においては自然エネルギー普及促進のためのグリーン電力基金への参加呼びかけを行い、太陽光発電施設や風力発電施設、そして環境教育の助成に取り組み、普及拡大を目指しています。

反面、限りある化石燃料、石油の利用もあと 40 年とも言われています。クリーンエネルギーに対する期待はますます高まっており、国、地方公共団体、企業、個人が連携し、積極的に取り組むべき段階を迎えていると思うのです。

いまこそ、産・学・官の連携を強め、早期に地域特性にあった、クリーンエネルギーの実用化に結びつける行動こそ、今、求められているのではないのでしょうか。

町が取り組んでいる状況と今後の対策についてお伺いします。

1、太陽光発電、現在の普及状況と今後の促進に対する計画はどのように進められているのでしょうか。

2、化石燃料に替わる地域クリーンエネルギーとして、木質ペレットの活用とペレットストーブの導入へのお考えはあるのでしょうか。

3、給食センターや保育所での廃食用油の処理はどのように行われているのですか。

4、クリーンエネルギーに対する住民の啓発、意識改革のための行動、パネルなどを利用した展示計画などなされているのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

クリーンエネルギーの利活用と促進についてであります。

地球温暖化防止のための京都議定書が本年 2 月に発効され、これに伴いまして、地球温暖化対策の推進に関する法律が完全施行されたところでもあります。

本町におきましては、平成 15 年に「地域省エネルギービジョン」を策定し、昨年は「公共施設等省エネ事業化調査」を実施、さらに本年は「新エネルギービジョン」の策定を進めているところであります。

また、本町の地域特性に適したクリーンエネルギー、新エネルギーの調査、研究にも取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目の「太陽光発電の普及状況と今後の普及促進」についてであります。北海道電力の調査によりますと、本年 11 月末現在で、本町における太陽光発電の普及状況は、29 戸となっております。

また、今後の普及促進につきましては、太陽光発電に対する理解を深めていただくための広報活動や補助、助成事業の周知に努めますとともに、公共施設の新築や大規模改修に合わせて太陽光発電の導入も検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の 2 点目の「木質ペレットの活用とペレットストーブの導入について」であります。木質ペレット燃料につきましては、ご承知のとおり、製材廃材や林地残材、古紙などの木質系の副産物、廃棄物を粉砕、圧縮し、成型した固形燃料でありまして、上質の燃料であることに加えて、他のバイオマス燃料に比べて非常に扱いやすいことから、近年、利用が図られているところであります。

反面、ガスや石油、電力よりもやや手間がかかることや、供給あるいは燃焼面でも信頼性が劣ること、さらに貯蔵には灯油の 3 倍の容積が必要などの難点も指摘されているところであります。

また、ペレットストーブの価格が 30 万円から 80 万円程度と高額となっており、今後、普及の促進に合わせて、導入価格も低減していくものとは思いますが、現段階では、主に経済性の観点から課題があるものといわれているところであります。

いずれにいたしましても、クリーンエネルギーとして、今後の普及が期待されているところであり、本町でも、その導入や道の補助制度の活用などについて検討してまいりたいと考えているところであります。

ります。

次に、3点目の「給食センターや保育所等での廃食用油の処理について」であります。本町の給食センターでは、年間およそ4,000リットルの食用油を使用しておりますが、その処理は、無料でリサイクル業者に回収していただき、リサイクル業者が再生処理を行い、家畜飼料やボイラー用燃料として再利用されているというふうに伺っております。

また、各常設保育所では、週当たりで1.5リットルから2リットル程度の廃油が生じますけれども、これらにつきましては、新聞紙にしみ込ませまして、「燃やせるごみ」として処理しているのが実態であります。

次に、ご質問の4点目の「住民への啓発、意識改革のための行動」についてであります。今後、新町におきまして、新エネ及び省エネを含めた地球温暖化防止に向けた推進体制を確立した中で、啓発等の具体的な内容を検討し、国や道のソフト事業を活用しながら、ご指摘ありましたパネル展なども含めながら、普及啓発活動を推進してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 今、太陽光発電、こういうものについても町の中では29戸ほどあるということでもありますけれども、まだまだ町としては非常に少ないのではないかとというふうに思います。

さらに、今後検討していきたいということですが。

十勝の日照時間というか、こういうものを気象庁の調べによりますと、他の地域からみると非常に十勝管内は日照時間が長いというのがデータとして残っているわけです。

特に12月から4月にかけて長いことがわかるわけです。こういうものを大いに活用して、そして、いくことが、今非常に大事な部分ではないかというふうに思います。

今、具体的にお尋ねいたしますけれども、さかえ保育所などを建て替える予定があるわけですが、こういうところには取付け計画はあるのでしょうか。

さらに、木質ペレット、これについても様々な欠点というか、そういうものもあるわけですが、こういうものも町としては今後検討していきたいというようなことを言われております。

足寄町を生産拠点として、今、半径60キロの地域をモデル地区に指定されているわけですね。

そして拡大を進めようとしているわけです。

当然幕別町もその地域に当てはまるわけですが、ペレットストーブ購入のときの10万円の補助金も受けられるようになっているようです。

数多く幕別町にはコミセンとか近隣センター、こういうのがたくさんあるわけです。こういうところのストーブの更新、こういうものにこのペレットストーブを導入していったらどうかというようなことを思うわけですが、この辺の計画等があれば聞いていきたいというふうに思います。

さらに、給食センター廃食については、無料で4,000リットルの廃食油を処理しているというようなことでもありますけれども、ディーゼルエンジンに使うことによって、この4,000リットルがほとんどディーゼル燃料というふうに活用できていくわけです。

ですから、ほかの燃料もいいですが、このディーゼル燃料に切り替えていくことが大事ではないかというふうに思うわけです。

今、つくっているところでは、回収をしながら精製して、そしてそこから運輸会社とか自社の車とかそういうものに活用されているわけです。

非常に排ガスとかそういうものも出ないわけですね。そういうところにどんどん使うことが大事ではないかというふうに思います。

保育所においては、固めて捨てているというようなことですが、固めるのに660ミリリットルで90グラムの「てんぷる」という固めるものが必要となるわけです。

値段にすると約200円かかわるわけですが、月に1.5から2リットルぐらい使っているということで結構なお金になるのではないかとというふうに思うのです。

そして、これを新聞紙で固めたりするのであれば値段は変わりませんが、しかし、そういうものをまた燃えるごみとしてお金をかけて捨てているということですので、こういうものもタンクを備え付けて、そして貯めておくことによって、そこへ抜取りに来てくれるというようなシステムもあるわけですから、こういうことを取り入れてはどうかというふうに思うわけです。

生活排水にスプーン一杯を投げることによって、魚が住めるような状態になるのには3,000リットルの新たな水が必要だというようなことも言われているわけです。

本当に環境保全の観点からも、町を挙げて回収事業、こういうものをやるときに来ているのではないかとこのように感じているわけです。

この辺もお伺いします。

さらに、広報活動の面ですけれども、国でも各関係省庁などが先頭に立って、意識啓発のための行動を積極的に進めているわけです。

今、町でも新エネルギーに対するこの計画、こういうものを立ち上げようとしているということで、これからはどんどん出てくると思いますけれども、特に実験装置とかパネルなどをいろいろなところへ展示して、情報をどんどん住民に発信することも大事ではないかというふうに思いますが、この辺についてもお考えを聞きたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の太陽光熱の利用についてでありますけれども、お話がありましたように、個人の住宅への普及、併せて公共施設における普及というようなことで、今、実は内部でも検討をしております。

実はお話ありましたさかえ保育所の建て替えにつきましても、太陽光熱の利用ができないかどうかということで、現在、内部での協議を進めております。

ただ、なかなか先ほども申し上げましたように、太陽光熱にしる、あるいはペレットにしる、経済性の面からいきますと、なかなか現状の財政状況の中でいくと厳しいものがある。もちろんそれだけ言っていたのでは進まないということにもなるのでしょうけれども、そういったことも含めながら、今、保育所の建て替えにも合わせて、そうした太陽光熱の利用も検討をさせていただいているという段階であります。

さらに、近隣センター等のストーブの更新に合わせて、ペレットを導入してはというお話でありました。

ただ、2～3日前の新聞に出ていましたけれども、足寄町でもやっと新しいストーブの開発が進んで、それを今試験的に使っているというような状況でありますので、私どもとしてはそうした状況を十分見極めながら、あるいは当然近隣センターの使用は地域の皆さん方をお願いするわけありますから、灯油ですと1回入れたままストーブをつければいいということですが、ペレットの場合はそれなりの保管、あるいはストーブに入れなければならない作業、いろんな面も先ほど申し上げましたように、難点あるいは課題というようなこともありますので、十分それらの動きをみながら、あるいは今後の開発の動向を見ながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、廃油については、先ほど言いましたように、4,000リットルが出るということではなくて、給食センターではおおむね年間4,000リットルほど使用しているということですから、2割なり3割が落ちた分が廃油として出るのであるというふうに思いますけれども、これらは今言いましたように、月ではなくて何カ月に1回業者の人がまわってきてそれらを集める。これは幕別の給食センターのみならず、管内のいろんな、例えば、音更なんかでも自校式の給食なんかやっていますから、そういうところもまわって1カ所に集めて、それらを先ほど言いましたような利活用をしている。

お話がありましたように、なかなか電源開発といいますか、エネルギーまでいくかどうか私もちよっとわかりませんが、主に飼料なんかに使っているというようなことを聞いております。

それから、保育所については先ほど言いましたように、これも1年間貯めておけばそれなりの量になるのでしょうけれども、なかなかそうはならない。1週間程度で1.5リットルぐらいですから、新

聞紙にしみ込ませて燃やせるごみとして出しているというようなことで、これも大体他町村の保育所の事例なんかもするようなことで対応しているようでありますけども、それらがなおかつ有効な活用ができるのか。今言うようにもっと1カ所に集めることによって、回収業者が来ていただいているというようなことになるのかどうか。それらも含めながら、今後の対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、啓蒙については、お話がありましたようにできる限りパネル展でもそうでありまして、いろんな機会をみながら啓蒙・普及を図っていきたいというふうに思います。

内部でも、ただそのことだけのパネル展ではなくて、何か一つの行事だとかイベントだとか、そういうときに合わせた啓蒙活動、あるいはパネル展や普及活動をしていくことがより有効的でないかというようなことも検討しておりますので、それらも含め、今後、十分検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 太陽光発電、国の補助金制度が廃止されるのですけれども、普及に伴って値下がりしたとはいえ、非常にまだ高い部分があって、かなりコストがかかり、なかなか取り付けられないという家庭も結構あるわけです。

町として貸付制度とか助成制度、こういうものを立ち上げて本格的にやる考えはないでしょうか。

それと、今年は暖房用灯油が非常に高騰して、薪に切り替えているという家庭も増えていることは新聞紙上で発表されているわけですね。

言うまでもなくこの薪ストーブやペレットストーブの活用しているところでは、灯油に比べてとても温もりが違ふと。暖かみがとても心地よく伝わってくるものなのだというようなことがよく言われております。

現在、ストーブの値段が高額であるために簡単に取替えができない状態ですけども、今、石油ストーブと同じような形で作られているというのがあるわけです。

また、新聞を見ると、道内で新しい開発に向けて、道が積極的に取り組んでいるわけですね。値段が高いといっても、長期に考えると非常に経費節減になっていくのではないかというような気もするわけです。

今年であれば、今灯油と比較すると20%から25%ほど安いというふうにも言われているわけですけども、このことについて前向きに検討していただきたいと思います。

バイオマス燃料なのですけども、町を挙げて取り組んでいるところも日本にはあるわけですね。このところの効果というのは、普通一石二鳥と言うのですけれども、一石五鳥の効果があるというふうに言われているわけです。

この廃食油のリサイクルはもとより、二酸化炭素の削減にもなると。ディーゼル自動車の排ガスがクリーン化されると。さらに地域コミュニティの活性化にもなるのだということなのです。

こういうふうにして言われているのですね。しっかり取り組んでいるわけです。

要するに、公区ごとに回収拠点とかそういうものを設けて、そしてそこへ油を使ってこの食用油を持ってきながら、そこで地域のコミュニケーション、こういうものもどんどん増えているというようにも言われているわけです。

こんなこともあるわけですから、是非何らかの形で回収をできればというふうに思うのです。

また、最後のこのエネルギーの消費は、今、オール電化とかそういうものでもって非常に多くなっているわけです。

ある人が言うておりますけれども、この地下資源の再利用などは人間の心身と社会環境に多大のマイナスの影響を及ぼしているのだと。一刻も早くこの地下資源依存から脱却して、エネルギーを代替できる資源を構築するための、人類文明の課題として取り組むときであるとまで言われているわけです。

限りあるこの貴重な資源、大切にしながら環境を守るため、それぞれができるところから行動を起こしていくことによって、このクリーンエネルギーが活用できる時代が来るものと確信しております。

町の積極的な行動を期待して質問を終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の太陽光熱にかかわっての町の補助を考えてはどうかということでありませぬ。

実はお話にありましたように、今までは国の補助があったと。あるいは管内のみみすと、帯広市あたりでは限度額を15万円、市が9万、道の補助が6万というようなことの補助制度があるようでありまして、これは実は今の私どもの内部でも、これらの補助が可能かどうかということについての検討はさせていただいているわけでありませぬ。

ただ、先ほども申し上げましたように私どもの町で29戸でありまして、十勝管内全体でも330戸余り。帯広市が一番多いわけですけれども、それでも147戸というようなことで、これらがそういった補助制度を持つことによってさらに普及の輪が広がるのかどうか。そういったことも十分見極めながら対応していくことが必要であろうというふうには思っております。

そういう意味でももちろん検討はさせていただきたいというふうには思っております。

それから、ペレットの関係でありますけれども、これはいろいろな意見といいますか試算された状況で、今、中野議員は20%ぐらい灯油からみたら安いのではないかとというようなお話もありましたけれども、一部の試算ではほぼ同じか、例えば、灯油タンクを65円とした場合で恐らく一冬若干逆にペレットの方が高いのではないかと試算も出ておりまして、これはいろいろだと思ひますし、先ほど来申しておりますように、ペレットはまだこれから普及が広がっていく最初の段階、緒に付いたばかりだというふうには思っておりますので、そういったことも見極めながら今後の対応に当たっていききたいというふうには思っております。

それから、廃油にかかわって、確かにお話ありましたように公区の1カ所に皆さんが持ち寄ってというようなことができればこれは一番いいことなのだろうというふうには思ひますけれども、私も管内にどの程度の廃油を集めていただける業者がいるかもちょっとわかりませぬけれども、現実にも給食センターあたりは一月に1回か二月に2回ぐらいの回数でないかというふうには言われていませぬ。

そうしたことがこれからほかの公区でもそういうようなことになった場合に、本当に回収業者の方が来ていただけるのかどうかというようなことも、これはちょっと調査してみないとわからない部分もあるのだろうというふうには思ひますけれども、いずれにしても中野議員の後段に言われていたようにクリーンエネルギーの利活用そして普及について、行政の立場からもこれからは真摯に取り組んでいききたいというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○11番（杉山晴夫） 通告してあります軽度発達障害の子どもたちへの支援と特別支援教育について、質問をいたします。

文部科学省は、平成19年度を目指した特別支援教育のガイドライン試案を発表したが、それによれば、従来の特殊教育の対象を広げ、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育指導を通じて必要な支援を行おうとしている。

このことにかかわってLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等軽度発達障害の子どもたちの実態について現状をどう認識しているか。現場の声も含めて把握すべきと思うところがございます。

なお、これらについて過日本町において関係機関が主催する十勝地区学習会が開催されたようですが、関係者の関心の高まりが伺われるところです。そこで文部科学省の言う「特別教育」構想について、本町における実施内容を含めて見解をお伺ひします。

「特別支援教育」は高い専門性が要求されると思うが、その仕事に携わる教職員、学校の研修及び調査を進めるべきと考えられます。そのため一定の予算措置をすべきと思ひますが、重ねてお伺ひを

いたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 杉山議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「軽度発達障害」の子どもたちの実態についてであります。

ご存知のとおり「軽度発達障害」には学習障害や多動性障害及び高機能自閉症など知的発達に遅れはありませんけれども、学習面や行動面に著しい困難な状況を示す児童生徒がおり、学校現場での課題となっております。

本町においての軽度発達障害の児童生徒数については、その状態の定義が医学的判断によることから、単純な行動判断などで教師が障害の有無を判定できないため、「軽度発達障害」児童生徒として正確な人数の把握を行える状況ではないことをまずはご理解を頂きたいと思っております。

しかしながら、各学校ではそれぞれ数人程度の軽度発達障害と思われる「特別に配慮を必要とされる児童生徒」、これらが見受けられることから、現状といたしましては、これらの児童生徒については各学校で担任教員がクラス経営の中で指導しているほか、学年別に協力体制をとりそれぞれに対応するなど対処しているところでもあります。

2点目の構想と幕別町の内容についてであります。これら「軽度発達障害」の児童生徒とともに、従来の特殊教育対象の児童生徒の自立や社会参加に向けて、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、あるいは克服するための適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うのが「特別支援教育」とされており、平成19年度には導入が予定をされております。

幕別町ではこれらの状況を踏まえて、本年度から2年間にわたり「多様な教育ニーズ推進モデル事業」によるコーディネーターを札内中学校に配置して、総合的な対応や多様な支援について、実践を通じて検証し、その成果を生かしていきたいと考えております。

具体的には特別支援教育では「個別の教育支援計画」の策定が重要であるとされていることから、それぞれの障害に応じたモデル案の作成から評価を行う予定であります。

併せて、行動などに心配のある幼児について、特殊学級の担当教員が就学前の段階で幼稚園や保育所の担当者と協議をして、情報を交換し適切な指導や助言ができるよう協力体制を整えるための協議会を本年度より開催しており、「特別支援教育」導入への協議体制の整備を図っているところでもあります。

また、障害のある生徒の介助を特別編成のチームを組織してサポートしている学校の状況ですが、特殊学級担当の教員と一般教員による協力体制が整えられ、「特別支援教育」の推進に向けた対応の実践例として報告を受けているところでもあります。

次に特別支援教育のための教員研修の必要性についてであります。新たな事業展開となるため、現在の特殊学級担当教員のみならず、その他の教員にも一定程度の基礎知識の習得が必要と考えられます。

しかし、本年11月に出されました中教審の「特別支援教育特別委員会」での特別支援教育を推進するための制度に関する答申案では、教員の資質能力に関連して教員免許制度の見直しが挙げられており、「特別支援学校教諭免許」を設けて専門知識を研修し、指導方法や知識・技能を身につけることを目指すとしており、特殊学級担当教員などが取得することを期待するとあるのにとどまっております。

したがって、資格の取得や研修に関する計画も具体的に国・道から示されておらず、町独自の研修等に係る予算措置については現在では難しい状況にはありますが、教職員の理解なしには実施できない事業でもありますことから、本町におきましては今年度の幕別町教育研究所の主要な研究テーマとして取り上げ、調査研究を進めているところでもあります。

いずれにいたしましても、現時点においては国・道が特別支援教育の実現のための具体的な教員の配置や学級編成基準などについてその考えを示されていない状況ではありますが、教育委員会といたしましては学校や関連団体とも連携をして、平成19年度の円滑な実施に向けて取り組んでまいりたい

と考えています。

以上で、杉山議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11 番（杉山晴夫） 答弁を頂いたところでございますが、就学前の幼児については、保育所並びに幼稚園と連絡をとって指導に当たっているというようなお話でございました。

大変結構なことだと思います。

こうした子どもを持っている親御さんというのは、なかなか表に現わすのを嫌がって、学校においても普通学級に行かせたいというのが親としての心理状態だというふうに思っておりますが、たまたま私が耳にしたところでは、帯広に住んでいる若いご夫婦が、子どもが若干知能の低い子どもであるので、幕別町はこうした特別教育に対して充実しているということで、幕別町に住まいを求めたいということで、過日、公営住宅を借りて住まいを求めたというようなこともお聞きしております。

そういうご父兄もあるわけでございます。

こうした障害については早期発見、早期療育が必要だと思いますので、父母に対しても潜在的なのがいると思いますので、相談支援とか情報を流すというような方法もとってはいかがかと思いますが、その点1点お伺いいたします。

また、先ほど何か協議会が設置されてやっているのだというふうな答弁でございましたが、全町的なこういう特別支援連携協議会というものをつくって、全町的に各学校単位だけでなく全町的にこの問題について検証していくというような考え、協議会などの中で、同じ目的を持って進めるというような考えはないか。

2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 杉山議員のおっしゃいますとおり、この軽度発達障害というまずその症状ですけども、保護者の方につきましてはおっしゃるとおり、なかなか外に出していただけないというか、現在の制度の中でいいますと、例えば、学習障害や多動性障害、これは医師の診断に基づくものでありますけれども、現在の制度の中では就学前に教育委員会の方に届ける必要のないことであります。

ただ、保育所、幼稚園に通っておられるお子さんについては、その担当の保育士、あるいは幼稚園教諭なりがそれぞれのことを学校の教員と連絡を取り合う協議会、先ほども言いましたがこれをつくっております。

その中でこういったお子さんがいるという相談を必ずしていただいております。

学校に入る前に、例えば、就学指導委員会に、これは現在という特殊学級の部分なのですけれども、ある程度診断を受けたお子さんについては、診断を受けたお子さんもいるわけですね、についてはその就学指導委員会に判定を依頼される親御さんもいらっしゃいます。

そんな中で、保護者の方にお知らせをしていくということなのですが、まず学校も当然それをやっているところでもありますけれども、保育所、幼稚園、それらの方々と連絡をとり、あるいは町の保健師、こういった方々がかなりそういう児童の発達について、その様子を見ていることからそういったところとも連絡をとりあって、先ほども言いました軽度発達障害ではないかと思われる方については、親御さんにこういった制度もありますということの説明をしているところでもあります。

それから、先ほども言いました協議会ですけども、これは全町的にもう既に連絡をとってやっているところでもあります。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11 番（杉山晴夫） わかりました。

それで、先ほど教育長のお話では、本町にはコーディネーター1名を幕別中学校に配置して計画を立てているというようなことでございますが、それで人員は足りるのかどうか。

過日、11月5日の道新に出たのですが、道は直面する財政難により専門教員の養成を休止するというような記事が出ております。

非常に関係者のコメントも出ているわけですが、事業廃止は現場のニーズに逆行していると。財政難は理解するが、教育の充実には金がないから削るということでは困るというようなコメントも出ているわけですが、教育長は、予算化は町としては困難だというようなお話でございましたけども、道に要請しても配置にはならないとは思いますが、1名でなくやはりこういったリーダー的な専門の教員を1名でも多く配置して、この問題に携わるというようなことが必要でないかと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） コーディネーターの配置でありますけども、現在札内中学校に配置しておりますコーディネーターにつきましては、平成19年度から実施されるこの特別支援教育に向けて、先ほども言いましたように個別の支援計画、それぞれの子ども一人一人の支援計画をつくっていかねばならないわけですね。それもまた症状別あるいはいろんなことで、この子についてはどんな指導が必要かという計画をつくるために必要なのですけども、その役割が、特別支援教育が19年度から開始される際には特別支援教育コーディネーターという形で配置されることになっております。

ただ、これが市町村に配置されるのか道立学校に配置されるのかということはまだわかっておりません。

その時点でその支援計画をつくっていったのでは私どもの町ではもう遅いというふうに考えております。それで、モデル的な案を現在つくりたいということで、今年からその事業を進めて、現在札内中学校にいるコーディネーターには、札内中学校だけではなく町内の小中学校すべての子どもたちのそれぞれの症状に合わせたモデル案をつくっていただこうとしているものであります。

それから、予算のことなのですけども、これは決して予算をつけないとかそういった意味ではなくて、何が必要なのかということがまだわかっていない。先ほども言いましたようにコーディネーターが道立学校に配置されるのか市町村教員に配置されるのかはまだわかっておりません。

それ以外に、先ほども言いましたように各一般の教職員もこの制度について十分認識をしていただかないとこの制度は進めていけないというふうに考えておまして、そのために、これはある中学校なのですけども、幕別町教育研究所の研修という形で町内の小中学校の先生方、これは一般の教員と特殊学級の担任も含まれていますけれども、札幌の道立の特殊研究センターの方に研修に行きまして、特別支援教育に向けた研修を行っております。

その成果をそれぞれ各学校に持ち帰っていただいて、各学校の校内研修の場でその成果を発表していただいていると。これが今現在の状況でもあります。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩をいたします。

10：47 休憩

11：01 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 通告に従いまして、自治体におけるメンタルヘルスへの取り組みについてをお伺いいたします。

21世紀に入り、時代は大きく変化、複雑化しています。

政治、経済、科学、文化はもとより、私たちのライフスタイルである人間のシステムそのものが大きく変化しようとしています。

特に、高度情報化・複雑化した社会には、様々なストレス要因が満ちあふれていることから、職場不応や、それに関連した健康障害が起きやすくなっております。近年、著しい増加傾向にあるとき

れる心身症や神経症などの、いわゆる「心の病」がその現れであります。

公務員の職場も例外ではなく、地方公共団体に求められる役割が多種多様化する中で、職員の精神的負担やストレスは増加をしております。OA化の進展や仕事の増加・専門化、そして人間関係の変化などからくる、職場不適応といった「心の病」や「健康問題」をかかえる人が増えているのが現状です。

健康への関心の高まり、ひいてはメンタルヘルスの必要性に対する認識は、こうした社会背景があるといえます。メンタルヘルスの目的は、心身ともに充実した健康状態を目指すことにあります。

職場におけるメンタルヘルスの取り組みは、疾病対策や病人対策だけではなく、むしろ心の健康を増進し、明るく活力に満ちた職場づくりを推進することにあります。

そこで、町のメンタルヘルスに対する取り組みについてお伺いをいたします。

①教育及び研修について。

②健康相談について。

③アフターケアの指導について。

④担当者の役割につきまして、職場管理者、人事担当者、保健医療担当者それぞれの役割についてお伺いをいたします。

⑤システムづくりに関しまして、一般職に対して、消防職員に対して、教職員に対するシステムづくりについてをお伺いいたします。

⑥管理監督者の役割について。

ここでは、当役場につきましては部制をとっておりますので、主に部課長の役割についてをお伺いするものです。

⑦管理監督者自身の心の健康について。

最後に、職場のストレス対策についてお伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

自治体におけるメンタルヘルスの取り組みについてであります。

ご質問の要旨にもありますように、今日の社会情勢にあつて、人々の生活様式や価値観が大きく変化する中で、神経症などいわゆる「心の病」を抱える人が増加しているとの認識は、意を同じくするところでもあります。

この「心の病」につきましては、基本的には「心の病」を抱える職員にどう対応するかではなく、職員の心の健康づくりをどう進めるかが大切であるとの認識のもとに、職員の心の三つの状況、すなわち「心の健康保持増進」「心の不健康な状態への早期対応」そして「円滑な職場復帰と再発の防止」に応じた対策が必要であろうと考えております。

そのため、平成15年度からその対応に取り組んできているところであります。

ご質問の1点目「教育・研修について」であります。これまで平成15年度から今年度まで3年連続して、職場内研修で全職員を対象に「メンタルヘルス」について取り組んでまいりました。

本年度の研修の内容を申し上げますと、日本うつ病学会評議員で保健師の山口律子氏を講師に招き、12月1日と2日に2回に分けて研修を行いました。参加者は約100名で「心の病」の状況やその兆候、メンタルヘルスチェック、その対応と職場復帰に向けてなどを学んだところであります。

ご質問の2点目「健康相談について」であります。職場内の対応といたしましては、まず、職員の健康状態の把握はそれぞれの職場管理職である課長が当たり、相談が必要と感じた場合、又は、職員が相談をしたい場合などは総務課と保健師とが連携し対応するようにいたしております。

当然ながら専門的相談が必要な場合には、専門の医師を紹介し診察を受けるよう勧めることといたしております。

また、職員間では相談しづらいということも考えられますことから、市町村職員共済組合が実施いたしております「ファミリー健康相談」や北海道いのちの電話などの利用も周知いたしているところ

であります。

ご質問の3点目「アフターケアの指導について」であります。が、「心の病」の症状とその原因は個々のケースで異なることから、職場復帰に当たりましては症状と治療の内容を担当の医師から指導を受け、職務遂行能力の順調な回復を図るべく、経過観察すなわち時間的勤務など状況に合わせた対応と、場合によっては職場内の異動などを考えていきたいというふうに思っております。

また、当然のことながらプライバシーの保護も大切なことと認識いたしているものであります。

ご質問の4点目「担当者の役割について」であります。が、「職場管理者の役割」といたしましては、職員個々の健康状態の把握や部下のストレス状況の改善、業務内容の調整などが考えられます。

「人事担当者の役割」といたしましては、研修機会の企画、職員個々の資質の把握と各職場内のバランスの調整、職場管理者からの報告に基づく対応が役割と考えております。

次に、「保健医療担当者の役割」といたしましては、職員個々の健康相談に応じたアドバイスや職場管理者への指導助言等があるものと思っております。

ご質問の5点目「システムづくり」であります。が、「一般職及び消防職員」につきましては、職場内に労働安全衛生法に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とした町職員衛生委員会が設けられており、委員会の意見を聞きながら体制づくりを進めているところであります。

先ほどもお答えいたしましたように、職場管理者及び本人が変化を感じた場合、総務課あるいは保健師等が連携し相談に当たり、ストレス要因の対応を行い、また、専門医の相談を必要と判断した場合は紹介と受診を勧め、療養・治療を受けていただき、職場復帰に対しては、担当医師を含め、職場管理者・総務課等で相談し、職員個々の状況に合わせ職務遂行能力の順調な回復を図るべく、プログラムを組むように体制づくりと対応を検討しております。

「教職員」につきましては、各学校の管理職いわゆる校長・教頭を中心に悩みなどを気軽に相談できる環境づくりを心がけるとともに、町の心の相談員やスクールカウンセラーが生徒ばかりではなく先生の相談にも対応しているほか、北海道の「職員相談室」、北海道教育委員会の「心の健康相談」が電話での相談窓口となり教職員のサポートをしているというふうに伺っているところであります。

ご質問の6点目「管理監督者の役割について」でありますけれども、管理監督者は職場全体の勤務環境の整備や職場復帰の支援あるいは再発防止対策などが役割であろうと考えております。

次に、ご質問の7点目「管理監督者自身の心の健康について」でありますけれども、当然のことながら課題を自分自身のみで抱え込まず、身近に良き相談相手を持ち、職員との交流が一番の心の健康保持の秘けつであろうというふうに考えております。

最後のご質問であります「職場のストレス対策について」であります。

役場内には消防職員も含め全職員で組織する「職員交友会」がありますが、ここを中心に毎年パークゴルフ大会や家族レクリエーション、ボウリング大会など元気回復事業を実施いただいておりますとともに、各職場を中心に計画的な年休の取得するようリフレッシュなどストレスをため込まないよう指導をしているところであります。

幸いにいたしまして、職場においては現在のところ「心の病」を抱え悩んでいる職員はないというふうに報告を受けてはおりますが、今後、さらに複雑多様化する社会にあって「心の病」にかかる職員が出ないように、十分心の健康づくりに職場全体で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 全体的な答弁をお聞きしますと、現在までの対応、そして今後に向けた考え方がわかりやすく理解をすることでございますが、教育研修にかかわって実施された内容は理解するところであります。私の考えの中にこのメンタルヘルスが成果をあげるかあげないかというキーポイントは、やはり管理監督者といわれる部長あるいは課長、この人たちがキーパーソンになります。そ

う考えています。

そうしますと、研修の内容において、これは全職員を対象ということではありますが、今後に向けて一般職と管理職との研修の内容に違いがあっても当然だろうし、専門性が出てくるのではないかと考えますので、これら今後の研修にかかわってのさらなる具体的な在り方、これらについて確認をいたします。

それと、健康相談についてであります。これらについては実態については十分理解をするところでございますが、現状の保健衛生活動がかなり大事なウエイトを占めるのであろうと思っておりますが、その一方でカウンセラーの人材確保というのが非常に問題になってくると思っております。

大きい自治体ではこのカウンセラーの確保というのは1名ないし2名を専属に確保している事例はあるのですけれども、私たちの町のような俗に言う小さい町ですね、そういったところではなかなかこのカウンセラーの確保は難しいということで、現状可能性があるとすれば地域のそういう関係機関に求めるしかないだろうと。ただ、それが当幕別町の職場の実態をある程度理解していただいて、そこからいろんなカウンセラーのできる方の確保は大事であると思っておりますが、これらについてどう今後お考えになっていくのか伺います。

それと、担当者の役割及びシステムづくりについて、考え方は理解をするところでありますが、ここでメンタルヘルスの体制をつくる時の問題点として、先ほどから私が申し上げているように、管理監督者の在り方ということで、例えば、上司が精神的に不健康であれば、それは部下に対するストレスになっていくというのが一般的な見解です。

今日は皆さん課長以上ですので、管理監督者の方ばかりですのであえてここで申し上げますが、この上司自体が不健康であるということが出てきますと、かなりこれは職場全体のストレスにつながるということがありますので、これらについて上司の精神的な不健康をもたらさない対策というのがいろいろ考えられていると思っておりますが、それらについて町長のお考えをお聞きします。

それと、管理監督者の中の役割についてですけれども、私が考えるには、一番大切なのは下で働く一般職の方が職場不適応を発見したときに、適切な対応を本当に果たしてとれているかどうかということが一番問題になると思っております。

それと、職場の有害なストレス要因というのは職場の環境ですね。そういったものがかなりありますので、それに対する取り除きを全体職場でできているかということ。それが結局は明るい職場づくりの推進につながりますので、再度、現況、今の答弁の中では努力されているような理解はできるところですけれども、再度これらについての部長・課長の管理監督者の役割というのを再認識する必要がありますが、これらについての町長のさらなる考え方を確認いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず1点目の研修にかかわって一般職と管理職とを分けてはどうかというご提言を頂きました。

これらもどの程度できるか、あるいは今も二日間やっておりますから時間的な割繰りをすればそういうことも可能かと思っておりますけれども、そうした内容も含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、カウンセラーの確保、これは実はどこも大変な悩みのようなであります。先ほど言いましたように、庁舎内にあります安全衛生会、これには産業医をお願いしているわけですが、これも町内のお医者さんをお願いをしているということですが、こういった心の病のカウンセラーということになりますと、ある程度のそういったことに対する知識あるいは経験というものがなければ、ただお医者さんだからカウンセラーになれるかどうかということもいろいろあるのだろうというふうに思っています。

これはどこの町村も確かにこういう悩みを抱えているようでありますので、これらも一つ大きな大局的な立場から考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、上司が不健康であればという対策でありますけれども、上司の管理職の対応でありますけ

ども、これはなかなか言葉では言えますけども、それでは管理監督者にどのような指導教育をするか。なかなか難しいのだろうというふうに私も思います。私の立場からすれば、そんな不健康な上司はいないのだと、そういう人間は上司にはなっていないのだというふうに思っておりますので、これからも当然のことながら部課長を中心に、いわゆる部下あるいは管理監督する立場の者自らがそういうような不健康にならないように、先ほど申しました研修も含めながら、これからもいろんな場面で話合いを持つ中で対応していきたいというふうに思っております。

それから、不適応職員、これもいろいろ言われることでありますけども、どこの町村にもいるのではないかと、1割いるのではないかと2割いるのではないかとよく言われる場合もありますけども、私はこうした不適応職員が、先ほどお話ありましたように、いろんな周りの環境の中で立ち直っていく、あるいは適応職員になっていけるのだろうということも当然期待もしていかなければならないし、そういう方策も考えていかなければならないというふうに思っております。

環境整備、いろんなことがあるのだろうというふうに思います。だんだん先ほどの価値観の問題もありますから、人々のコミュニケーション、交流というようなことも希薄になってきているようなことも言われますけれども、何とか一つの職場であって、そして同じ共通の仕事に携わっている職員同士でありますから、実にいろんな面で交流をさらに深め、そして何事でも心配ごとが相談できるような仲間づくり、そして職場づくりにさらに私どもも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝仁） 通告に基づきまして、町村合併について質問いたします。

幕別町は忠類村と来年2月6日に合併し、新しい幕別町として出発することになります。

合併まで2カ月を切り、理事者をはじめ町の職員におかれましては無事合併が成りスムーズに新町がスタートすることができるよう真剣に取り組んでいらっしゃると思いますし、また、そのようにご期待申し上げているところでございます。

さて、先月、新市町村合併特例法を受け、市町村合併構想の策定を目指す道により地域の意見を聞く目的で、地域懇談会が開催をされ、それを受け開かれた十勝町村行政のあり方検討会において、おおむね10年以内を目安として十勝1市を目指す構想が示されたとの報道がありました。

この報道やその後の様々な他町村のこの問題に対する報道により、町民の中には忠類村と合併する直前にもう十勝1市の話があるのはどうかと、少なからず動揺が広がりつつあります。

合併を目前にしたこの大切な時期に遺憾なことだと思うことです。

町長はこの件に関して、早急に町民に町長のこの問題に対する考え方を説明する必要があると思っておりますが、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

十勝1市構想についてであります。

十勝1市構想につきましては、十勝町村会が先月策定いたしました「十勝地区グランドデザイン」におきまして、中長期的な十勝地域町村行政のあるべき姿として描かれたものであります。このグランドデザインにつきましては、現在、北海道が合併新法に基づき策定作業を進めております、いわゆる「合併構想」に、地域の意向を反映していただくため、道内の地区町村会ごとに策定し、北海道町村会が集約の上、北海道に提出するとされているものであります。

「十勝地区グランドデザイン」におきましては、『十勝管内町村は、旧合併特例法に基づき、合併議論を進めてきたが、合併が成立した2町村を除き、それぞれ議会や住民の合意を得て自主・自立を選択した経緯があり、再度の合併協議は、当分の間、時間を置く必要がある。』とした上で、「十勝地域は、地理的にも、行政エリアも、生活経済圏も一つとなっており、一次産業を基幹に発展してき

た地域であり、帯広市を中心とした「十勝1市」をおおむね10年以内を目標とし、人口36万人の道東の拠点都市を目指す」というふうになっております。

このように、十勝1市構想は、概ね10年以内という目標期限が明示されておりますものの、中長期にわたる構想でありますことから、合併・自立にかかわらず、当面は、それぞれが選択した取り組みを進めていくことになろうかというふうに思っておりますし、構想に対するスタンスも、自立を選択した町村と、合併による新たなまちづくりを進めていかなければならない私どもとは、必然的に異なってくるものというふうに思っております。

そうしたことから、私は、町村会の検討会議の場におきまして、『十勝1市構想を否定するものではないが、まずは新しいまちづくりに専念したい』旨を申し上げたところであります。

このように、本町にとりまして、今最も重要なことは、合併後のまちづくりでありますことから、私といたしましては、両町村の住民の皆さんが、合併して本当によかったと思えるような新幕別町のまちづくりに、全力を傾注してまいりたいと考えているところであります。

なお、このことにつきましては、過日開催されました地区別の公区長会議におきましても、十勝1市構想にかかわる検討経過を含め、ご説明をさせていただいたところでもありますし、今後におきましても、機会を捉えて町民の皆さんにお話をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○7番（堀川貴庸） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、新町における少子化・子育て支援について。

わが国の出生率は低下の一途をたどり、一部関係機関からは平成18年には、少子化の高度な進行によりまして人口減少に陥るとも言われております。

現在、本町では幸運にも人口が増加している状況ですが、減少傾向への不安と懸念はぬぐえるものではありません。

そもそも人口の減少は、労働人口の減少による経済の低迷や、社会保障制度の根幹を揺るがしかねず、社会の活力に大きな影響を与えるものと考えます。そのような状況のもと、国は平成16年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国や地方公共団体、企業に対して子育て支援への責務を規定しました。

さらには、本年3月、内閣府によって実施されました「少子化対策に関する子育て女性の意識調査」でも、出産・子育てへの支援について強い要望があったところであります。

そこで、市町村単位の地域社会においても前述の趣旨に基づいた少子化・子育て支援に取り組むべきと考えます。忠類村との合併を控え新町誕生の準備が進められている中、新町として最初となる来年度予算編成における少子化対策及び子育て支援策の考え方につきまして町長の見解をお伺いするものであります。

また、続きまして、ジュニアスクールについてであります。

子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、親や家庭のみならず、地域社会や教育関係者たちの願いでもあります。それと同時に、それぞれがそれぞれの役割を果たしてこそ子どもたちもその期待に応えてくれるものと考えます。

子どもたちにとっては、基礎学力を身につけさせるための学校教育と、自然科学・風俗・文化など学校ではなかなか学ぶことができない社会教育がバランスよく受けられる教育環境の整備・充実が重要と認識しております。

そこで、本町では「人を思いやる、心豊かな人づくり」を理念に掲げ、様々な体験や経験を通して子どもたちが知識と教養を伸ばしていく場である「ジュニアサタディスクール」や「ふるさと館ジュ

ニアスクール」事業を展開しています。これについては、ここ2、3年課題の残る事業となったと思いますが、それらの現状と来年度以降どのように工夫改善及び拡充を図っていくのか、新教育長の所見を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「新町として最初の予算編成における少子化対策及び子育て支援策に関する考え方に」ついてであります。

ご質問にもありましたように、厚生労働省所管の国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、わが国の人口は平成18年をピークに減少に転じ、平成63年、2051年といえますから、およそ45～46年後になるのでしょうか、そのときには日本の人口も1億人を割るとされており、労働人口の減少、消費市場の縮小による経済への影響や社会保障費の負担増加が懸念されているところであります。

国におきましては、国や地方公共団体と事業所が一体となって、社会全体で子育てを支援し、少子化に歯止めをかけることを目的として「次世代育成支援対策推進法」が制定したところであります。

本町におきましては、本年3月、同法に基づいて、子育て支援に関する具体的な施策を示した「幕別町次世代育成支援行動計画」を住民参加により策定したところであります。

国が実施いたしました「少子化対策に関する子育て女性の意識調査」や北海道が実施いたしました「少子化に関する道民意識調査」などにおきましては、児童手当や保育費・教育費への補助などの経済的支援、保育所の充実、仕事と育児の両立の推進に取り組む事業所への支援、妊娠・出産に関する検診費用の支援などの要望が多かったとのことであります。

幕別町が実施いたしました「エンゼルプランアンケート」や「次世代育成支援に関するニーズ調査」におきましても、一時保育の実施、保育時間の延長あるいは保育料の減免などの要望があったところであります。

「子ども」は、ご両親ご家族にとってかけがえのない「宝」であります。また同時に、地域社会にとってもかけがえのない「宝」であるというふうに考えております。全体で取り組んでいただかなければならない施策もありますが、地域で展開していける施策につきましては積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

本定例会の冒頭に、行政報告におきまして申し上げましたとおり、忠類村との合併により誕生する新しい町における予算編成作業が始まったところでありますが、少子化対策・子育て支援策につきましては、忠類村との合併協議の経過を尊重するとともに、各種意識調査の結果を踏まえて幅広い住民ニーズに応えられるような施策の充実を図るという方針で臨みたいというふうに考えております。

具体的にはこれからでありますけれども、保育所保育時間の延長、不妊治療に対する支援さらには妊産婦検診助成の拡大など、子育て家庭をはじめ、これから子どもを産もうとされている方への支援についても、現在検討をいたしているところであります。

また、先般新聞報道でご承知かと存じますが、本年度、北海道の補助を受けて始めた「地域子育て力強化事業」いやゆる「すきやき隊事業」につきましては、協力していただいているボランティアの方も15人に増え、若いお母さんたちに非常に好評であるというふうに伺っております。北海道の補助は本年度のみでありますけれども、地域住民で子育てを支えあうということで有効な事業でありますので、これらについても新年度引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

さらに、新町におきまして、忠類地域の住民の方々にも参加していただき、新しい町としての「次世代育成支援行動計画」の改定を行うことなども含めまして、「子どもを安心して産み、育てられるまち」の実現に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で、堀川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 堀川議員のご質問にお答えをいたします。

本町では、「ふるさと館ジュニアスクール」「ジュニアサタディスクール」と、二つのジュニアス

クールを開設しております。

「ふるさと館ジュニアスクール」につきましては、小学校5、6年生を対象に、郷土の自然や歴史を学ぶ「ふるさと教育」の場として、昭和60年から運営されております。毎年2月に小学4年生全児童から希望を募り、5年生から2年間継続で月1回、延べ23回のプログラムとなっております。1学年の定員は35名としておりますけれども、ここ数年、応募者は定員とほぼ同数のため、希望者全員が参加をしております。

また、「ジュニアサタディスクール」は、学校週5日制完全実施に伴い、学校が休みになった土曜日に子どもたちが自由に参加できる場として、平成14年度から新たに設けたものです。図書館、百年記念ホール、町民会館、スポーツセンター等の社会教育施設を活動の場として、昨年度は延べ195回開設し、2,257人の参加がありました。

運営面につきましては、ふるさと館ジュニアスクールはふるさと館事業委員会が、ジュニアサタディスクールの主なものは、図書館事業のうち読み聞かせや土曜紙芝居は読書サークルが、チャレンジ教室はスポーツ団体が、それぞれボランティアで実施をいただいております。

参加状況を詳しく見てみると、図書館が行っている事業では親子での参加が多く見受けられる反面、他の事業においては子どもだけの参加がほとんどとなっております。これは、ジュニアサタディスクールについては、事業実施に当たって、土曜日の子どもの居場所づくりという側面に焦点を当てて始まったことによると考えられます。

学校週5日制の趣旨は、子供たちを家庭や地域に帰す、いわば家庭や地域社会の教育力を取り戻すこと。併せて子供たちに自然体験や社会体験を行うための場や機会を増やし、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育もうとするものであります。

参加状況については、子どもたちが集まるものとそうでないものがはっきりしてまいりました。これには様々な理由があるものと思います。対象である子供たちは、学校週5日制が定着するに伴い、また、学年が上がるにつれ、塾や習い事、スポーツなどに土曜日の時間を使うことが増えてきますし、家族で過ごす時間を大切にする傾向も定着してきたと考えられます。

一方で、子どもは休みでも保護者は働いていて、必ずしも土曜日が家族で一緒に過ごす時間になっていないこともあるでしょうから、子どもの居場所づくりという面で、地域や団体が行う事業に少なからず期待を寄せている所でありまして、そのような地域・団体が育つ手助けもしていきたいというふうには考えております。

いずれにいたしましても子どもたちの土曜日の過ごし方は実に多様であると思われれます。

学校週5日制実施から5年目を迎え、「土曜日は何している」あるいは「土曜日に何したい」ということを、改めて子どもたちに聞いてみることも必要と考えております。

今後は、社会教育施策として直接行っております事業について、子どもたちの興味や関心を的確に捉え、子どもの居場所という観点と同時に、大人と一緒に参加できる機会を広げ、子どもが親子、家族と一緒に楽しむ時間とすることを基本として、再構築してまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○7番（堀川貴庸） 少子化対策・子育て支援については、昨年9月議会におきましても、労働者との、とりわけ男性についての育児休暇ということで質問をさせていただいたところでもあります。

私、しつこいわけではないのですけれども、既に本当に皆さんご承知のとおり少子化という問題というのは一朝一夕で解決できるものではないというふうに思っております。

国、それから道、市町村それぞれが一体となって取り組むべきものとは思いますが、わが町でも何か先駆けてできるものがあるのだろうということで期待の意味も込めて改めて質問させていただいたところです。

町長の答弁でも少子化の進行は社会の活力の低下につながるものと触れられており、私たちと認識を同じにしているものというふうに考えています。

答弁の中にも触れていました次世代育成支援構造計画、本年3月に策定されたということです。

それに基づいて子育て支援も進められてきたと思います。わが町も来年2月6日は忠類村と合併して新幕別町という新しい歴史を築いていくことになるわけですけれども、行政報告の中でも予算編成に当たっては、三位一体の改革等によって新年度の予算編成作業は非常に厳しいものということも触れられておりましたけれども、何がしか期待をしたいというふうに思っております。

ただ、だからといって一生懸命取り組まないと、若しくは意を用いていかないということではない問題だと思えます。非常に先ほどの答弁の内容的には、今まで以上に期待できるものと受け取れる答弁でした。

具体的には前述の育児休業も働く親に対する支援の一環であって、また、経済的な支援も非常に要望が強いということでしたけれども、妊産婦への支援ですとか、それから不妊治療に対する助成、また、すきやき隊事業に関しましても非常に良い方向に向いているということでしたので、子育て支援策については来年度本当に一生懸命やっていただいて、中には保育関係の一層の充実あるいはまた医療費扶助や予防接種など、子どもたちの身のまわりの健康に対してこれからも意を用いていただきたい。その辺については町長からも答弁を頂きたいなというふうに思います。

また、来年度の建設を計画しています札内北栄町の子育て支援センターの位置付けについても、現段階において構想があればお示しを頂きたいなというふうに思います。

何から何までというわけにはいかないというのはわかっておりますけれども、総論でいえば本当に子育て環境の充実というのは、実は岡田町長の選挙公約でありました。

岡田町長もいよいよ2期目を折り返しまして、平成18年度来年度は任期最後の年度ということで、このテーマについては大きく意を用いていただきたいというふうに思います。

新町、それから新幕別町建設に当たっては、しっかりとした人口政策を掲げながら来年度予算編成における少子化対策・子育て支援について幅広い考え方とそれから取り組む姿勢が求められております。自治体の基礎となるのはやはり町民であって人口であると思えます。改めてその方針を伺いたい。そんなふうに思います。

それから、ジュニアスクールにつきましては、非常に心配な部分も私自身感じております。わが国全体が自治体、この高度情報化という社会に突入してしまっていて、子どもたちにも容易にインターネット等を通じて現実とはかけ離れた仮想社会、あるいはいつでもどこでも情報交換できるようになったことによって、空想世界の虜といいますか、物事のエッセンシャル、本質がわからないまま成長してしまう状況にあるものというふうに考えてしまうと、私のようなこの先、子を持つ親の一人としては非常に危惧しているところです。

すなわち、それは痛みだとか辛さだとか、さらに挫折だったり反省だったりというものが、バーチャルな世界だけで終わっていく、そんな社会になっていくのではないかというふうな一抹の不安があるのは否めません。

先ほどの教育長の答弁の趣旨は非常に理解できると思います。

現在、民放番組、テレビ番組というもの、学校では教えてくれない云々とか、それから教科書には載っていない云々とかそんなような番組が放送されているようです。いわゆる雑学に近いのかもしれませんが、私は視聴したことはないのですが、わが町のジュニアスクールも子どもたちに様々な体験・経験をしてもらって、そして我々から見て心身ともに健やかなる成長を期待したいところです。

そこで先ほどの答弁の中には、親子や家族で参加できる状況を増やしていきたいとの一節があったと思います。

実際参加できる親の数はそう多くはないというふうに推察はしますけれども、その発想についてはこれからのジュニアスクール事業を運営する上では大切な要素になり得るものだというふうに思います。

事業に携わる関係者やボランティアスタッフの皆さんと一緒に子どもたちの成長とともに、

親の子どもたちを育てる力、何といたしましょうか、親父からというのか、そういうフレーズを使いますけれども、そういうものも養うような事業運営をしていくことは非常に大切なことだと思いますけれどもいかがでしょうか。

さらに生涯学習との融合によって、大人たちの参加が増えれば増えるほどそれだけ先ほど土曜日の過ごし方の中でも家族と過ごす時間が増えているような言葉もありましたけれども、それだけ世代間の壁や溝といったようなものが払拭できて、町ぐるみや地域ぐるみで子どもたちの教育環境が整備される状況をつくり出すことができるかもしれないと思います。

今の世の中は非常に子どもたちには便利な世の中かもしれません。適宜適所で大人たちからのアドバイスとそれから経験と体験によって、子どもたち自身が考えて行動できるようなカリキュラムの選定計画、それからスタッフの確保など新しいものを含めたジュニアスクール事業を展開していただきたいと、そう思いますけれどもいかがでしょうか。

また、こちらもやはり来年の2月6日の合併以降、忠類地域におけるこのジュニアスクール事業の展開の構想はおありでしょうか。もし、おありでしたらお示しを頂きたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 少子化対策、そして子育て支援についてでありますけれども、一部具体的に予防接種等についての助成のこともありました。

これらについても先ほどの答弁で申し上げましたように、新年度予算の中で反映できるものについてはできる限り反映していきたいと思っております。

予防接種についてもいろんな予防接種があるのだろうというふうに思いますので、そうした中でどういったものが支援できるのか、あるいは喜んでいただけるものになるのかと、そんなことも含めながら対応してまいりたいというふうに思います。

それから、保育所の建て替えにかかわって、子育て支援センターも当然併置をするわけであります。ただ、具体的なものは先ほどの太陽光熱も含めてですけれども、いろんな面で今設計に入っている状況でありますので、これからさらに細部も詰めていきたいというふうに思っておりますけれども、子育て支援センターについては今一番言われるのは、青葉保育所では非常に狭いというようなことも言われておりますので、これらも十分面積が確保できればなというふうに思っておりますけれども、ご存じのように今の国の三位一体の改革で保育所の補助金交付金なんかほとんど一般財源化されてしまうのではないかとというようなことがあって、そうなった場合に財源措置がどうなるのかといったことも含めながら、今、保育所の来年度の建設に向けて内部協議を進めているところであります。

当然のことながら、保育所・子育て支援センター、そして初めての取り組みとなりますけれども一時保育なども含めて、より子育て支援の施策の充実にあたっていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 先ほどの答弁の中でもジュニアスクールとかが週5日制に変わってから始めたというふうに説明を申し上げましたけれども、その中で、この土曜日の過ごし方については、家庭・地域に子どもたちを返すのだと。地域・家庭の教育力を高めていくのだというふうに答弁をさせていただきました。

この中で、私が地域・家庭の教育力、これは一体どういうふうに定義付けたらいいのかというのをまず考えております。

これについては、やはりその地域、家庭での触れ合い、それから家族との遊びあるいは地域の子どもたちとの遊び、そういったものが大切だというふうに考えております。

学ぶということは遊びの中から生まれてくるというふうに考えております。

その遊びの中から生まれてくるものといえば、コミュニケーション能力であるとか社会に参画する能力であるとかそういった基礎的な部分、これが一番子どもの時代に養われてくるものだというふうに考えております。

そういった考えをもとにしまして、来年度以降のサタデースクールの在り方については、親子ある

いはおじいちゃん、おばあちゃんでもいいと思いますし、あるいは隣のおじさん、おばさん、そういった方の参加も一緒にできるような形にしていきたいというふうには考えております。

子どもが興味を引くものという面だけでそういった事業を組立ててしてしまいますと、それこそ子どもに迎合する形に事業しかやらない。要するに今の子どもたちは一人遊びが得意ですから、一人遊びのものの事業中心になってしまうという恐れもあります。

そういったものもある程度含めながら、そういったものではなく団体で参加し、団体で行える、その団体というのは当然世代間の差もある、小さな子どもからそれこそお年寄りまで参加できるような形で、子どもたちの居場所をつくっていききたいというふうに思っています。

それから、忠類地域についてでありますけれども、まずふるさと館のジュニアスクールについては、来年の4月にまた新たな開所があります。もう既に忠類小学校の先生の方には、こういった事業がありますということでご説明をしているところであります。

もちろん来年度から忠類地域の小学生についても参加をしていただきたいというふうに思っておりますし、それからジュニアサタディスクールにつきましても忠類地域での実施については社会教育施策として、例えば、福寿にあります図書館で何ができるかというふうに、今考えております。

そして、このジュニアサタディスクールも今前で申し上げました新たな展開についても、この忠類地域のことも十分考えていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

11:54 休憩

12:58 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○10番（前川雅志） 通告に基づきまして、災害対策について見解を伺います。

近年、世界各地で想定外の大規模災害が発生しています。

皆さまの記憶に新しい新潟県中越地震から丸1年が過ぎました。

死者51人、約4,800人が負傷、住宅およそ1万7,000棟が全半壊しました。

そして地震でできた土砂崩れによるダムにより、水没したままの家屋も少なくないです。

また、被災地は中山間地で降雪地帯のため復旧作業が遅れがちで現在も9,000人以上が仮設住宅で避難生活を余儀なくされていると伝えられています。

さらに、大地震の怖さと同時に、地震への備え、被災者対策の不十分さを痛感する行政の対応がもっとしっかりしていれば命を落とさずに済んだかもしれないなど、被災者の言葉が報じられています。

地震に限らず想定外の大規模災害の場合、自衛隊の救援隊が来るまで地域の方々が協力し合い、生き延びなくてはなりません。

私自身そのような災害に遭遇したとき、何かしなくてはならないという気持ちがあっても、実際にどのように行動していいのかわからず、右往左往しているように思いますし、多くの住民の方々も同じだと思います。

そこで、地域の方々が共働・連携するためには、行政としてのリーダーシップがなければならないと思います。すべて行政ではと思っていないのですが、そのようなときの対応は平時から考えておく必要があると思います。

また、住民の方々には、災害に対する意識を持っていただくための啓発が必要であると思います。

これまでも、人命・財産等をどのように守っていくのか、防災については議会議論となっていま

すが、改めて以下について伺います。

①公区として、防災に対する取り組みに差が生じてきているようですが、今後どのように啓発されていくのでしょうか。

②災害時の行政の役割と公区（地域）の役割をどのようにお考えでしょうか。

③職員の災害対策マニュアルはあるのでしょうか。

また、あるのであればどのようなものなのでしょうか。

④これまでも備蓄に関して議論がありましたが、もし不足した場合どのような方法をお考えでしょうか。

⑤6,000食のアルファ米を備蓄されているということですが、賞味期限前に更新すると思います。古くなったアルファ米はどのような処理をされているのでしょうか。

⑥行政で管理するデータが大規模な災害により破損する恐れがあると思います。どのような対策をとっているのか伺います。

また、今後どのようにお考えでしょうか。

⑦災害時には正確な情報が不可欠です。停電・電話線の断線等により通信網が途絶えたとき、どのように通信を確保するのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

「災害対策について」であります。

ご質問の1点目の「公区として防災に対する取り組みに差があるが、今後どのように啓発していくのか」についてであります。現在、自主防災計画の策定や防災訓練を実施するなど積極的に防災対策に取り組んでいる公区はおよそ6公区ほどっております。

また、札内鉄南13公区におきましては、「自主防災対策要項」を定めて、一体となって取り組みをされているところであります。

そのほか、防災に対する取り組みを始めた公区が数公区あるというふうには伺っておりますが、ご質問にありますように公区により差があるのが実態であろうというふうに思っております。

町におきましては、これまで、広報により防災の重要性を住民の皆さんにお知らせしてきたところであり、平成16年3月には「防災のしおり」を各家庭に配布させていただいたところでもあります。

公区長会議などの場におきましても、「協働のまちづくり支援事業」の「公区防災活動支援事業」を活用して防災対策に取り組んでいただくようお願いしてきているところでもあります。

また、出前講座におきましても、災害時における自主防災の意義などについて説明をさせていただきました。

災害対策基本法の第5条第2項には、「市町村は近隣住民共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実に努めなければならない」と定められており、今後とも、様々な機会を活用して、先進的な公区の事例を紹介することや災害に対する危機管理意識の高揚、防災対策の意義について啓発を行い、公区における取り組みをお願いしてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「災害時の行政と公区の役割について」であります。行政が住民の尊い生命と財産を災害から守ることは重要な責務であり、万一被災した場合、被災者を救出し、収容、救護、生活物資の支援を行うとともに道路や水道などライフラインの復旧などに努めなければならないものであります。

しかし、大規模災害時におきましては、建物の倒壊や火災、道路・橋梁の損壊などが同時に発生するため、活動が制限される可能性がある上、限られた人員で対応をしなければならないという制約があるのが実態であります。

阪神・淡路大震災や、お話ありました昨年の新潟県中越地震の際には、行政による初動活動は限定され、その間、地域住民による救助活動等が主体であったというふうには伺っております。

災害時の被害を軽減させるためには、被災直後の対応が必要であります。火災の初期消火、被害者の救助と応急手当など地域住民相互による援助活動が重要であり、各公区がそうした活動の中核的役割を担っていただくことにより一層実効性が上がるものと思っております。

今後とも機会をみながら、ご理解・ご協力をいただけるよう要請をしまいたいというふうに考えております。

3点目の「職員の災害対策マニュアルについて」であります。幕別町地域防災計画の第2章におきまして「職員災害非常配備態勢」ということで定めております。

具体的には、地震や大雨により災害が発生する恐れのある場合、あるいは発生した場合の非常配備態勢の基準、組織及び業務分担を定めているところであります。

4点目の「災害備蓄用品が不足した場合の対応について」であります。本町における災害備蓄用品は、関係機関で組織いたします「幕別町防災対策会議」において策定いたしました「災害備蓄用品整備計画」に基づいて、米、飲料水、毛布、暖房器具などを備蓄いたしております。十勝管内においては、帯広市に次ぐ備蓄品目、備蓄量であります。

万一不足した場につきましては、幕別町商工会や北海道及び他市町村と災害時に食糧及び衣料などの日常生活に必要な物資の支援を頂く内容の協定を締結いたしており、この協定に基づいてご協力を頂き対応をまいりたいというふうに考えております。

5点目の「古くなった備蓄米の処理について」であります。備蓄しているアルファ米につきましては、毎年1,000食程度ずつ賞味期限が切れるため、順次新しいものを購入しているところでありますが、賞味期限が切れる1、2カ月前に、町内公区の防災訓練や社会福祉協議会のイベント時に試食していただいたり、十勝水防訓練や北海道防災訓練時などに使用しているところであります。

6点目の「行政で管理するデータの災害時の破損防止対策について」であります。住民票や課税データなど電算管理しているデータにつきましては、電算室に設置しているサーバ機器に保存し、さらに毎日磁気テープに複製して耐火キャビネットに保管することにより災害に備えているところであります。

また、停電時につきましては、1時間程度の停電に対応できる無停電電源装置と長時間の停電に対応する自家発電装置により、電算サーバ機や通信機器の電源対策としているところであります。

電算管理していない戸籍につきましては、耐火キャビネットに保管しているところでありますが、その他の一般文書等につきましても、今後、電算文書管理システムの導入などについて検討をまいりたいと考えているところであります。

終わりの「停電・電話線断線時の通信網の確保について」であります。停電時につきましては、申し上げましたとおり無停電電源装置と自家発電装置により対応できるものであります。電話線断線時等につきましては、消防無線や衛星を使用する北海道総合行政情報ネットワークにより通信網を確保するものであります。

なお、住民への情報伝達につきましては、広報車の活用や郵便局、町内コンビニエンスストアと締結いたしました防災協定に基づく災害時の情報交換体制などを活用をまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保征喜） 前川雅志議員。

○10番（前川雅志） 公区の取り組みにつきましては、これからも随時お願いしたいところであります。こういったことは昨年のものでありましても、先ほど記憶に新しいというふうに発言をさせていただきましたが、もう既に薄れてきている状況もあると思っております。

災害が起こってからでは遅いので、随時住民に対しては情報を流すとかそういった心構えを促すようなことを今後も続けていってほしいなというふうに思っております。

あと、行政と公区のかかわりについてであります。住民が率先して救援活動を行うということなども十分承知はしているのですが、そういったところの公区からの情報が行政に対して集まって、町

としてどういった被害状況であったりとか、そういったところまで進めていくようなお考えがないのかどうかということもお伺いしたいと思いますし、そういったところでは公区の役員の方々を中心として、電話だけではなくて携帯の番号なども押さえながら、情報の共有を図ることを進めてはいかがかなというふうに思うのですが、そういったところはいかがでしょうか。

3点目の職員の防災マニュアルのところでありますが、十勝沖地震のときに伺ったお話なのですが、地震が発生して役場の職員の方々が役場に集結して、それから状況を見に行くというお話を伺ったことがあります。地震の規模もわからず道路の状況も含めてどういったことになっているかというのがわからないまま集まってきて、また様子を見に行くということが非常に危険ではないかということから、ここに質問させていただいております。そういったことに向けてもしっかりとしたマニュアルがあれば、そういった二次災害を防ぐことができるのではないかと考えているのですが、そういったところはいかがでしょうか。

それと、5点目のアルファ米のところなのでありますが、これも捨てているのかなと思って質問させていただいたのですが、有効的な活用をされているということで安心をするところではあります。もう一つ提案というか、例えば、小学校・中学校でも防災訓練を行っているかと思うのですが、そういった防災訓練の中にも実際にこのお米を炊き出しをしてみても食してみるということも、小中学生にとっての大きな防災訓練の一つになるのではないかとということと、今日は会長がいるからというわけではないのですが、NPOの幕別フード学研究会というような団体も最近新しくできておまして、そういったところでもアルファ米の味ですとか、いろんなことを研究したりとかという有効活用をしてみたいかなというふうに思うのですが、そこのところをお伺いしたいと思います。

それから6番目のデータの管理であります。サーバで幕別の本庁舎で管理をされているということですが、今、幕別町は地域イントラネット基盤整備事業ということで、幕別・札内・忠類の3庁舎を光ケーブルでつなげる事業を行っていますが、そういったところの3カ所に向かって発信をしながら毎日更新して、3カ所で管理をすることが可能ではないかと考えておまして、そういった場合には万一火災や地震で1カ所が破損されても二つでは残るようなことが考えられるのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、7番目の最後になります通信網の確保というところなのですが、災害時はやっぱり正確な情報というのが非常に大切になってくるかと思えます。そういった意味で電話線が使えないということは本当に多くの場合があると思えますし、無停電装置ですとか自家発電などによって、役場の庁舎は回復されるかと思うのですが、地域からの情報がなかなか上がりにくいのかなというふうに考えております。

そういったところに重要な役割を果たしてくるのが、現在普及されております携帯電話などが役に立ってくるのかなと思うのです。

そういったところで、携帯電話も電源が落ちると使えなくなりますので、携帯電話用の電池などの備えも必要ではないかということと、もう一つ併せまして、十勝沖地震のときもそうだったのですが、電話の回線がパンクする状況が災害時には多くあると思えます。

そういったことを防ぐためにも、ほかの多くの通信網ということで必要ではないかという、一つとして衛星電話などは回線が違いますので、衛星電話の装備だといかがかというような事もお伺いしたいと思います。

また、忠類には防災無線というものがあって、個々でそういった連絡をとれるようなのですが、幕別・札内におきましてもそれぞれの住宅にというわけではないのですが、公共の施設等にもそういった装備をしてみたいかなと思うのですが、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の住民の方々から役場への情報提供ということですけども、これは大雨・台風あるいは地震などで庁舎内に災害対策本部を設置いたしたときには、こちらからも公区長さんなりにどうですかというようなことの間い合わせをしたり、あるいは今言いましたように、住民の方か

らどここの道路が今決壊しているとか、住宅が水に浸かりそうだ、そういった情報のやりとりは今もやっているところでありまして、引き続きそうした情報を頂く、あるいはこちらかの情報提供などについても鋭意取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、職員のマニュアルにかかわっての二次災害の防止ということですが、お話にありましたように地震であれば震度幾ら以上の見込みの場合には、即役場へ出勤するように。そして役場でそれぞれ担当が集まって、それから現地の調査にまわるといようなことでありまして、できる限りいわゆる二次災害に遭わないように、もちろん逆を言えば住民の皆さんがそうした災害に遭わないための通行止めの手段だとかそういったことに役場職員が直接出向く場合と、もう一つは建設業協会とも災害時の出動をお願いする旨の協定も結ばせていただいております。そういった皆さんの協力も頂きながら、二次災害そして住民の皆さんに被害が遭わないように、最大意を用いてまいらなければならないものというふうに思っております。

それから、アルファ米のお話でありますけれども、防災訓練で今でも公区の防災訓練に炊き出しとして使っていただいたこと。あるいは町内の小学校の防災教育という中で、このアルファ米を使っていた経緯もあります。引き続き町内の皆さん、あるいは学校、あるいは他団体等でもそういうものに対しての要望なり必要があれば申し出頂きながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、イントラネットによるものでありますけれども、これは当然そういうようなことになっていくのだらうと思っておりますが、とりあえず来年もう1年かけて町内全部が整備されるわけでありまして、そうした中でこれらと災害時の対応との整合性なども図っていかねばならないかというふうに思っております。

それから、災害時の携帯電話の活用についてでありますけれども、これもいろいろな課題もあるのだらうというふうに思っております。引き続き災害時における携帯電話の在り方についても内部で検討させていただきたいと思っております。

それから、防災無線の関係、これは、忠類地区は今年更新をさせていただきました。忠類村は1カ所で話をするのと村内全部に無線が通じるということになってはいますが、町内の場合は今までもないわけでありまして、かつて農村部なんかは電話なんかで連絡というように、これはなかなか幕別町ぐらいの規模になりますと、防災無線を全町に配置するというのはかなりな出費といえますか、事業費もかかるのかなというふうに思っております。

そういった意味で防災無線、あるいは単にそれらにかかわっての有効な活用ができるものがないかどうか、そういったことも含めながら今後も対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○4番（牧野茂敏） 通告に従いまして質問をいたします。

「新たな食料、農業、農村基本計画」についての対応。

平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、重要施策の一つとして平成19年産から品目横断的経営安定対策、いわゆる日本型直接支払が導入されます。

この対策は、いわば従来の価格対策から、所得対策への転換であり、これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換することで、いわば農政を根本から見直すものであります。

「品目横断的経営安定対策」の加入対象者は、基本原則では認定農業者かつ経営規模10ヘクタール以上、府県においては4ヘクタールとなっております。

また、特例措置では、所得に応じた特例があります。

以上のようなことから、本町の基幹産業であります農業や農業者にとって大きな影響があると思われる。

全ての農業者が加入対象者になり、新しい制度のもとで安定した農業を構築しなければならないと思います。

行政として新制度に向けてどのように対応を行うのか以下の点について伺います。

一つ目ですけれども、品目横断的経営安定対策の概要について。

2番目に、幕別町の認定農業者の資格要件について。

三つ目に、現在の本町の農業者数及び認定農業者数について。

4番に、幕別町農業経営基盤強化基本構想の目標所得水準について。

五つ目として、農協、農業委員会、農業振興公社などとの連携について。

六つ目、最後でございますけれども、今後どのような予定で周知していくのか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

「新たな食料、農業、農村基本計画」についてであります。

国は、平成11年7月に新たな農業基本法となる「食料・農業・農村基本法」を制定し、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展などを目的に各種施策を実施してきたところでありますが、昨今、BSE問題や不正表示事件の発生、あるいは農業者の高齢化・後継者不足、さらには農業のグローバル化によるWTO農業交渉問題など課題が山積している状況にあります。

このような状況において、農業・農村の大きな情勢変化、つまり消費者の視点の重要性や輸入農産物依存への高まり、あるいは農業の構造改革の立ち遅れ、諸外国との農産物のルールづく、加えて地球環境保全という観点から農業の多面的機能の発揮などが強く求められておりますことから、国は本年3月に「新たな基本計画」を閣議決定し、この12月に経営所得安定対策等大綱を策定したところであります。

この中で、国は農政の大幅な制度改正を行い、強い農業を目指すべく担い手の対策に重きをおきながら、新しい農業構造の構築を目的に根本の見直しを図ろうとするものであります。

まず、ご質問の1点目、品目横断的経営安定対策の概要についてであります。国からの交付金の対象者としては、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」であり、かつ北海道内の場合は10ヘクタール以上の農地を耕作していることが条件となっております。

さらに特例が幾つかありますが、北海道で対象になる特例としては「所得確保の場合の特例」措置がありまして、内容としては経営面積が10ヘクタール未満であっても、農業所得が市町村の策定する基本構想の半分を超え、かつ、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯5品目、いわゆる対象品目の収入、所得又は耕作面積のいずれかがおおむね3分の1以上という場合、この特例に該当するということであります。

次に、2点目の認定農業者の資格要件についてであります。この認定農業者制度は、経営改善に取り組む意欲のある農業者が、5年後の目標とそのための取り組み内容を記載した「農業経営改善計画」を作成し、これを町が認定するというものであります。

認定の基準といたしましては、その目標が、本町の基本構想における水準、具体的には年間農業所得目標が700万円程度で、かつ年間労働時間が2,000時間程度をクリアしていることが要件となるものであります。

3点目の本町の農業者数及び認定農業者数につきましては、平成12年の農業センサスによる戸数で申し上げますと、農家戸数は636戸で、そのうち認定農業者は本年11月末現在で366戸となっております。ちなみに認定率では57.55%であります。

次に、4点目の基本構想の目標所得水準についてであります。現在の本町の構想におきましては、先に申し上げましたように「700万円程度」となっております。

次に、5点目の関係機関との連携についてであります。まず農業委員会につきましては、北海道10ヘクタール以上という面積要件の算定根拠は農業委員会所管の農地基本台帳の数値でありまして、さらに農業振興公社においては農地保有合理化事業との関連がありますことから十分な連携を図って

まいりたいというふうに考えております。

また各農協とのかわりにおいては、農業生産者の所得把握という部分で連携を密にする必要があり、情報の共有化を含め協調することが生産者にとって非常に重要なことであるというふうに認識いたしているところであります。

次に、6点目の農業者に対する制度の周知についてであります。町といたしましては、お知らせ広報をはじめ、あらゆる手段を通じて周知啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、まず、農業者を対象とした説明会をこの12月中に2回予定をいたしております。一つは、既に実施いたしました。今月の12日に農民同盟の研修会での概略の説明、もう一つは、今月28日にゆとりみらい協議会主催による説明会を予定しているところであります。

ただ、今回行う説明会は、現段階で明らかになっている部分についてでありまして、国の大綱では示されていない細部については情報が入り次第、別途周知する予定で検討をしているところであります。

なお、周知の方法や時期などにつきましては、ゆとりみらい協議会と相談をして対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回の制度改正は、今、ご質問の主旨にありましたように、品目ごとの価格に着目した対策から担い手を中心とする経営全体に着目した対策へ転換するという大変大きな改正でありますことから、町といたしましても農業委員会や農業振興公社など関係機関との連携をより緊密にし、農業生産者に対して最善の対策を講じるように努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） 再質問をいたしたいと思えます。

19年産から始まる品目横断的経営安定対策。これについては農業新聞などで既に各農家の調査をしているわけなのですが、7割ぐらいの人が知らないとか、あるいは知っていてもよくわからない。こんな状態ですので、本町においても同じようなことが言えると思えます。

ご承知のように、政府管掌作物と言われますいわゆる小麦・大豆・てん菜、それからでん源用馬鈴薯ですか、この4品は国の助成によって賄っているといっても過言でないと思えます。

8割以上が助成金というような中で、対象農家から外れると非常に努力しても努力しても生産費も出ない。こんな状況になると思えますので、関係機関と協力して徹底してこの対象農家にしていただきますよう一つお願いをしたいと思えます。

また、この対策では加入者条件なのですが、特に認定農業者にならなければ対象農家にならないということがありますので、本町の認定農業者の認定率が先ほど57.55%というお話でしたけれども、十勝管内では大体平均かちょっと低いかなと、私の持っている資料で思うのですが、お話によりますと音更は90%ぐらいになったというお話もありますし、資料の中でも9月末で帯広では76.32%、それからその当時の音更は70.59%と出ていますので、ちょっと低いかなという気もいたします。

こういったところも認定農業者になれるようなそういう対応をしていただきたいと思います。

忠類さんについてはこの資料ではちょっと37.93%というような数字も載っているわけですが、これは酪農との兼ね合いでちょっと低いのかなと、そんな気もいたします。

本町の認定率を上げていただくのと、それと予測として農家が率先して認定を受けたいということで、推定でお願いしたいのですが、どれぐらいの農家がこの認定農業者と10ヘクタールという枠の中に収まるのか、推定でよろしいからその辺もお願いしたいと思えます。

それから、所得特例なのですが、先ほど目標所得が700万円というお話がございましたけれども、これは市町村ごとに多分決められる目標額だと思います。

最低でも2分の1ということで350万円なのですが、ほかによっては所得目標が500万円というところもあると思えます。これは緩和することによって、小さい農家も少しはこの対象に乗れるの

かなとそんな気もいたしますけども、この辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まずはこの制度の周知についてでありますけども、先ほど申し上げましたように、町広報あるいは農業者を対象にした説明会、さらには広報関係では農協の広報あるいは農業委員会でも農業委員会だよりなどの発行をしておりますし、また、先ほど申し上げましたゆとりみらい協議会でも広報の発行をしております。

こういったあらゆる手段を講じながら、農業者の皆さん方に制度の周知・啓蒙を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、認定が難しい農家。今、六百何十戸のうちおおむね 25 戸程度が乗れないのかなというような推計もしておりますけども、今後、これらについても十分相談を受けながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、所得については、うちの場合は 700 万円、これは北海道の基準が一つの基準で 700 万円というふうになっているものですから大体これにあっているのですが、逆に忠類なんか行くと 900 万円というような数値にもなっております。これはいろいろなのでしょうけども、今、牧野議員おっしゃったとおり、それぞれ町村が決めるというものであります。

それで、北海道なんか今 700 万円を 480 万円ぐらいにということで進められているようでありますので、うちもそういった方向でこれから検討していくことがいいのかなというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、まずは認定農業者としての認定を受けることが一番だろうというふうに思っておりますけども、そういった意味での、先ほど申し上げましたように、関係団体との緊密な連携も必要だろうというふうに思っておりますので、引き続き細部が決まり次第さらなる周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

○12 番（佐々木芳男） はじめに、高橋教育長、改めて教育長ご就任おめでとうございます。

地方教育行政の在り方が今問われているときだけに、教育長のご就任を心から歓迎し、ご期待を申し上げたいと思います。

それでは、通告に基づきまして、地方分権と今後の教育行政の在り方について、お伺いをいたします。

さて、ある有識者がこのように言っております。

地方分権と教育行政の役割についてであります。

地方分権と教育行政の役割、これは子どもたちの明るい未来を開くことであり、そのために子どもたちにわかりやすい授業、楽しい学校を保障し、教職員には働きやすい職場を用意することでなければならない。

そして、子どもたち、保護者、教職員の声をよく聞き、教育環境整備に努力する縁の下の力持ち的行政を求めるといふふうに話しております。

平成 11 年 7 月 16 日の地方分権一括法の成立により、戦後最大の改正と言われた新地方自治法が 2000 年 4 月から実施されて既に 5 年になります。

これに伴い、地方教育行政と学校現場も大きく変わろうとしております。

本町においても教育委員会関係者が旧来の行政慣行から脱却して、改正法令の主旨と可能性を最大限に活用し、地域の教育行政施策に主体的・積極的に取り組んできたことは高く評価されるところであります。

こうした中において、小泉内閣の構造改革路線は、まさに、「平成の教育制度大改変」をもたらそうとしております。2006 年はその「集大成的」な状況にあると思われま。

戦後教育の象徴とも言える教育基本法の改悪が画策され、戦後教育の根幹をなしてきた「義務教育費国庫負担制度」がなし崩しにされようとしている今日、より多様で柔軟な教育を実現するために、教育の地方分権を押し進めるとともに、主体性のある学校運営など、現場の自主性を存分に生かしていただける教育改革が必要と考えますが、今後の教育行政を含めて、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、教育における地方分権の推進についてであります。

教育現場におきましても時代の変化に対応して、地方分権を一層推進していくために、国、道、市町村の役割分担を見直し、それぞれの立場で、責任の所在と業務内容などの明確化を図り、強固な協力体制を築くことが重要な要素であると考えております。

私どもといたしましても、中央教育審議会の義務教育特別部会の答申にあるとおり、義務教育制度の根幹の機会均等、水準確保、無償制を保障、維持し、国が責任を持って費用負担をすることなどの検討事項について、その動きを見守っていきたいと考えております。

次に、2点目の教育改革の必要性についてであります。前段の地方分権とも関係いたしますけれども、義務教育の中心的な担い手は学校であります。その教育環境を守るため、国は義務教育の根幹を保障し、都道府県は区域での広域調整を図り、市町村は協力して学校を支え、町と学校がより大きな権限と責任を担う仕組みに改革する必要があると考えております。

具体的には、市町村や学校が、個々の判断で、その学校や地域に合った特色ある教育活動を積極的に行うことができるよう、既に法改正がなされており、本町の各学校も主体性のある学校経営案を計画し、それぞれに地域や学校の環境を生かした特色ある教育活動を実践しており、学校現場における自主性が発揮され、その成果を上げてきているところであります。

さらに、各学校においては学校評価制度に早くから取り組み、内部評価のみにとどまらず、保護者や学校協議員からの外部評価も行い、それぞれの学校の課題を明確化し、さらにはその地域性などを考慮した学校運営に多いに活用しているところでもあります。

今、全国的に教育改革という新しい風が吹いています。その重みを考えるとき、誰の期待に応える仕事をしなければならないのかが問われている時であると思えます。

私は、住民の思い、保護者の思いに応えることを一つ目に挙げたいと思えます。そして保護者の思いには、必ず子どもたちの思い、あるいは子どもたちへの期待が反映されているものと考えています。

次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きるための資質、能力を確実に身に付けさせることができるよう、調和のとれた教育の実現に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

したがって、教育改革の波に押し流されることなく、かつ教育改革の波に乗り遅れることなく、着実な教育行政の推進に努めていく所存であります。

以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○12番（佐々木芳男） 教育長のこれから町の教育を支えていく方針をつぶさにお聞きをして、非常に力強く感じております。

冒頭に申し上げましたように、何といたっても教育行政は子どもたちをいかに健やかに明るく健康に育てていくかということが最も重要なところであります。

したがって、そこで学ぶ子ども、そこで働く教師、それらがやはり安心して生活できるような、つまり簡単に言うと教育環境の整備が必要であろうというふうに考えております。

教育長の申されたことは十分わかりました。今、これから幕別として子どもたちを育てていく過程の中で、この教育環境整備をこれからどのようにさらに進めていこうとされておられるのか、これをまず1点お伺いしたい。

次に、今まで教育がいろいろな面で変遷をしてきました。

特に私たちが現場にいるころは、子どもが受験戦争という社会現象の中に巻き込まれて、偏差値教

育それから詰め込み教育、悲惨な時代がございました。それらを解消すべく、先ほど教育長からお話ありましたけれども、学校5日制を設け、ゆとりのある教育を何とか子どもたちにさせようと。そしてまた、地域、家庭、そういったところに子どもたちを帰そうというこういうすばらしい改革によって行われてきましたけれども、この学校5日制が始まって間もなく、一般保護者から学力の低下ではないかという批判が巻き起こりました。

そのことによって、かつて反省したはずの詰め込み教育がまた横行しつつあると。非常に寂しい限りでございますが現実でございます。

これに対して文部科学省は学力を向上させる一つの手立てとして、全国学力テストを実施しようとするその計画も立ててあるというふうに聞いております。

これらについて、これから行政を司る教育長として、このことについてのお考えがあればお伺いしたい。

それからもう1点、今、子どもたちを育てる意味で総合学習が取り上げられております。これは地域と密着した子どもたちの学習活動の場であります。

幕別町においても各学校で真剣に取り組んでおりますし、その成果も上げているわけでございますけれども、やはり何といってもこの目的を達成するために現場の声として出てくるのは、予算の裏付けがもう少しあったらなど、こういう声を聞くわけでございます。

これから地方分権を進めていく、こういった中でさらに学校の主体性を考えていくときに、やはり地方教育行政としてこの予算面の取扱い。財政をどのように考えていかれるのか。このことについてお考えがあればお伺いしたいと思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず1点目の環境整備についてでありますけれども、当然のように学校それから教職員の住宅含めまして、年数が経過とともに古くなってまいります。それらに補修費用ですとかそれらを整備していくためにはお金がかかることであります。

ただ、古い学校という言い方はおかしいかもしれませんが、学校に対する愛着あるいは住宅に対する愛着、そういった考え方も一つにはできるというふうに思っております。

古くて使いづらい部分は当然のように私どもの方で対処していきたいと思っておりますけれども、そういった愛着も持っていただきたいという気持ちもありますので、そういった部分についても、これから学校、PTAの役員あるいは教職員の方々と相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ゆとり教育ですとか生きる力のことだと思っておりますけれども、これは総合学習との関連、予算との関連もあろうかと思っておりますけれども、私はゆとり学習、それから生きる力というものを否定するものでもありません。

生きる力、ではこの生きる力とは実は何を指して言っているのかなというふうに考えておまして、私が思いますには、子どもたちが生きる力というのは、先ほどもちょっと堀川議員のときに述べさせてもらいましたけれども、コミュニケーション能力、コミュニケーション能力というのは人間社会で生きていくために一番必要なことであるというふうに考えております。

ですから、子どもたちの基礎基本という部分では、人と付き合っていける人間を育てていく。これが生きる力だというふうに私は思っております。

そういった部分で総合学習の取り入れですとかゆとり教育ですとかというのは、先ほども佐々木議員の中では学力テストのこともありましたけれども、テストの結果として表れない部分もあろうかと思うのですよね。

テスト万能主義ということはないですけども、そういった子どもたちが大人になって社会の中で生活していけるという、そういった教育を目指したいというふうにも考えております。

学力テストにつきましては、確かに来年度から実施をするというような情報が入っております。

これについては国際比較という観点もあろうかというふうには思っておりますけれども、その実施方法等ははまだ明らかにされておられません。それらについても注意深く見守っていきたいというふうに思

っております。

あと、総合学習の中で、予算が足りないのではないかとのご心配を頂いておりますけれども、これもその総合学習の持ち方、あるいは中身、こういったものの検討も、既に4年経過をしておりますので必要だというふうを考えております。

総合学習そのものはこれからも続けてまいりたいというふうを考えておりますけれども、もっと地域の力、それから関係機関から力というものもお借りできないかなというふうにも考えておまして、そういった部分も含めて少ない予算というのは十分認識しております。その予算のない中で何とかやりくりをして充実したものをつくっていきたいというふうを考えております。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩をいたします。

13:54 休憩

14:08 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

1、障害者自立支援法について。

障害者福祉制度は、2003年4月に措置制度から障害者本人が利用したいサービスを決め、サービス事業者を選んで契約する支援費制度に変わりました。

2年経過し制度が定着しつつある中で、今年10月にサービスの利用料が原則1割負担となり、障害が重ければ重いほど負担が増える応益負担導入の障害者自立支援法が成立しました。

応益負担の導入は、障害を自己の責任とする考え方であり、誰も好んで障害を持ったわけではありません。

憲法第25条は、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定められていることに照らしても、障害者が普通の暮らしをするために公的な支援を充実させていくことが必要ではないでしょうか。

障害者自立支援法は、逆に障害者に負担を重くし、国の福祉制度を後退させるものです。

法案は決定されましたが、具体的な法整備が示されないまま、2006年4月から利用料の1割負担が導入され、2006年10月から新体制の障害福祉サービスに移行していきます。

市町村に対しては2006年10月1日から2007年4月1日までのいずれかから実施し、3年を1期とする障害福祉計画の策定が義務付けられます。

したがって、次の点について伺います。

①障害者の1割負担の影響は。

②低所得者に対する利用料の減免措置を行うこと

③サービスの必要量に見合う基盤整備を行うこと。

④地域生活支援事業の計画は。

⑤障害福祉計画は障害者の実態を把握して策定していくこと。

次に、福祉灯油の充実を。

石油の高騰は、運送業や農漁業をはじめ業者の営業を圧迫し、国民の暮らしに深く影響を及ぼしています。灯油は昨年と比べて1リットル15円以上の値上がりとなり、厳冬期を迎える北海道では、1世帯2万円から3万円の負担増と試算されていますが、所得の低い世帯の負担割合はさらに高くなります。

福祉灯油は1973年のオイルショックのとき、灯油高騰と狂乱物価で国民の暮らしが大変な事態とな

り、政府は生活保護世帯などに2,000円の手当を出しました。

1975年には、北海道も灯油助成を決め、高齢者・障害者・母子家庭などに3,000円の灯油券を支給しスタートしました。

幕別町では、社会福祉協議会の事業で福祉灯油を実施し、低所得世帯の支援を行っていますが、現状の灯油高騰は暮らしを圧迫する状況であり、福祉灯油の拡充を講じるべきではないかと考え、伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法についてであります。

本町におきましては、障害のある方々が地域社会の一員として生活し、行動しやすいよう、地域社会のあらゆる分野での条件整備や基盤整備を進めるとともに、関係機関・団体との連携による総合的な障害者福祉サービスを展開するための基本的方向を示すために「幕別町障害者福祉計画」を平成12年度に策定いたしました。

この計画により、障害者の自立と社会参加を進める「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと「完全参加と平等」の実現を目指し各種施策を展開してまいりました。

また、平成15年度に導入されました支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを目的とした制度であり、本町におきましては平成16年度の居宅生活支援費の決算額は、862万8,000円で、利用者は11名となり、措置制度でありました平成14年度と比較すると、利用人数、決算額とも1.5倍となっております。

このような状況の中、「三障害施策を一元化し、利用者本位のサービス体系に再編する」障害者自立支援法が平成18年4月より施行されることとなりますが、未だ政省令が出されていない状況から、現時点でお答えできる範囲での答弁となりますことをご理解願います。

はじめに1割負担の影響ですが、本年10月提供分で見ますと、町民税非課税かつ所得税非課税世帯の旧制度では負担が生じなかった階層での居宅サービス利用者数は全利用者59名中21名で、約12万7,000円の負担増が見込まれ、一人にいたしますと約6,000円の増となるものと思われま。

次に、ご質問の2点目の低所得者に対する利用料の減免措置についてであります。国の負担軽減策が確定した後、具体的な影響額を見極め検討しなければならないのでありましようけれども、しかしながら、本法律では「必要なサービスを確保しつつ、制度維持のためには、利用者を含めて皆で費用を支えあう」「サービスを利用しない、できない対象者との公平の確保」の理念を尊重しますと、本町独自の減免措置は、現在の状況では難しいものと判断いたしているところであります。

次に、3点目のサービスの基盤整備についてであります。障害者自立支援法では、市町村の責務として、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うことと定められております。

サービス供給の基盤は、障害福祉計画に基づき、国及び北海道と連携して必要な整備を促進していくこととなりますが、既存サービス事業者の参入はもちろんのこと、運営主体の規制緩和をはじめ、運営基準、施設基準の緩和が予定されておりますことから、積極的にNPO法人等の参入を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、4点目の地域生活支援事業の計画についてのお尋ねであります。旧制度において、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましいとされていた事業が地域生活支援事業として法定化され、平成18年10月から市町村の実施義務が課せられました。新たに義務付けとされるのは、相談支援、コミュニケーション支援、地域活動支援で、地域の地理的条件や社会資源の状況により、柔軟な形態が可能とされております。

これらの事業は、本町独自で対応できるものもありますし、専門的な知識・技術を必要とするため、サービスを提供していただく事業者に委託するなどの方法を用いて支援事業を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の障害者福祉計画の策定についてであります。全ての市町村において障害福祉サービスの総量や確保の方法等を定めた「障害福祉計画」を3年間で1期として平成18年度末までの策定が義務づけられました。

今後国が示す基本方針や参酌標準をもとに計画の対象者となります。障害当事者や家族の意見を十分聴取し、さらにサービス提供事業者との調整も密にし、計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても前段申し上げましたように、現段階では、政省令の全てが示されていない段階でもあり、今後示される中で、障害をお持ちの皆さんの自立と社会参加に必要なきめ細かな福祉サービスが提供できる仕組みづくりを目指し、障害のある方もない方も共に生き「安らぎと生きがいのあるまち・幕別町」の実現に向け、障害当事者、ご家族、関係機関、議会とご相談申し上げながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油についてであります。

お話ありましたように、本町におきましては、社会福祉協議会が実施主体となり実施していただき、支給につきましては、歳末見舞金配分基準に該当する「一人暮らし老人世帯」「ねたきり老人のいる世帯」「母子・父子世帯」「重度心身障害者・障害児のいる世帯」「要保護世帯」などの世帯であり、いずれも所得状況が生活保護基準と同等かわずかに上回る世帯、いわゆる「低所得世帯」を対象としているわけであります。

ご質問にあります福祉灯油の拡充についてであります。寒冷地特有の問題であり、低所得者世帯には切実な問題であろうというのを認識はいたしております。

ただ、現在、道内においては、192市町村のうち、実施しているのが48市町村。さらに本年度に事業廃止又は廃止検討中の町も、七つもあるというふうにも伺っておりますし、また、十勝管内では、20市町村のうち実施しているのは5市町村のみという実態であります。

このようなことから、今後、事業内容等も精査しなければならないのかとは思いますが、現在のところ、支給対象者及び支給量とも、現行の水準を保ちながら、制度を維持していただけるかどうか、社会福祉協議会とも十分相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） まず、障害者自立支援法についてなのですが、1割負担の影響額ということで、今、町長がお話になりましたように21名の12万7,000円、一人当たり6,000円ということでした。

これが実際にこの支援法が成立したときに、この現状のまま利用者が推移するとしますと、一人あたり6,000円の負担ということになりまして、これが町の持ち出しが少なくなるということになると思っております。

そのところをやはりこの低所得者の減免制度に活用していくことができるのではないかとこのように思います。

また、こういう中で1割負担が導入されることによりまして、利用できなくなる障害者が出てくるのではないかとこの心配もされるわけですが、その点はどうにお考えかなというふうに思います。

また、今、ひまわりの家があるのですけれども、そこに通所する方がこのひまわりの家を利用することによって、利用料の1割負担ということも考えられるのではないかとこのように思います。

また、減免の1割負担は難しいということだったのでありますが、この制度が導入されることによりまして、今まで所得世帯によりまして負担が軽かった人たちが、住民税非課税の中でも2段階に分かれまして、利用料の満度を使うといたしまして13倍から20倍ぐらいになるのではないかと私は試算したのですが、そういうところの人たちにはやはり減免制度が必要ではないか。少しでも軽減していくということが必要ではないかと考えます。その点をお伺いしたいと思います。

それから、3番目のサービス料の見合う基盤整備ということなのですが、幕別町では大人のデイサービスを利用する施設がないのですね。そこのところはやはり来年の10月までに整備をきちっとしていくということなのですが、その前段でもやはり利用料1割を支払って利用するということはあるのですが、そういう基盤整備も手前手前に引き寄せて、そして実施していくということが必要ではないかと考えます。

それと、地域生活の支援センターなのですが、これは幕別町独自で行えるということなのですが、その点ではどのような施設があるかということもきちっと調べまして、そしてこういう政策に参加していただけるかどうかというその委託先も手前に引き寄せていかないと、なかなか確保できないのではないかとということも一つ考えられますので、その点はいかがでしょうか。

それから、5番の障害福祉計画なのですが、これを進めていくには法整備をしていくにはあと約半年程度でやっていかなければならないというところがあります。

これは本当に町職員も法が決められて、こういうふうに決めていくということでは大変負担が重いのではないかと考えます。障害者にとっては実態をきちっと把握してもらって策定していくということが大事だと思うのですが、その実態を把握し策定していく中で、これは介護保険と同じように認定をしていかなければならないという問題も一つ出てきます。そういう中での町職員の専門として知識ですとか、技術を身につけるというそういう手立ても必要だと思うのです。そういうことがしっかりしていく中で福祉計画も充実させていくことができるのではないかと考えるのです。その点をお聞きしたいと思います。

それから、福祉灯油なのですが、今、町長のお答えでは全道でも十勝全体でも実施しているところが少ないというお答えでした。

けれども、この福祉灯油は30年ぐらい前に、本当にオイルショックのときに制度としてつくられたということなのですが、今の経済状況を考えますと、それと同じぐらいに低所得者の負担というのは非常に重くなってきていると考えます。医療ですとか年金ですとかそういういろいろな制度も負担が重くなりまして、本当に低所得者の生活は大変だと考えます。

高齢者の一人暮らしなんかは夜になりますと、灯油を消して布団にくるまって早く寝るといいう実態も町内を歩きますとたくさんいらっしゃるのですね。

ですから、そういうところもしっかりと実態を掴んで、他の町村で実施は少なくとも町独自の対策としてこういう拡充をしていくことが必要だと考えます。

ちなみに忠類では、今200リットルの助成をしているというふう聞いていますので、そういうことから考えましても幕別町は単身者に50リットル、そして二人世帯では100リットルということなのですね。

ですから、そういうところでもやはり充実させていくべきではないかと思えます。

廃止していく町村もあるという中で、全道的には蘭越町では福祉灯油の実施をしていくというふうには予算付けもしているのですね。そこでは300世帯に1万円の予算を組んでいるというところも増えています。

ですから、今の経済状況を考え、町民の所得の低い人たちの世帯のことを考えれば、廃止の方向ではなく拡充をしていくという、そういう姿勢が大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に自立支援にかかわって障害者の自己負担が増えることによって町の負担が減るのではないかと。

今までも町の負担が4分の1の負担をしておりましたから、その分にかかわっての分は若干減るのだろうというふうには思いますけれども、ただ、まだ詳しい中身は来ていませんので、どの程度の額になるかということはまだちょっとわかりませんが、方向としてはそういう方向にあるのかなというふうに思っております。

それから、「ひまわり」については特にそういう新たな負担ということはないというふうに思っております。

それから、デイサービスについては、今後障害者の方が、今も受けてはいるのですね。風呂利用はされているということですから、引き続きこれはいけるのだというふうに思いますけれども、新たな整備ということが今後考えられてくるのがどうなのかということが今後の課題だろうというふうに思っております。

それから、委託先なんかも早めに対応しないと駄目だということにつきましても、当然そういうことだろうというふうに思いますので、来年10月の施行に向けて準備を進めていきたいというふうに思っております。

計画について、これはどこの町村も全国一斉に進めるわけでありますから、私どももこれからいろんな策定委員会的なものを設置しながら対応をしまいたいというふうに思いますけれども、いろんな意見を集約しながら、確実に実施できるものを計画に挙げていくということが私は大事でないかなというふうに思っていますのと、何といたってもやはり障害者の方あるいはご家族の方が要望する、希望するようなことが現実的に対応できればなというふうには思っておりますが、専門的なこういう知識を必要とする場合もあるのかもしれませんが、それらも含めながら委員会の中で対応をしまいたいというふうに思っておりますし、当然、必要であれば今後職員の研修についても参加をさせていきたいと。今年度からそうした職員の研修制度もあるというようなことでありますので、それらも是非参加させて専門性の知識を身につけるために研修を行っていただければというふうに思っております。

それから、福祉灯油は、かつては、最初は町独自でやっていた政策を、社会福祉協議会にお願いした。というのは、社会福祉協議会ではご存じのように、今歳末の見舞金等を頂いた中で、この見舞金を配分するわけでありまして、その配分のときに合わせてその対象者に福祉灯油も一緒にお渡しするというようなことが根っこにあるものですから、町でなくて社会福祉協議会にお願いしているということで、福祉灯油だけ当たって、ほか当たらないということではなくて、歳末の見舞金等が当たる方に併せて福祉灯油の交換券を50リットル、100リットルの割合で出させていただいているということでもあります。

ただ、原資を今町が出しているという部分がありますので、これらについては、できれば社会福祉協議会がすべてやっていただければ一番有り難いというふうに思っていますけれども、それらも含めて今後協議させていただきたいと思っておりますけれども。

なかなか今、先ほど申し上げましたように、福祉灯油が必要だと言われた時期から比べると、確かに今年辺りは、先ほど野原議員さんは15円以上と言いましたけれども、役場でいくと今の段階では10円か11円ぐらいだというふうに押さえていますけれども、そうしたことがあってまたそういう部分が話題になっているのかなというふうに思いますが、全般的には今減ってきているのが実態でありますので、そういうような状況も踏まえながら、先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会とは今後も協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 確かに国の法整備がしっかり確立していない中でスタートというところに、私自身も非常に矛盾を感じるのです。1割負担だけが先に導入されて、そこだけが来年の4月からスタートするということですので、矛盾は感じるのですけれども、やはり実際にそういう制度がスタートするわけですから、しっかりと対策を立てながら取り組んでいかなければならないというふうに考えるわけですね。

そのところではやはり一番心配されるのは、利用者に対する負担増なのです。ですから、そのところの低所得者に対する軽減策を手前に引き寄せて検討してどうするかということ、手立てを打っていくというのが自治体の役割ではないかというふうに思います。

また、実際にその法律がスタートいたしまして、サービスを利用しようと思ってもサービスが利用

できないという、そういう基盤整備が不十分だということも否めないと思います。

幕別の場合は大人の身体のデイサービスや何かのところは本当に不十分で、今回は精神も入ってきますから、だから精神も入ってくるというふうになるとなおさら基盤整備は早めに準備をしていかなかったら、法がスタートしても利用できないという状況が生まれるのではないかと思います質問をしているところです。

それと、職員の研修ということでは、この通告には書いてはいないのですけれども、その精神が入ってくるということで、そこでは町ではいろいろな制度や何かの対応は保健師さんがされていると思うのですけれども、ケアマネージャーに代わるような部分も保健師さんに移行されてくるのではないかと思います、そこでの精神に対する研修というのは本当に大事になってくるのではないかと思います、そこのところもやはりこれから本当に研修を深めていかなければならないのではないかと思いますのと、それからそういうものが入ってきたときに、人の配置というところでは今の人員で対応できるかどうかということも心配になるわけですが、その点はいかがでしょう。

それから、福祉灯油なのですけれども、確かに社協にこれは委託しているのですけれども、原資は町で出しているということなのですね。ですからこそ、そこで対応はできないのかということでもあります。

これは民生委員が調査に入って、どういう世帯がいるかということ把握しているということだったのですけれども、実際に本当にもっと広く訪問活動や何かをいたしまして、そういう世帯を救いあげていくという手立ても必要ではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話にありましたように、制度のいわゆる細かい部分、政令、省令といったものがまだ出ていない中でのお話でありますので、十分私どももまだ押さえていない面、あるいはわからない部分もあって、十分な答弁でないと思いますけれども、ただ、利用者の負担増になる。これは今言っているのは利用者の1割の負担増ですけれども、このほかにも利用者の負担増というのが食事代とかいろんな居住の分だとかということでは相当な負担にはなっていくのだろうというふうに思います。

ただ、その負担、国で定められた法律で障害者にそれなりの負担を求められる。それを多いからすべて今度は町村がそれを代わって減免してやっていくということは、これはなかなか現実的には難しいのだろうと私は思うのですけれども。

つい最近出された老人医療のことなんかでももちろんそうですけれども、一つの法改正でこういう制度が改正になって、保険制度が改正になってこういうような負担を利用者をお願いしたいといったときに、間違いなく負担増になることは我々も承知はしながらも、それではその負担増を住民に変わって町が減免してやるということになるとこれはまたなかなか大変なことだと。障害者のみならず、先ほど言いました老人もあれば介護保険もあれば、いろんな制度にそういったことがつながってくるのだろうと思いますから、私どもはある意味ではこれは確かに負担をかけるということになるのかもしれないけれども、ある意味では一つの法改正の制度の改正の中で決められてきているものではないかなというふうにも実は思っているところであります。

それから、基盤整備にかかわって、確かに今回は身体障害のみならず精神・知的、全部入ってくるということなのですけれども、ただ、お話がありましたように、精神にかかわっての基盤整備というのは、例えばどんなものがあるのかなとちょっと考えてもなかなか難しいのかなと。

ただ、今もお話がありましたように職員体制の中ではお話のとおりこれも保健師に対応していくというようなことで、既に今も研修に行っているのですけれども、そうした中で当面はスタートさせていただきますけれども、さらにその保健師のみで対応できない、あるいはさらにそれ以上の専門性の知識が必要だということになってくれば、これはまた新たな考え方を持たなければならないのかなというふうに思っております。

保健師も今予定としては来年1名採用をしたいということで増員も図っているのですけれども、先ほ

どの話もありましたように保健師にかかる負担というのもだんだん多くなってきていますので、そういったことも踏まえながら職員配置を併せて、制度が有効に生かされるように対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、福祉灯油は先ほども申し上げましたように、認定といいますか、対象者を決めるには民生委員さんのお力をお借りして決めているということで、何回も言いますが、福祉灯油のみならず歳末見舞金の配分なども併せお願いしているわけですから、民生委員の方々は私からすれば本当に一生懸命やっただいていただいているなということで頭の下がる思いでありますので、いろんなことはあるのかもしれませんが、何とか社会福祉協議会にお願いし、あるいは民生委員さんの協力を頂く中で、この制度が進められていければと思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 通告に従い、2点について質問いたします。

1点目は、大型店の無秩序な進出を許さない「まちづくり条例」の制定を、です。

幕別町においても大型店イオンの進出が浮上していますが、今、全国で大型店の進出が問題となっています。

全国の小売業の売場面積に占める大型店の割合は、1970年代には2割台にすぎなかったものが、今では8割という地域も生まれ、飽和状態となっています。

その結果、身近な商店街がなくなり、また、最後には大型店自身も撤退するなど町そのものが空洞化する事態も全国で生まれ、商店街や地域経済の問題にとどまらず、町の在り方や住民の暮らしにも深刻な影響を与えています。

既存のまちづくり三法が大型店進出の歯止めになっていない結果であり、地域独自の仕組みづくりが必要だと思います。

既に金沢市、京都市などでは、郊外の大型店立地などに対して情報公開、事前協議などを条例化することで成果を上げていると聞いています。

地域の主人公である住民が暮らしやすい町のため、大型店の身勝手さを許さず、地域の商店街、中小商店の値打ちが發揮されるまちづくり条例の制定が必要ではないでしょうか。

町長の見解を伺います。

2番目。

「国民保護法」と「国民保護計画」について質問いたします。

武力攻撃事態法に基づき、2004年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法と言われていますが、など関連7法が制定されました。

この具体化として2005年度末までに都道府県、2006年度には市町村段階の国民保護計画づくりを進めることを政府は地方自治体に求めています。

国民保護法は、いわゆる日本有事の際に、地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務付けるもので、この計画には住民の避難計画だけでなく、社会秩序の維持、輸送・通信、国民生活の安定などが含まれます。

国民保護法のおおもとは、武力攻撃事態法ですが、これはアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則付きで国民を動員するという極めて危険な内容です。

第1に、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が攻撃を受ける前から自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくったことです。

第2には、日本国民、地方自治体、民間組織に対して、米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みをつくったことです。

その具体化としての国民保護法、国民保護計画ですから、多くの問題があり、以下質問をいたします。

1 点目、外部からの万が一の不当な侵略があった場合や大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことですが、この有事法制下における国民保護計画は災害救助における住民避難計画とは根本的に違います。

有事法制に基づく国民保護や避難計画は米軍や自衛隊が主導するところに特徴があり、真に国民を守るものではないと考えますが、町長のお考えを伺います。

次に、地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画についてですが、政府は政令で 160 もの公共機関、民間業者を指定公共機関として指定しています。

武力攻撃事態法では、国が武力攻撃事態への対処に関する重要な役割を担い、自治体は国の方針に基づく措置の実施を担うと明記され、自治体の責務としています。

自治体管理の空港や公安、公営バス、また公立病院、土地・家屋の取上げ、物資の保管命令の収容など、さらには医療・土木・建築工事、輸送関係者への業務従事命令などを自治体にやらせるとしています。

これは地方自治体の本旨に反することではないでしょうか。

町長の見解を伺います。

3 点目に、国民の自由と権利を侵害する計画についてです。

武力攻撃事態法は、憲法の保障された基本的人権を侵害する可能性があることを公然と認めています。

政府見解では、高度の公共の福祉のため、合理的な範囲と判断される限りにおいては、その制限は憲法 13 条等に反するものではないとしています。

アメリカの戦争への従事命令や国民の土地・建物の強制収容、物資の強制収容が国民の自由や権利の侵害につながることは明らかです。

町長の見解を伺いたいと思います。

4 点目です。

以上、国民保護法、国民保護計画の問題点について、町長のお考えを伺います。

そこで、最後になりますが、一番大事なことは、このような問題の多い国民保護法を具体化する計画ではなく、有事を起こさせない平和的な努力、さらには平和的外交こそ、今の時代に必要だと考えますが、地方自治体の国民保護計画に対する町長のお考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

大型店の出店を規制する「まちづくり条例」の制定についてであります。

本町依田地区への大型店の出店計画を見据えてのご質問であります。依田地区、中でも特に札内新道沿線の土地利用につきましては、第 4 期総合計画の施策の方向あるいは、平成 15 年に策定いたしました都市計画マスタープランの地域別構想においても、開発を主眼とした位置付けをいたしているところであります。

今回の開発計画は、町の総合計画あるいは都市計画マスタープランを逸脱したものではなく、雇用の拡大、地場農産物の販路拡大等、開発に伴うメリットもあるものと思われ、またこうした大型店の進出を期待する町民の声も多く聞くところでもあります。

反面、町商工会などから、大型店出店に反対すべきとの要請書も頂いているところでもあります。

いずれにいたしましても、計画の内容が具体的に詰まってきた段階においては、商工会や関係機関にもご相談させていただき、幅広くご意見を伺い、総合的に判断をいたしてまいりたいと考えておりますことから、現段階においては、ご質問にありますような条例を制定することの考えは持っておりませんので、ご理解を頂きたいと存じます。

次に、「国民保護法」と「国民保護計画」についてのご質問であります。

国民保護法につきましては、平成 15 年 6 月に武力攻撃事態対処法を中心とするいわゆる有事三法が成立したのを受け、平成 16 年 6 月「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」として制定されたものであります。

この法律は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための措置が規定されており、ご質問にもあります地方自治体の「国民保護計画」策定についても規定されているところであります。

ご質問の1点目から3点目につきましては、国の基本的な政策に関わるものであり、国政の場で十分に議論がなされ、定められたものと承知しておりますので、私から意見を申し上げる立場にはないとも考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の4点目「有事を具体化する計画ではなく、有事を起こさせない平和的努力こそ必要と思うが、地方自治体の「国民保護計画」に対する町長の考えは」ということでありますが、世界の平和を願う心とそのために努力することが大切であることにつきましては、意を同じくするものであります。

次に「国民保護計画」につきましては、同法の第35条に市町村の国民保護に関する計画として定めなければならないとされておりまして、今年度策定される北海道の計画に沿って、幕別町といたしましても平成18年度中に計画を策定いたすべく、現在、準備を進めているところであります。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1点目のまちづくり条例についてです。

今の町長のご答弁では、今回のイオンの進出が町の総合計画や何かに逸脱したものではないという、そういうご答弁でありました。

私が考えるのには、町長の総合計画だとか都市計画マスタープラン、そういう中から逸脱したものではないというふうにおっしゃりましたが、前回の議員協議会の中でも一定の論議がされていますけれども、この大規模な商業施設が果たして沿道サービスという位置付けになるのかどうか、このことも私は大きな疑問を持っているところです。

それと、もう一つは、この大型店の出店に関しては、私はもっともっと全国の状況なんかもよく研究されて、そしてやはり町としてのまちづくりの方向を出さなくてはいけないというふうに考えるのです。

それは、町長も既にご存知だと思いますけれども、身近なところでは、例えば、苫小牧、これもつい何週間か前のニュースでやっていたけども、やはりイオンの大型店が郊外にできました。そうすると、町の中にあったデパートが撤退をする。便利で駅のすぐ側にあって、市民の方たちが利用していたそういうものがやはり撤退をしていく。こういう例もあります。

その中で、市民の方たちがインタビューに答えていましたけども、私たちにとっては非常に不便になった。高齢者の方でしたけどもそういうふうにも実際にインタビューの中で答えているのですね。

こういう例が本当に全国各地であります。福島県でそういうところから福島県のまちづくりの条例が商業まちづくり条例というのがつくられましたけども、これのつくられた経緯もやはりそういうところからきているのだと思うのですよね。

この福島県の場合は、大型店ができた。ところが、その大型店というのはいつまでその地域で商業活動をするのかという、そういう約束ごと何もないのですよね。そういう中で結局儲けにならないと撤退をしていく。あちこちでそういう出店しては撤退する。この繰り返しが起きて、これではとてもまちづくりはできないということで、県にきちんとある程度の枠をはめてほしいということで運動をして条例がつくられたという経過があります。

全国では、あの大型店をめぐってそういう状況が生まれてきているというのが私は実態だと思うのですね。その辺のことを町長はどんなふう考えていらっしゃるのか。幕別町に大型店が来て、商工会がどうなっていくのか。その後はどうなのか。そういうこともどの程度考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、2点目の国民保護法と国民保護計画なのです。

これは町長がおっしゃったとおり、これは国で決めました。だから、町としてはそれに従ってつくっていくという、これは町長がおっしゃるとおりだと思うのですね。

ただ、そのときに実際に国はおおもとの法律をつくりましたけど、実際には細かくつくっていくのが自治体になってきますよね。そのときにやはりこの法案の問題点だとかそういうことはきちんと私は押さえて具体化しなかったら駄目だと思うのです。そのことがありますから聞いたわけです。

この間、都道府県段階の条例なのか、それから基本計画づくりが進められています。この1年間の間で。その中では本当にたくさんの疑問点が出されているのです。

特に私は本当にその通りだなと思ったのが、沖縄県で今そういう計画がつくられていて、たくさんの疑問が出されたというふうに書いてあるのですけども、過去の戦争のときにやはり国民保護法的なものがありました。ところが、これは戦争の中では国民を守るものではなかった。沖縄の県民を守るものではなく、結果的には戦争のための法案でしかなかった。こういう反省のもとに、では今度のこの保護計画が果たして国民を守る、そういう法案なのかということだとたくさんの疑問が出されたそうです。

それから、もう一つの、これはいろんなところで出されたというふうに聞きましたけども、例えば、武力攻撃が発生した場合に、侵害排除のための米軍や自衛隊の軍事行動、これが優先されるのか。それとも、国民の避難だとか救難が優先されるのか。これはどっちなのだというので、これは各地で意見が出されたそうですけども、これに対しては、政府は一つも答えられない。ケースバイケースですよということだとか、それからあるいは米軍がどんな軍事行動をとるかわからないから、そのことについては答えられないという、こういう答弁でもあったそうです。

だから、この武力攻撃事態法そのものがそういう意味で大きくアメリカの行動に左右される中身だと。こういう危険性があるということをお前は町長自身がしっかり押さえるべきではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

それから、4番目の計画の具体化ではなくて平和の外交をとということでお聞きしました。

これでは平和的な努力が大事ということで一致しているのですけども、本当にそういう意味では世界の流れが今どういう流れになっているかということでは、これは皆さんと共通認識になれると思うのですけども、本当に世界の大きな戦争の犠牲の上で、今国連中心になって平和の外交、平和の努力をとということで世界は進んでいますよね。

そういう中で今こういう形で有事法案、たくさんの法律がありますけども、それが具体化されようとしている。そういう流れの中で、本当に必要なことは、やはり私はアメリカ一辺倒の外交ではなくて、これは国政の場で言うようなことですけども、やはり地方自治体もきちんと声を挙げていく。そういう平和外交に徹しなさいということで声を挙げていくということが私は本当に必要なことなのだと思います。

それから、その点でやはり私は国が決めたから、「はいその通りです」、「従いますよ」ということで危険な方向に行くのではなくて、国で決まったことだけでも、こういう今の時代は、そういう攻められてきたらどうするかという、そういうことを具体化するのではなくて、そうではない平和な外交をしなさいということで、やはり国に対してもあらゆる面で声を挙げていかなければいけないというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の大型店の関係でありますけども、沿道サービスにそうした大型店、郊外店が入るのかというようなことですが、都市計画マスタープランでいっているのは、沿道商業地を国道38号線なり札内新道に配置をします。それから、流通業務地札内新道沿線には商業地を配置して沿道サービスの機能を向上するというので、沿道サービスだけのあそこに端的に言えばドライブインだとかスタンドだとかというその沿道サービス施設だけが、あそこの土地の利用ではなくて、これは何年前でしょうか、もう第2札内橋と言われたときからあそこの土地利用を図ろうとしたときからいろんな話が出て、当然、住宅団地にしてはどうだ、工業団地にしてはどうだ、そうではなくて商業地として利用しようということで一定の理解を得られて現在にきているということですから、私、先ほど逸脱していないと言ったのは、そういった今までの長い経過の中で総合計画や都市マスタープラン

の中で定められてきたものに合致している土地利用計画でないかということで申し上げたわけでありまして、何も沿道サービスのドライブインだとかそういったものに限って土地利用を図ろうと言ったことでは決してないわけでありまして。

それから、まちづくり三法だけでは十分でないからということでありました。

これは福島県の例もありますし、最近は今北海道知事に対してもそういうような働きかけが盛んになされているようではありますが、これはうちのみならず全道的な中でそういう法的な縛りをしていくかどうか。それはまさにこれから北海道が判断されていくものだろうというふうに思っておりますので、私は今それに対してどうのこうのというつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げておりますように、土地利用としては商業地の土地利用の範囲であるということと、あとは前回の議員協議会でもありましたように、果たしてそれが今の法手続の中で開発が許されるのかどうかはまさにこれからのことであろうということでもありますから、そうした中で私は判断をしていくべきだろうというふうに思っております。

それから、2番目についてはいろいろ疑問もある、難しいこともあると言いますが、国会でも判断できないやつは私にとってはなおさら判断できないのでありまして、なかなかそれは答弁にはできないのだと思いますけれども、町にとって大事なものであるかどうか、これは計画をつくるに当たっては道からのいろいろな説明会なんかもあって、担当者も出て十分勉強した中で策定をしていくことになろうと思いますし、当然のことながら、一つの町の計画と言いながらも、全道的あるいは管内的なそれぞれの横の連絡の中で進められていくものだろうというふうに思っております。

先ほど来申し上げましたように、世界の平和だとかという平和についての考えは、これは違にするものではありませんけれども、ただ、国が法律を決めたけれども町は独自でということには、これはなかなか難しい面も私はあるものだろうというふうに思っておりますので、逆に私の方からご理解をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

質問中でございますけれども、お願いしたいことがございます。

今、町長から発言がありましたように、国政レベルの質問ではなくて、首長として答弁できる範囲で止めていただきたい。

お願いいたしたいと思っております。

○1番（豊島善江） 先ほど、私、2回目の質問のときに、既存の商店街の影響だとかどう思っているのかということもお聞きしたのですが、それのお答えはありませんでした。

私は、ここのところが、どこの町村でも一番大きな問題になっているのですよね。郊外に大型店はできて便利になって、若者たちは車で買物に行きます。ほかの町村からもどんどん来ます。

ところが、町の中の高齢者の方たちや車のない方たちは不便を強いられるという結果になっているところ、どこでも起きてきているのですよね。その辺をどんなふうに考えるか。

それから、大型店ですから、幕別全体の商工会の面積をすっぽりと覆うぐらいの規模の大型店ができるわけですから、影響がないということは絶対にないですよね。

その辺のところのお考えもきちっとお聞きしたいですし、これまで昔法律が変わりまして、過去には大型店が深夜営業をしないだとか、1年間に何日休むだとかというふうに決めていただいたとか、それから町と十分に協議するだとか、様々な規制がありましたよね。そういうことも全部今なくなっていますから、そういう中で大型店が実際に立地されたら、私は、本当に影響は大きいと思うのですよね。

そういう点から、今全国でまちづくりの条例づくりが進んでいる。県段階でやっているのは福島ですけれども、そのほかにも市段階で進めているところも今出てきているのですよね。

それぞれの町にはそれぞれの町の文化もありますし、別個のいろんな様々な条件なんかもあると思います。

そういうことをきちんと守れるようなそういうやはり商業者も住民の方たちも一緒になってつくる。そういう私はまちづくり条例が今求められているのではないかと思うのですが、もう1回お聞き

したいと思います。

それから、2番目の国政というのですか、国で決めたことですからどうしてもそういう方向になってしまうのですが、ただ、私はこの国で決めたそういう危険な、今の時代にふさわしくないこういう法律が実際に運用して、実際に細かなことを決めていくのが自治体になるものですから、それで町長にお聞きしたわけです。

この実際の法案の、問題点はたくさんありますけども、国で決めましたよね。その問題点をやはり町長自身がきちんと押さえながら具体化をしていく、だからいろんな場面が、決めなくてはいけないときに、では何を根拠にするのか。それは北海道のそういう計画をもとに決めると思うのですが、そのときに、先ほども私ちょっと疑問が生じるということも言いましたけども、米軍や自衛隊の行動と、では住民避難するのとどっちが先なのだという、そういうときに、町長はそしたらどういうふうに決めていくのか。その辺も私やはり町長の姿勢だと思うのですよね。

最後に、町長の見解を再度求めて終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 大型店ができることによって、既存商店街に影響がないのか。これは当然、影響は出るのだろうというふうに思います。

ただ、それがどのような形で影響が商工会の皆さん、商店街の皆さん。あるいは逆を言うと、大型店を求める住民の声も現実には、先ほども申しあげましたようにあるわけでありまして、あるいは、これが、幕別が駄目で橋を渡った帯広市だったらいいのか。幕別が駄目なら音更、芽室に行ったらうちの商工会には全く影響がないのか。これはいろんなことが考えられるのだろうと思いますし、私は先ほどから申しあげているのは、あの地を開発しようという今の委員会の人たちから申入れがあったことに対して、法的にまずはいいのか悪いのか。その判断を今道と協議をする中で進めているという段階で、それがはっきりした段階で次にステップだろうということは今までも申しあげてきたわけですから、私は今反対しているとか賛成して是非来てくれとかということは、今までも申しあげたこともなく、あくまでも法的にやれるものはやる、粛々と進めていきたい。

そういう立場でいることでもありますから、これは当然、仮に誘致するようなことになれば、商工会ない住民の皆さんからいろんなことを聞いていかなければならない。意見を聞かなければならないのだろうというふうに思っております。

それから、2番目については、いろいろな見解があるのだろうと思いますけども、豊島議員はこの法律が危険な法律だということを、今おっしゃったわけですが、果たしてその危険な法律だということ自体がすべての町民の皆さんなり国民の皆さんがそう思っているのかどうかとなると、これまたちょっと考え方はいろいろあるのだろうと思いますから、私は町村長の立場でこの法律の定める中で、町村を担う役割を粛々と担っていくべきだと、そういうふうに思っております。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

この際、15時25分まで休憩をいたします。

15:08 休憩

15:23 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 3点について質問を行います。

はじめに、介護保険についてです。

2000年にスタートした介護保険制度が、今年の6月に「改正介護保険法」というのが成立し、大幅

に改定されました。

改定の内容は大きく3点ありまして、1点目は既に今年10月から施設入居者の食費と居住費が保健の対象外とされたこと。全額自己負担とされました。

2点目は、来年4月からは、新予防給付事業が開始され、要介護状態が軽度の高齢者は状態の改善可能性を高める。そのためのサービス利用が中心となる制約を受けることになりました。

3点目は、高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として介護保険に取り込まれることになりました。このことにより、これまで公費で行っていた保健福祉事業を介護保険財政に移し、国庫負担割合が削減する仕組みとなっています。

いずれも給付が削減されるか、あるいは負担が増やされるかという内容で、みんなで支える老後の安心あるいは介護の社会化と制度の目的がうたわれておりましたが、5年を経過してその目的からどんどん離れていく現状のものと思います。

また、制度替えに伴い、各自自治体では新たに地域包括センターの設置や地域支援事業の計画、また保険料の見直し時期でもあり、さらに第3期計画の策定も進められています。

利用者からは、制度が次々に変更することによる不安、一体給付や負担はどんなふうになっていくのか。このような声がたくさん寄せられます。

介護を必要とする人が安心して利用でき、文字通り社会で支えられる制度にしていくために、次の7点について伺います。

はじめに、現在取り組まれている第3期介護保険計画の策定状況について伺います。

2点目は、新事業となります包括支援センター。これは幕別町が主体で実施されるとしていますが、その事業の内容、また人員も含める体制、設置の時期などについて伺います。

3点目は、新たに取込まれる地域支援センターの利用について、公費負担から介護保険制度に移行することによっての利用負担が生じないか。これらについて伺います。

四つ目は、新予防給付実施について、既に既設利用者についてはこの制度の利用制限を受けますが、それらの予測される状況について伺います。

5点目は、保育料の改定、厚生労働省は第3期計画では全体で30%の引上げということも打ち出されています。わが町の改定計画はどのように進められているか。どのように考えてられるか伺います。

6点目、負担が増えることにより、利用料、保険料の住民負担はなお一層大きくなります。これらについての軽減も含める対策等についてのお考えがあれば伺います。

また、最後ですが、認定者の状況を掌握するための様々な地域調査に取り組んでこられていると思いますが、それらの状況についてもお伺いいたします。

2点目は、職員定数の適正化と臨時職員の待遇改善についてお尋ねをいたします。

政府は、今後5年間に公務員の給与と定員を集中的に減らす集中改革プランづくりをすべての自治体に求めています。

公務員労働者のみならず、民間労働者や暮らし、地域経済にとっても重大な影響を与える問題であります。幕別町はこれまでこの計画とは別に行政改革大綱に基づいて役場内組織機構の見直しと職員数の削減を行ってきました。

計画当初の平成12年の組織と体制は、8部制、24課239人の職員でありましたが、今年10月には、8部、部制は同じですが、21課、職員総数227人となっています。

行政機構を住民の立場に立って効率的に改革することは必要なことと思いますが、保育所などの配置状況をみますと、半数が臨時職員で担っている現状があります。

これらは適正な職員の配置として問題があると考えます。

また、臨時職員の待遇についても、これまでの条件より一時金のカットをはじめ、後退をしています。

この現状の上に、さらに前段申し上げた国の集中的削減が、計画が進むことになれば、不安定な雇用はさらに拡大され、住民全体の奉仕者の職務を果たす公務員としての状況はますます困難になって

きます。

適正な職員定数の配置と臨時職員の待遇改善を求めて伺います。

最後であります、少子化対策につきまして、この項目につきましては午前の部で堀川議員が質問されました。

全体の町の考え方は理解をしたところではありますが、経済的な支援の面で若干お尋ねしたいと思っておりますので、この通告に従って朗読させていただきます。

少子化問題は深刻化しています。

一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数は合計特殊出生率として、2004年で1.29、北海道では1.19と全国平均以下となっています。

それ以前からの少子化傾向は進んでいましたが、1970年代から2%台を切り、ますます深刻化となっています。

この原因は、午前もありましたけれども、多種多様な社会的要素が含まれていると考えます。

また、今年9月に政府の専門調査会の発表した少子化問題と男女共同参画に関する社会環境の国際比較、この資料によりますと、日本が労働時間あるいは雇用機会の均等の度合い、さらに地域の子育て環境や家庭内の役割分担、子育てにかかる費用、若者の自立可能性などの子育て環境の指標は、諸外国に比べて遅れた国であるということが示されました。

環境改善のためには少子化対策基本法が制定され、その法の整備に基づいて進められてきてはおりますが、歯止めはかかっていません。

幕別町においては、これまでエンゼルプランや次世代育成支援計画、これらを立てまして、子育て支援センターの開設などに取り組んでこられたところではありますが、出生率は全道平均よりは高い1.52と聞いております。

少子化対策の基本方向としては、特に仕事と子育ての両立、また、子育てにかかる重い経済負担の軽減の対策が必要であると考えますので所見を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、介護保険についてであります。

ご質問の1点目の第3期介護保険計画についてであります、介護保険制度は平成12年4月の導入から2期6年が経過しようとしており、予防重視型システムへの転換、制度の持続可能性の維持などを目的とした大幅な制度改正が行われ、平成18年度から実施されることとなっております。

町では、国及び道から示された基本的な指針に基づき、「介護保険運営等協議会」に諮問し、現在、協議をいただいているところであります。

今後、協議会の答申を頂き、来年の3月までに第3期介護保険計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域包括支援センターについてであります、事業内容は、一つに、介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務。

二つには、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務。

三つ目に、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行うこととなっております。

次に体制についてであります、包括的支援事業を適切に実施するため、社会福祉士、仮称ではありますが主任介護支援専門員及び保健師の3職種を配置することとなっておりますが、地域における人材確保の実情や養成状況を勘案し、当分の間の経過措置として各々それに準ずる専門資格を有する者で可能となっておりますことから、本町においては、社会福祉士は、介護支援専門員で業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の相談業務に3年以上従事した経験を有する者。

主任介護支援専門員は、リーダー研修を終了した介護支援専門員を配置することとし、保健師と併

せた3名体制により、平成18年4月1日設置に向け事務を進めているところでもあります。

次に、3点目の地域支援事業の利用者負担についてであります。現在の「介護予防・地域支え合い事業」で実施している「転倒予防教室」や「いきいきエンジョイ教室」等は、一部材料費等の実費を除き、原則無料で実施いたしており、これらの事業から地域支援事業に移行するものが多くあることが予想されますことから、現在と同様、無料で実施する方向で検討しているところでもあります。

次に、4点目の新予防給付実施による施設等利用制限者についてであります。新予防給付の施行日前に要介護1で介護保険3施設に入所している方が、施行日以降、要支援1、又は要支援2となり、新予防給付の対象となった場合でも、経過措置として平成20年度末までの3年間は引き続き施設入所ができることとされております。

次に、5点目の保険料の改定についてであります。地域支援事業の内容など詳細が示されていない部分もあって、サービス量などの数値が確定しておりませんが、国が示した基準をもとに試算をいたしますと、基準保険料は、概算で3,300円～3,400円になるものと見込んでおります。

現在の2,950円の保険料からいたしますと、350円から450円程度の増になるものと考えております。

しかしながら、国の介護報酬の改定が1月以降に予定されておりますことや、基金の取崩し額などにより、今後、変動することが考えられますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、6点目の利用料、保険料の負担軽減についてであります。利用料については、現在、訪問介護利用者の軽減や社会福祉法人の減免について実施しております。来年度以降も国の基準に合わせ見直しをした中で、継続して実施してまいりたいと考えております。

また、保険料については、低所得者層に配慮し、現在の5段階のうち第2段階を細分化し、収入80万以下の方については、現第1段階の方と同じ「基準額の0.5倍」とするなど、国が示した基準に基づきながら6段階に移行してまいりたいと考えております。

次に、7点目の認定者のアンケート調査についてであります。第3期介護保険計画の策定に当たり、今回の改正で、特に影響を受ける新予防給付の対象となる「要支援・要介護1」の方と、地域支援事業の対象者となる介護認定を受けていない一般高齢者の方に対し、現在のサービスの利用状況や新たな介護サービスに対する利用意向について、さらには、高齢者の生活状況や介護保険外のサービスについてなど、アンケート調査を実施いたしました。

この結果を基礎資料とし、計画策定の参考としてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、2番目の職員定数の適正化と臨時職員の待遇改善についてであります。

1点目の職員定数の適正化についてであります。職員の定数につきましては、条例で各部局ごとにその人数が定められており、その範囲内において、職員の配置を行っているところでもあります。その人員配置におきましては、総人員を必要最小限度に抑えた中で部門ごとに効率的な配置に努めており、多様化する行政需要に的確に対応すべく留意しているところでもあります。

平成17年4月現在での本町における職員数は、総務省の示す第8次定員モデルにおける定員試算値を下回っていることや他の類似団体と比較いたしまして大きな乖離がないことなどからも現時点において、適正な配置であると考えております。

今後におきましては、忠類村との合併に伴う行政改革の効果として、定年退職者数に対し、新規採用者数を抑制することにより順次職員数の削減を見込みながら、引き続き新町において定員管理の適正化に努めていく考えであります。

また、保育所の職員配置についてであります。特に、常設保育所における保育士の配置につきましては、平成17年度では、厚生労働省令で定められている最低基準の人数が43名であるのに対し、現在52名を配置いたしております。

勤務形態が4交代制と特殊なことや延長保育、障害児の受入れなどにも取り組んでおりますことから、最低基準を上回る人員配置になっております。

保育士の人員につきましては、配置人数を決定するに当たり乳幼児の数や障害児の対応などの要素

が大きく影響し年度により必要保育士の数にバラツキがでることや将来的に保育所の民営化等も検討していかなければならない時期にきていることなどにより、正職員を増員することは難しい状況にあるものと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

なお、保育所の管理運営に当たりましては、保育所長を中心に正職員がリーダーシップをとりつつ、臨時職員とともに児童の保育に責任を持って対応をしているところであります。

また、臨時職員の待遇についてであります。臨時職員の待遇につきましては、任用、服務、勤務時間、賃金等に関して要綱等に定められており、要綱等の規定に沿って適切に対応しているものと思っておりますが、今後とも十分意を用いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の少子化対策についてであります。堀川議員のご質問にお答えいたしましたとおり、少子化の進行による人口減少は、社会経済への影響が懸念されているところであります。

現在のところ、少子化対策計画を策定する考えはありませんけれども、これから子どもを産み育てようとする方や子育て家庭の支援のために、新年度予算編成におきまして「子どもを安心して産み、育てられる環境の充実を図る」という方針で少子化対策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 第3期総合計画が来年の3月まで策定されるということですが、運営協議会にかけられて進められていると思っております。

この運営協議会の中では、住民の状況判断あるいは利用者、それから事業者、この3者の意向がきちっと反映されて、それらが網羅されて新計画になっていくことが望まれると思うのですが、その辺はどのように進められているのでしょうか。

次、2点目の包括支援センターは、町長は今新しい体制、スタッフの方も充実されてということで、社会福祉員あるいは保健師、主任専門員の3名体制で実施されるということでありました。

非常に仕事の量が、今町長がお答えいただいた中を聞くだけでも大変膨大な仕事ではないかというふうに思います。

また、対象となる介護認定者、これは新予防給付の事業を受けようとする人は、要支援の1とそれからこれまでの要介護度1の中の6割ないし8割が要支援2になるということで、その両方がこの新予防給付の中で新たに介護プラン、計画を立てられて、そして介護保険を利用するということになっていこうかと思っております。

先日、民生常任委員会の所管調査をさせていただきましたときに、その人数等について資料を頂いたのですが、包括センターで携わる地域支援事業で利用が予測される人員が294人、それから、新予防給付で利用が予測される人が462人、これを合わせますと700人を超える対象者がおり、必要となればそれらのプランを全部立てて事業を進めていくということになると思っております。

そうなってくると、ベテランの方たちが取り込まれるということでそのことは大変安心したところなのですが、仕事の量からいって果たして3人体制で大丈夫なのかという思いもいたします。

その辺はいかがでしょうか。

それから、同じく新予防給付でもう1点、この包括支援センターが行うと思うのですが、新たな事業は入りますね。筋肉トレーニングですとか口腔ケアだとか。そういう事業の判断、介護のみならず医学的な分野にも通ずることが多くて、それでその専門の方たちが判断されて事業を、それらを取り組んで進められるわけですが、なかなか健康状態も含めて難しいということもありまして、資料を見ますとこの事業を実施するに当たっては、歯医者さんであるとか筋肉ということになればそういう整形関係の医者であるとか、そういう人たちの意見書等を頂きながら実施していく、そういう事業に転ずるところが多いやに聞いております。

そこで、幕別町ではその点ではどのように取り込まれる考えでいますでしょうか。

地域支援事業につきましては、心配しておりました国の事業が公費でやっていたものが、新たに今

まで老人保健事業であるとか介護予防事業であるとか在宅介護支援もそうですが、これらを全部介護保険の中に組み込んで、総事業費なんか3%と決められているというふうにも聞きましたので、そういうだんだん町としては窮屈になってくると思うのですよね。そうすると、利用者にはね返る面があるのかなというふうに思っておりましたが、これは大変人気の高い、いきいきエンジョイにしても事業でありますので、今後とも無料での実施は引き続き継続をされるということで安心したところです。

それから、保険料の改定であります、まだ1月に正式な報酬の中身が決まっていくことや基金の運用があるということでもありますので、流動的な面もあるのかなと思うのですが、3,300円から3,400円ということは、第2期の幕別町の介護保険料が、国の平均あるいは全体から見ると低く抑えて努力をされてきたのですよね。

そのときの第2段階の厚生労働省やなんかの平均が3,200~3,300円と言われておりましたから、今回の第3段階でその金額に近いものに示されたのかなというふうには思うのですが、いかんせんこれは前々から言っていたように、今、年金なんかを引き下がる中での負担ということでもありますので、例えば350円から450円の増額であっても高齢者にとっては非常に大きな負担だということは事実であります。

この辺についての配慮を1月時点での基金などの絡みも含めて、十分くみ取っていただいて反映していただきたいということでもあります。

それと、利用料・保険料についての軽減であります、国の制度が新しく軽減対策をとられたことも町長が今示していただいたとおりであります。

一つ私思うことは、介護保険料についてなのでありますが、9月の定例議会のときに、保険料が税の引上げによって介護保険料が引き上げられる人が生まれるのだけれども、どのぐらいの影響になるかということをお尋ねしましたところ、65歳以上の500人の方で約560万円の影響が出るということをお答えいただきました。

これは結局収入が上がらなくても税制度が変わるわけですから、介護保険料は税をもとにして決めているので、自然的に上がる、自然的というか制度替えによって引き上げられてしまうのですけれども、この560万円というのは、町にとっては収入が増えることになるのではないかなと思うのですよね。こういったその560万円の活用などが、個々の保険料などの軽減措置などに生かされるそういうことにはならないのかなというふうに思いまして、再度伺います。

例えば、帯広市のご承知だと思うのですが、この10月に食事代や居住費の利用の軽減を行いましたよね。これは利用料の軽減ということになるのですけれども、総額が国の負担額の2分の1の助成ということで、対象人数も帯広ですから幕別とは違うと思えますけれども、総予算として500万円程度で軽減策を講じて事業が開始されています。

同じ十勝圏でありますから、隣の帯広でそういう制度が実施されると、当然幕別町にも聞こえてきますので、そういった利用を求める人も出てこられると思えますので、そういうところにこういった新たに収入として、切ないことではございますけれども、しかし実際に入ってくるわけですから、そういう逆にその負担分はきちっとその利用の軽減などで返していくということで軽減策をとることが大事ではないかと思えますが、どうでしょうか。

あと、アンケート調査のことについてはわかりました。

次に、職員の適正配置と臨時職員の問題であります。

ここではあえて保育所職員のことを取り上げさせていただきました。

現在、54人の中で正職員が27名、臨時職員が27名、そして代替えの先生方、この方たちももちろん臨時ではありますが、そういう形の運営になっています。

国の基準からいって逸脱しているというふうには思っておりません。ただ、一つの職場として見た場合に、子どもさんを預かる職場で半数の先生方が片や正職員で片や臨時職員ということについては、やはり職場の円滑化、責任の度合い、そしてもちろん賃金の格差、これは当然のことなのですが、そういう点でギスギスした面が生じていることは確かであります。

午前中にもメンタルヘルスの質問ありましたが、そういった点でもいろんな点で職場環境としてはいい環境とは言えないというふうに思うのですね。

新町の移行のこともありますし、これが忠類は忠類の保育所も保育士さんもいらっしゃると思うので、その辺がどんなふうに緩和されていくのかなというふうにも思うのですけれども、やはり一定の責任ある仕事については正職員が、そして補完的な仕事が臨時職員というのが常ではないかと思うのですね。

でも、こういう配置になると現実はそうになっていない。臨時職員の人も同じように時間差勤務をこなして、そしてやっているというこれが現状なのです。

その辺も是非考えていただいて適切に対応していただきたい。

それから、待遇の点については、やはり同じような仕事をしていただいて、2年前に常設保育所の一時金がなくなって、既設の方も1.8カ月の支給が1.5カ月に削減されています。

それから、既設の保育所の、ここは全員臨時職員ではありますが、今年12月のような閉所の時期を迎えると、以前ですときちっと12月一杯保険などの適用もきちっと措置をしてくださって、待遇が保たれていたというのですが、2年前からそういうことも外されて、そして日割りでの支給、それが1月2月と休職で3月にまた復帰というような形で、全体の賃金に与える影響も大きくなってきているというようなことも、また負担も大きくなってきているというふうに聞いております。

それらについても、正職員の方たちが賃金の引下げが行われているときですから、そういうこともあって同列に待遇が引き下がっていったのかなというふうに思うのですが、もともと条件が厳しい中で働いていらっしゃる方たちでありますから、そういう点はやはり配慮をしていただいて、なるべく改悪につながっていかないような手当を求めたいと思います。

それから、少子化対策の方は、今、新年度に向けて様々な検討をされているということを午前中に伺いました。

その様々な検討の中で示していただいた不妊治療であるとか妊婦検診であるとか、あるいは様々なボランティア団体に対する支援であるとか出されましたけれども、幕別町が実施されました次世代育成プランの中でのアンケート調査の中に、一番こういったことで要望の高い項目というふうになると、やはり経済的な支援ということが多かったわけです。

例えば、経済負担について自由にご記入くださいという欄に、95名の方が答えていらっしゃるのですが、そのうち一番多いのが医療費の拡大や負担を軽減してほしい。それから2番目は保育料について負担を軽減してほしい。そして先ほども出ましたが予防接種の軽減、この3点合わせますと、全体で58件、約6割になるのです。

こういうこともやはり考慮していただきたいと思うのです。

今、幕別町が取り組んでいる子育て支援というのは、どちらかというところ育児支援、これも非常に大事なことでありまして、拡充を求められているのですが、育児支援と併せまして、通告にも出しましたけれども、経済的な支援、これも両方きちっと制度としてかみ合って生きた力になっていくのではないかというふうに思うのです。

本当にそういう点では、負担がいろんな点で増えてきている現状がありますので、そういうことも是非新年度予算の中では検討していただきたい。このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いっぱいありますので忘れないように上から順番にいきたいと思いますけども。

まず、介護保険の関係でありますけれども、包括支援センター、3人体制でいいのかというご質問がありました。これは先ほどいろいろな名前を言いまして、資格を持っている人と言いましたけど、結果的には保健師が対応をするということで、保健師の中で、保健師の資格を持っている者だとか、いわゆるほかの資格を持っている者。

これだけではなかなか対応できないので、そのほかの保健師あるいは事務担当、最終的には3人プラス3人で、6名ぐらいで対応していかなければ追いつかないのではないかというふうに思いますし、

さらに、ご質問ありましたように、専門的な分野が求められる、知識が求められるということになると、医師ですかあるいは専門の方を委託なり何なりというようなことで対応していかないと対応できない部分も出てくるのかと。これらは当面スタートした中で、あるいはその後に向けてこれから対応していきたいというふうに思っております。

それから、保険計画でありますけれども、これも3者の意向が反映されるようにということなのですが、今の運営委員会の中では大体そういった方、いわゆる専門的な方、利用される方あるいは施設の方、大体委員になっていただいて、それぞれ意見を頂く中で協議が進められているものというふうに思っております。

もちろん直接の利用者という人はなかなか難しい部分もあるのでしょうか、介護に携わっている方たちも現実に委員の中に入らせていただいて意見を頂いているというような状況でありますので、十分それらも反映できるように進めていきたいというふうに思います。

それから、地域支援については無料で何とか継続をしていきたいというふうに思っております。

それから、保険料の改定でありますけれども、これも2,950円というのは比較的今まで管内的には低かったわけでありまして。これも基金を崩すことによって1,000万円で50円ぐらいの減額になるというようなこともあって、それらを含めながら1月に国の基準が出てから再度検討したいということでありまして。

ただ、新聞報道を見ますと、うちが300円から400円ですけれども、帯広市なんかではもっと高く4,200円とか、音更では3,600円ぐらいになるのでないかというようなことですから、そこそこかなというふうには思っているのですけれども。これは安い方に超したことはないのは、それは当然だと思っておりますけれども、いろんな中でさらに検討をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、税の関係、減税の関係がなくなって負担が増えてくるから、560万円が増えるのだらうと。その分が減免にまわせないかということですが、あれは国と都道府県、市町村、そして両方で負担割が決まっていますから、利用者の負担が増えれば国なりほかの方が下がってくるということで、国からの負担金が減ってくるだけで、町が特別その分が浮いてくるというような形にはならないのだらうというふうに思っています。うちは4分の1でしたか、負担は。

そういった中ですから、必ずしもその560万円増えた分がうちの余剰になるかということではないというふうに思っております。

それから、帯広市の例も出ておりましたけれども、これも先ほど言いましたように、増えたからその分を軽減にまわしたということではないのだらうというふうに思っております。

次の職員の配置でありますけれども、保育所の保育士、今、正職より臨時が多いというような状態にあって、これは本来でないと言われればその通りなのだと思いますけれども、ただ、先ほども申し上げましたように、少子化の中で、なぜそれでは保育士の数が減らないのか。確かに障害児保育だとか、最近では未満児の保育が多く求められてきていると。当然のことながら3歳に一人先生がついたり、30人で一人先生がつくのとはいくら違うわけでありまして、その年によって保育士の配置も変わってくるわけでありまして、もう一つは、これから19年のさかえ保育所の新設、新しい保育所での開設、子育て支援センター、一時保育なども含めた中で、これからの職員配置も考えていかなければならないわけでありまして、何とか臨時の保育士の力も借りながら、18年度は対応していければなというふうに思っておりますし、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、民間の委託あるいは指定管理者制度の導入、あるいは愛育園の今後の在り方、いろんなことがあってこれから保育所の保育士の配置ということも考えていかなければならない、検討していかなければならないときがあるのだらうと思いますので、確かに臨職が多いということは本来ではないというご指摘はありますけれども、何とかそういった方向でさらに住民の皆さんに迷惑をかけない中で進めていければというふうに思っているところであります。

現状うまくいっていないというご指摘がありましたけれども、これらについてはまた担当を通じながら正職の保育士にも十分意向を伝えていきたいというふうに思っております。

それから、賃金なんかの減額は、これは中橋議員も言われたとおり、要綱の中で、国が出される人事院勧告を受けて、町職員が減額になっていく。それに併せて臨時職員も当然減額になっていく。

それから、一時金についても、前は1年間で150日以上勤務された方に一律12月に10%のいわばボーナス的なものを出していたのですが、そういうのは本来ではないだろうということで、当然別に保育所、へき地の保育士さんだけを対象にしたということではなくて、すべての臨時職員、管理人からはじまって嘱託職員から常雇職員まですべてがそうした賃金改定によって、それなりの改正をさせていただいたということでもありますので、これはご理解を頂きたいというふうに思っております。

それから、少子化につきましては、お話のとおりアンケート結果なんかではやっぱり経済支援が求められるのが非常に多いのだと思いますけども、ただ、これは経済支援、特に乳幼児医療の枠の拡大だとかということになってきますと、これはなかなか、私は町村独自で広げていくことだけでは進まないのではないかと。私はそれよりもやはり子育て支援というのは、さっきも言いましたように、国なり地方自治体なり、そして事業所なりあるいは地域なり、そういった中で子育て支援なり少子化対策を講じていくことが私は大切だろうというふうに思っております、先ほども申し上げましたように、新たな子育て支援対策、少子化対策の中で、経済支援はもちろん必要なことかもしれませんが、ただ、そういった医療費の対象の拡大をすとか減免するとかといったことだけではなく、もっといろんな面で実際に知恵を絞る中での対策がないかというようなことを私も申し上げているところであります。

ただ、保育料の減免ということもちょっとあるのですが、今、三位一体の改革で保育料、恐らく措置費というのはなくなってくるのだらうと思います。

そうすると保育料、今までは国の基準の1年遅れだか2年遅れを使うとかというようなことでできていたのですが、今度は、それはどういうふうになるのか、今の段階ではわかりませんが、今度は全部それらも町村に保育料が委ねられるようなことになってくるのかどうか。そういったことも含めながら、保育料の対応などはこれからしていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 介護保険の全体の概要についてはおおよそのところで理解をいたしました。

それで、ただ1点だけ、先ほどの税の改正に伴う新たな高齢者の負担分、560万円が全く町に残らないのでしょうか。税制度で配分の比率があると思うのですよね。そういう観点からいったら、大きな金額ではないと思うのですけれども、ちょっと私町長の見解と違うのですが、再度お尋ねしたいと思います。

それと、臨職の問題についても、臨職だけを取り上げて改善というのは、これはなかなかやっぱり難しいと思うのです。先ほども言いましたけれども、国全体が定数と賃金の面で削減計画がきていますから。

ですけれども、やはり私は全体の職場の責任を持つ、あるいは人間関係も含めてきちっと責任を持つ業務執行のためには、きちっとそういう問題意識をもって改善に向けての努力はやっぱり必要なのだと思うのですよね。

正職員がそうだから仕方がないということではなしに、是非対策を講じていただきたいと思います。

もう一つ、保育の問題で、私、民営化のことはお尋ねしなかったのですが、町長の方で民営化ということで検討されているやにお答えがありましたので、私はいろんな分野で今指定管理者制度やアウトソーシングというのですか、いろんな点で公共の仕事の在り方が見直されてきていますよね。

これも根っこはやはり人員削減や賃金削減と同じで、行政の効率化、三位一体が絡んでくるのでしょうか。行財政の縮小ということも含めて計画がどんどん出てきているのだと思うのですよね。

その点ではやはり公の機関としてきちっとやっっていかなければならない分野というのがあると思うのですが、特にこういう人を、保育だとか教育だとか、そういった幼保一貫の問題もあります、そういう点では私は公だからこそいろんな所得の人でもきちっと迎え入れることができるし、公だから

こそやっっていける面というのが非常に大きいのだと思うのです。

そういう考え方も私は必要だと思ひまして、その点で一つ伺います。

最後に、少子化のことですが、経済支援については国や道の全体での支援というのが一番だと思います。

町は町としてできることということになると思うのですが、やはり全体にかかわる保育料、それから先ほど言いました医療費、これは要望が高いということは事実であります。

もう一つ、本当に子育てや不妊治療などに本当にお金がかかるのだなということも、私は今回自分で調査してみて初めて認識したところなのですが、不妊治療などについても経済支援ですので申し上げておきますが、実施についての検討もされているということなのですが、幕別でもこの不妊の治療を受けいらっしゃる町民の方にお尋ねしたのですが、大体1回の治療費が20万円から30万円かかっているという、こういう実態がありました。これも東京などから比べたら安いのだそうです。それでも、体外受精なのですけれども、体外受精で20万円から25万円、その方は実際に9回の実施で相当な金額を費やしているのですよね。

それだけではなくて、人工授精なども2万円から3万円ですとか、あるいは受精卵凍結するのに5万円だとか、そういうのを皆さんクリアして、何とか子どもをもうけたいというような努力もされておきまして、総額にすると莫大な金額になっていくのですよね。

こういうふうになってくると、やはりこの経済的負担ができる人しか治療ができないということになっていきますので、あるいは子育て支援の中では、少子化支援の中ではこの経済問題というのも脇には絶対置いていただきたいというふうに思いますがどうですか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、先ほど私の答弁が違っていたかもしれませんが、560万円、老年者控除だとかいろんな控除がなくなって、高齢者の方からその分の税金が増えてくると。その分は確かに町に入ってくるということになるのでしょう。

ただ、もっとシビアに言えば、560万円が入ってくれば交付税に25%は引かれることになるのでしょうけど。そういうことで、先ほどの私の言ったのはちょっと解釈が違いました。

それと、定数ですけれども、これは今どこの町村も定数を増やしていこうなんていう考えは、私はないのだろうと。できる限り減らせるものは減らしていこうと。何とか住民サービスを低下させない中で減らせるものは減らしていこうと。その一つに、民間活力を導入するというのも当然考えていかなければならないのだろうというふうに思っています。

したがいまして、保育所は民間では駄目だということには私は当然ならないのだろうというふうに思いますし、そんなことを言ったら、幼稚園だって公立と民間があったって、どっちかといったら皆さん民間に行く方が多いぐらいのところもあるわけですから。私は要するに保育所が民間であろうとやはり公設であろうと、住民の皆さん、お母さん方が理解していただける、喜んでいただける保育所の運営ができれば、私は民営であってもおかしくはないのだろうというふうに思っております。

そういった意味では、必ずしも公立でずっと一人の保育士さんがいなければ、ずっとはじめから終わりまで、いわゆる20歳かそこそこで入って60歳までずっといなければならないというようなことが、本当の保育所としての活動の中で十分なのかどうかということも、ある意味では指摘されるのであろうというふうに思っています。悪いという意味ではありませんよ。悪いという意味ではありませんけれども、現実的には当然のことながら効率的な財政を運用していく中では民間委託ということも考えていく必要があるのだろうというふうに思っております。

少子化の不妊治療、これも端的に言えばやっぱり経済支援ということにはなるのだろうというふうに思いますけれども、ほかの町村なんかを見ますと、30万円かかると、道が今補助制度を持っていますので、これが10万円ですから、あと、町が5万円なりを助成することによって半額ぐらいで不妊治療が受けられるというようなことであります。

ただ、少子化対策、いろんなことがあります。子育て支援もいろんなことがありますけれども、先

ほど言いましたように、ただ一律にお金で決着をつけてしまうといいですか、お金で済ませてしまうということよりは、もっといろんなことで自らも協力しなければならない、地域も協力しなければならない、そういうことが私は大事でなかろうかというふうに思います。

アンケート、資料をもらったのですが、少子化対策は誰が主体的に考えるべきかと。一番はやっぱり自分のことは自分だと。個人で考えるべきだというのが70%で、国が考えるべきが68.4%、地方公共団体は大きく落ちて35.6%という。

やはりそれぞれが一緒になって考えてよりよい社会を、少子化対策をとということになっていくのだろうというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:15 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第4回幕別町議会定例会
(平成17年12月15日 9時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫
(諸般の報告)
- 日程第2 幕別町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第3 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第4 幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 南十勝複合事務組合への加入について
日程第7 十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更について
日程第8 十勝圏複合事務組合を組織する市町村数の減少及び十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第9 河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議について
日程第10 広尾郡大樹町水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議について
日程第11 損害賠償の額の決定及び和解について
日程第12 辺地総合整備計画の変更について
日程第13 平成17年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第14 平成17年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
日程第15 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第3号）
日程第17 平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18 平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第19 平成17年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第20 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）
日程第21 平成17年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）

会 議 録

平成17年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成17年12月15日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月15日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (21名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)
18 伊東昭雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 教 育 長 高橋平明
総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親 民生部長 新屋敷清志
建設部長 高橋政雄 教育部長 藤内和三 札内支所長 本保 武
総務課長 川瀬俊彦 企画室参事 羽磨知成 企画室参事 飯田晴義
税務課長 前川満博 農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則
土地改良課長 角田和彦 保健福祉センター所長 久保雅昭
町民課長 田村修一 車両センター所長 森範康 都市計画課長 田中光夫
土木課長 佐藤和良 施設課長 小野典昭 水道課長 橋本孝男
糠内出張所長 中川輝彦 監査事務局長 森 広幸 給食センター所長 仲上雄治
学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁 農業委員会局長 飛田 栄
図書館長 平野利夫 経済部参事 古川耕一 会計課長 鎌田光洋
代表監査 市川富美男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫

議事の経過

(平成 17 年 12 月 15 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番小田議員、10 番前川雅史議員、11 番杉山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 18 番伊東議員より、本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、発議第 14 号から、日程第 21、議案第 198 号までの 20 議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議第 14 号から、日程第 21、議案第 198 号までの 20 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 2、発議第 14 号、幕別町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋議員。

○2 番（中橋友子） 発議第 14 号、幕別町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

提出者、中橋友子。

賛成者、佐々木芳男議員、古川稔議員、永井繁樹議員、乾邦広議員であります。

本条例改正については、合併に際し、議会内部において論議を重ね結論を出したものであります。

改正に至る基本理念として、合併は最大の行政改革であると言われております。

私どもは、まず議会自らが行政改革の範を示すべきとの考えから、議会としての権能を保持しつつ、可能な限り議員の数を抑えることに意を注ぎ、結論を導いたものであります。

発議説明資料の 1 ページをご覧ください。

地方自治法第 91 条第 1 項の規定に基づき、幕別町議会議員の定数を現行 22 名から 20 名とするものであります。

次に、附則では、忠類との町村の規模に大きな開きがあることから、合併後急激に議員数が減少することにより、地域の声が届きにくくなる。また、地域が衰退するとの不安や懸念を解消するため、次の2条を加え、第3条に選挙区の設置とその議員の数に関する特例として、忠類の編入日以後初めて行われる一般選挙に限り、公職選挙法の規定に基づき選挙区を設けると規定するものであります。

第4条では、その選挙区の名称、区域及び選挙すべき議員の数を規定するものであり、名称を幕別選挙区及び忠類選挙区とし、区域は、幕別選挙区は編入前の幕別町の区域、忠類選挙区は編入前の忠類村の選挙区域、選挙すべき議員の数を幕別選挙区18人、忠類選挙区2人と規定するものであります。

なお、本条例の施行月日は、平成18年2月6日以後、初めてその期日が告示される一般選挙からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第15号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木議員。

○12番（佐々木芳男） 発議第15号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

提出者、佐々木芳男。

賛成者、古川稔議員、永井繁樹議員、乾邦広議員、中橋友子議員であります。

幕別町議会委員会条例第2条については、常任委員会の名称及び委員定数とその所管を規定しておりますが、先に議決しました幕別町議会議員の定数を定める条例の一部の改正に合わせ、平成19年に実施される幕別町議会議員の選挙後に構成する常任委員会の委員の定数を変更し定めるものであります。

また、附則に忠類村との合併による忠類村議会議員の在任特例に伴い議員数が増加することから、常任委員会委員の定員増と任期を経過措置として加えるものであります。

発議説明資料2ページをご覧ください。

第2条1号、総務文教委員会委員の定数を8人から7人に、同条第2号、民生常任委員会委員の定数を7人から6人に、同じく同条第3号の産業建設常任委員会委員の定数を7人から6人へと減員し定めるものであります。

また、附則第1項とし、見出しとして施行期日を次の見出し及び2項を加え、忠類村との合併による経過措置を規定するものであります。

附則第2項では、平成19年4月30日までの間の常任委員会の定数を、総務文教常任委員会10人、民生常任委員会10人、産業建設常任委員会10人と規定するものであります。

第3項では、忠類村の編入に伴い、幕別町の議会議員となったものが、最初に選任された常任委員会の任期を本条例第3条の規定にかかわらず、編入の際、現に在任する委員の任期満了までと規定するものであります。

なお、本条例の施行日は、平成 18 年 2 月 6 日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、発議第 16 号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川議員。

○13 番（古川稔） 発議第 16 号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

提出者、古川稔。

賛成者、永井繁樹議員、乾邦広議員、中橋友子議員、佐々木芳男議員であります。

本条例の改正につきましては、忠類村の編入により編入前の忠類村の議会議員であった者が、市町村合併特例法により引き続き幕別町の議員となったものの報酬等について、その経過措置を附則にて規定するものであります。

発議説明資料 3 ページをご覧ください。

附則第 1 項に見出しを付し、施行期日と第 2 項においても見出しを付し、町議会議員等の報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の廃止とし、次の見出し及び 3 項を加えるものであります。

見出しを忠類村の編入に伴う経過措置として、附則第 3 項に忠類村の議会議員であった者で市町村の合併の特例に関する法律により、引き続き幕別町議会議員として在任することとなった者は、第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、忠類村の議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例。

第 2 条に規定する報酬の例によること。

また、継続在任議員が幕別町の議会において記載の役職等に就任した場合にはその限りではないと規定するものであります。

附則第 4 項には、継続在任議員の報酬については、忠類村の議員であった期間を幕別町の議会議員であったものとみなし、この条例を適用し編入前に支給されるべきであった報酬については、この条例の規定により支給された、またはされるものとみなすことを規定するものであります。

附則第 5 項では、前項に定めるもののほか、編入前に旧忠類村条例の規定によりなされた処分、手続き、その他行為はこの条例の相当規定によりなされたものとみなすと規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第182号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第182号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページから17ページ及び議案説明資料の1ページから5ページを参照いただきたいと思います。

本条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするため及び別表の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条につきましては、表現をより明確にするための文言の追加であります。

第4条につきましては、第1項第1号から第3号におきまして、日額、月額、年額のそれぞれの支給方法を。

第2項につきましては、新たに月額または年額の報酬を受けることとなった者の支給方法を。

第3項につきましては、月額または年額の報酬を受ける者が廃職、失職または死亡した場合の支給方法を。

第4項につきましては、職務の異動により報酬の額に変更が生じた場合の支給方法を。

そして、第5項につきましては、前3項の規定による報酬の計算方法をより明確でわかりやすくするための条例上の表現を改めるものであります。

附則につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置として、編入前の忠類村での報酬等に関する手続き等の効力を生かすため及び編入日前に忠類村の行政区の区長及び外国語指導助手であった者で、編入日以後においても引き続き幕別町の行政区公区長及び外国語指導助手となった者に係る報酬に関し、平成17年度に限り従前の例によることとの規定を追加するものであります。

議案の説明資料3ページになります。

別表につきましては、農業委員会が合併後、幕別農業委員会と忠類農業委員会の二つの農業委員会が存続することから、報酬額をそれぞれ現行どおりとすることで協議が整いましたので規定するものであります。

また、同じく合併協議において調整が整いました行政区公区長の報酬額を、均等割を1万3,800円から2万5,000円に。1戸当たり1,300円から800円に改正をするほか、選挙地を開票管理者及び投票管理者の職務代理者の報酬額を新たに追加することで規定するものであります。

なお、本条例の施行月日につきましては、平成17年2月6日からとし、別表その他特別職の職員の部、行政区公区長の項の規定につきましては、平成18年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第183号、南十勝複合事務組合への加入についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 183 号、南十勝複合事務組合への加入につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

幕別町と忠類村の合併協議におきまして、忠類村が今までごみ処理等を共同処理するために加入しておりました南十勝三町村複合事務組合について、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加するとされましたことから、幕別町旧忠類地域として名称は変わりますが、南十勝複合事務組合に参加するものであります。

事務組合構成市町村の加入につきましては、地方自治法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体議会の議決が必要となりますことから、本議会に提案するものであります。

以下、当該組合規約について、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案書の 19 ページからになります。

第 1 条につきましては、事務組合の名称を規定したものであります。

今まで広尾町、大樹町、忠類村の 3 町村で構成しておりましたが、忠類村が本町と合併しますことから、名称は南十勝三町村複合事務組合を改め、南十勝複合事務組合とするものであります。

第 2 条につきましては、組合を組織する地方公共団体を規定したものでありますが、広尾町、大樹町、幕別町の 3 町となるものであります。

第 3 条につきましては、組合の共同処理する事務を規定したものであります。

し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務、以下全部で 4 件の共同処理する事務名及び処理する町を規定したものであります。

なお、し尿処理施設につきましては、現在解体作業が進められており、解体作業完了後の廃止手続きの後に共同処理する事務から削除する予定であります。

第 4 条につきましては、組合事務所の位置を規定したものであります。

続きまして、議案書の 20 ページになりますが、第 5 条から第 7 条にかけては、組合議会について規定したものであります。

第 5 条につきましては、組合議会の組織及び議員選挙の方法について規定したものであります。

各町から長及び議会議員 3 人の計 4 人、3 町で 12 名の議員定数で構成されるものであります。

第 6 条につきましては、組合議員の任期を規定したものでありますが、組合議員としての任期は関係町の長または議会議員の任期によるものとするものであり、失職事由及び欠員を生じた場合の補欠並びに補欠後の任期について規定したものであります。

第 7 条につきましては、組合の議長及び副議長について規定したものでありますが、議長、副議長の選出方法及び任期について規定したものであります。

第 8 条から第 11 条につきましては、組合の執行機関について規定したものであります。

第 8 条につきましては、組合の執行機関として組合長及び助役を置き、その人数並びに選出方法について規定したものであります。

第 8 条の 2 につきましては、助役が収入役の事務を兼掌するとするものであります。

第 9 条につきましては、組合長及び助役の任期等について規定したものであり、組合長が欠けたときは助役がその職を代理すると規定したものであります。

21 ページになりますが、第 10 条につきましては、執行機関の事務局を規定したものであります。

事務局に事務局長及びその他の職員を置き、組合長が任命するとしたものであります。

第 11 条につきましては、監査委員について規定したものであり、監査委員の選任及びその任期について規定したものであります。

第 12 条につきましては、組合経費の支弁方法について規定したもので、組合の事業収入、関係町の負担金及びその他の収入をもって充てるとしたものであります。

なお、負担金の割合は議案書の 23 ページ別表のとおりとするものであります。

なお、本規約の施行月日につきましては、平成 18 年 2 月 6 日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 184 号、十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 184 号、十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 24 ページ、25 ページ及び議案説明資料 6 ページ、7 ページを参照いただきたいと思います。

従来、17 市町村で共同処理を行っておりますし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務につきまして、忠類村が本町と合併することから、忠類村を削除し、新たに池北三町の本別町、足寄町、陸別町が加入となりますことから加えるものであります。

また、旧市町村で共同処理を行っておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務につきましては、忠類村については従前どおり南十勝複合事務組合において実施するため、幕別町を、旧忠類村地域を除いた幕別町に改めるよう事務規約の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料 6 ページになります。

まず第 2 条につきましては、事務組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、忠類村を削除し、本別町、足寄町、陸別町を加えるものであります。

第 3 条につきましては、表中のし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務について、忠類村を削除し本別町、足寄町、陸別町を加え、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務については、幕別町の次に旧忠類村地域を除くと加えるものであります。

議案説明資料 7 ページになりますが、第 5 条第 1 項につきましては、1 村が削除となり 3 町が加入したことにより組合議会の議員数を 34 人から 38 人に 4 人増とするものであります。

議案書 25 ページになりますが、本規約の改正につきましては忠類村に関することにつきましては平成 18 年 2 月 6 日から。本別町、足寄町、陸別町に関することにつきましては、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとなりますが、平成 18 年 2 月 6 日からは、平成 18 年 3 月 31 日までは忠類村が合併することで 32 人の議員数となるものであります。

なお、事務組合構成市町村の数の増減及び事務組合規約の変更につきましては、先ほど同様地方自治法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本義会に提案をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 185 号、十勝圏複合事務組合を組織する市町村数の減少及び十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 185 号、十勝圏複合事務組合を組織する市町村数の減少及び十勝圏複合事務組合規約の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料 8 ページを参照いただきたいと思います。

十勝圏複合事務組合につきましては、現在 20 市町村で組織しておりますが、本町と忠類村の合併に伴い、組合を組織する市町村数の減少を行いますとともに、組合規約の改正を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 3 条につきましては、組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、この条文中忠類村とありますものを削除するものであります。

第 6 条につきましては、組合の構成市町村が 19 となりますことから、組合議員の議員定数を 40 人から二人減じまして 38 人に改めますとともに、第 2 項の条文中忠類村二人とありますものを削除するものであります。

議案説明資料の 9 ページになりますが、第 14 条につきましては、組合経費の負担割合を規定しているものであります。条文中 18 町村とありますものを 17 町村と改めるものであります。

第 16 条関係の別表につきましては、ふるさと市町村圏基金への各市町村の出資額を規定しているものであります。現行幕別町 5,148 万円とありますものを、忠類村の 1,332 万円と合算し、6,480 万円と改めますとともに、表題の追加と金額を 1,000 円単位に改めるものであります。

議案書 27 ページになりますけれども、附則の第 1 項において規約の施行日を平成 18 年 2 月 6 日とし、第 2 項におきまして、平成 17 年度の各市町村の分賦金につきましては従前の例によるものであります。

なお、事務組合構成市町村の数の増減及び事務組合の規約変更につきましては、先ほど同様地方自治法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本議会に提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 186 号、河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議について及び日程第 10、議案第 187 号、広尾郡大樹町水道事業施設を幕別町住民の利用に供させ

ることに関する協議についての2議案の一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第186号、河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議につきまして、さらには議案第187号、広尾郡大樹町水道事業施設を幕別町住民の利用に供させる2議案につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、議案第186号、河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議につきましてでございますが、本議案につきましては、議案の説明資料10ページでお示しをしておりますけれども、忠類村の一部の地域の8世帯が忠類村簡易水道の給水区域外となっておりますことから、更別村簡易水道より受水を行っていただいているところでございます。

合併協議の中で、合併後も引き続き更別村より受水をさせていただくことで調整が整いましたことから、地方自治法第244条の3第2項、他の団体の公の施設の利用の規定により更別村と協議をし、さらに更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決が必要となりますことから、提案をさせていただくものであります。

議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。

協議の内容につきましては、現在、更別村と忠類村の間で締結をしております協議書内容を継続するものとし、別紙協議書のとおりで協議を行うものであります。

協議項目の第1項につきましては、利用目的を定めるものであります。

第2項につきましては、利用する公の施設であります水道施設の種類を定めるものであります。

第3項につきましては、給水区域を定めるものでありまして、忠類の行政区のうち北進、元忠類の各行政区の一部とするものであります。

第4項につきましては、給水開始の時期を合併期日であります平成18年2月6日と定めるものであります。

第5項は、住民の利用条件として更別村水道事業給水条例を適用する旨を定めるものであります。

第6項につきましては、維持管理に要する経費の負担割合を計画水量割と定めるものであります。

なお、幕別町の負担率につきましては3.51%であります。

第7項は、本協議書に定めのない事項については別途協議をすることのほか、水道料金は更別村が使用者から徴収する旨を定めるものであります。

続きまして、議案第187号、広尾郡大樹町水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましても、議案説明資料10ページでお示しをしている地域の世帯30世帯が忠類村簡易水道の給水区域外となっておりますことから、大樹町水道より受水をいただいているところであります。

前議案同様、合併後も引き続き大樹町より受水をさせていただくことで調整が整いましたことから、地方自治法第244条の3第2項、他の団体の公の施設の利用の規定により大樹町と協議をし、さらに大樹町水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定によりまして、議会の議決が必要となりますことから、提案をさせていただくものであります。

議案書の32ページになりますが、協議内容につきましては、現在大樹町と忠類村の間で締結しております協議書内容を継続するものとし、別紙協議書のとおりとするものであります。

協議項目の第1項につきましては、利用目的を定めるものであります。

第2項は、給水区域を定めるものでありまして、忠類の行政区のうち西当、上当、晩成の各行政区の一部とするものであります。

第3項につきましては、給水開始の時期を合併期日であります平成18年2月6日と定めるものであ

ります。

第4項は、住民の利用条件として大樹町水道事業給水条例を適用する旨定めるものであります。

第5項の(1)につきましては、経費の負担割合を定めるものであります。

なお、大樹町との協議の中では、給水量割さらには戸数割ということになってございますので、毎年度負担割合については変化がすることから、一定割合の負担比率となっていないことをご理解いただきたいと思っております。

(2)につきましては、事務費の算出方法を定めるものであり、(3)につきましては、負担金の納入期日を5月末日と定めるものであります。

第6項につきましては、本協議書の定めのない事項につきましては、別途協議する旨を定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第186号、河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意されました。

次に、お諮りいたします。

日程第10、議案第187号、広尾郡大樹町水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることは、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第11、議案第188号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第188号、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、平成17年11月7日午前10時頃、幕別町元町130番地の役場庁舎前駐車場におきまして、庁舎外壁に掛けておりました垂れ幕、縦が6メートル、横が1.5メートルが強風にあおられまして、垂れ幕の下部を支えておりましたコンクリートブロック、30キログラム4個をブロックとして支えておりましたが、風により持ち上げられたため、駐車場に止めておりました自家用乗用車に接触し、物的損害を与えたもので、相手方に対しましてその損害を賠償し和解するものであります。

損害賠償の相手方ではありますが、幕別町字依田330番地、浦田邦夫氏であります。

損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして、浦田氏に支払う額は車両修復費22万6,569円とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立ては行わないとするものであります。

なお、賠償金につきましては、幕別町が加入しております全国町村会総合賠償保険により補填されるということになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 189 号、辺地総合計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 189 号、辺地総合計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 36 ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、駒島、明倫、美川及び古舞の 4 辺地に係ります総合整備計画の変更をするものであります。

37 ページの別紙をご覧いただきたいと思います。

既に議決をいただいております駒島、明倫、美川及び古舞の 4 辺地の計画を変更するものでありまして、括弧内が変更後の数値であります。

まず 1 番目の駒島辺地でありますけれども、興和 3 号線整備事業、興和 1 号 18 線整備事業及び駒島 7 線整備事業の 3 事業につきましては、南幕別道管畑総事業で実施しております農道整備事業でありまして、工法変更等に伴う事業費の増額が変更の原因であります。

次に、駒島簡易水道送水管布設事業につきましては、現在ある 3 カ所の水源の水量が減少していること等から、安定した水量の確保及び水質の維持を図るため、更別村の配水管を使用して一定量の水を十勝中部広域水道企業団から受水することとし、受水に必要な送水管を布設するため追加するものであります。

次の国営土地改良事業市町村負担金事業につきましては、平成 8 年度から実施しておりました国営札内第 2、1 期地区かんがい排水事業が平成 17 年度で完了し、平成 18 年度から地元負担金の償還が始まりますが、今年度から辺地区域内の国営土地改良事業に係る地元負担金については、繰上償還を実施することにより償還金の一部が辺地対策事業債の対象となりますことから、追加をするものであります。

なお、これによりまして将来的な負担金が約 1 億 5,000 万円軽減されますとともに、その元利償還金の 8 割が普通交付税で措置されることとなるものであります。

次に、2、3、4 番目の明倫、美川、古舞辺地の幕別簡易水道施設整備事業についてでありますけれども、明倫糠内簡易水道統合に係る施設整備でありまして、配水管延長のゾーン、中継ポンプ場の建設等に伴います事業費の増が原因であり、給水地域が 3 辺地にまたがりましてことから、それぞれの計画について変更をかけるものであります。

次に、古舞辺地の幕別簡易水道配水管布設事業でありますけれども、簡易水道給水区域内に位置しておりますが、今現在は地下水により農業用水等を賄っております古舞、北下台地区について、近年環境変化や農地の基盤整備などにより地下水位の低下や水質の低下が顕著でありますことから、配水本管を整備し早期に供用開始ができるよう総合整備計画に追加するものであります。

次に、栄道管農道整備事業であります。道管一般農道整備事業により、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年間で栄地区の農道、延長 2,295 メートルを整備するために追加するものであります。

最後に、一般型国営土地改良事業市町村負担金事業であります。国営土地改良で行っておいりました途別川配水路の整備が平成6年度に完了し、平成7年度から地元負担金の償還を行っておいりますが、駒島辺地同様繰上償還を実施することにより償還金の一部が辺地対策事業債の対象となりますことから追加をするものであります。

なお、これによりまして将来的な負担金の額が約250万円ほど軽減されることとなりますとともに、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第190号、平成17年度幕別町農業集落排水特別会計予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第190号、平成17年度幕別町農業集落排水特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

まず、本予算につきましては、幕別町が実施しております公共下水道特別会計と同様の事業内容を行っている特別会計予算でございます。

まず、忠類地域におけます農業集落排水事業の排水区域につきましては、市街地を中心に129ヘクタール、処理区域につきましては112ヘクタール、水洗化処理区域人口につきましては1,257人、水洗化人口につきましては1,092人となつてございまして、人口全体の6割ぐらいの方々が本事業により下水道の処理を行っているということを予めご承知おきをいただきたいと思います。

なお、本予算につきましては、来年2月6日に合併をいたしますことから、2月6日以降にかかわります特別会計に係る予算を新たに本予算として計上するものでございます。

それでは、まず第1条でございますが、本予算につきましては歳入歳出それぞれ4,471万5,000円と定めるものでございます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページにそれぞれ記載をしておりますので参照いただきたいと思います。

債務負担行為につきましては、後ほど4ページでご説明をさせていただきますが、第3条予算、一時借入金の限度額につきましては300万円と定めるものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為でございますが、排水設備等の改造資金貸付に伴う損失補償でございます。相手方につきましては帯広信用金庫、忠類村農業協同組合ということになってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますが、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額11万3,000円であります。

需用費につきましては、納入通知書の印刷代。

それから委託料につきましては、金融機関への収納委託料の委託料でございます。

次に、2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理施設費、本年度予算額2万7,000円でございますが、基金の積立金であります。

これは利子をもって積み立てるものでございます。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額674万2,000円であります。

需用費につきましては、管理に必要な電気料、燃料費、水道料等でございます。

次のページになりますが、施設の大きな予算といたしましては委託料、処理場の管理委託あるいは消防設備の点検委託が予算の内容となっております。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3,113万5,000円、2月以降に起債をお支払いする元金分であります。

2目利子、本年度予算額669万8,000円であります。2月6日以降に償還をします起債の利子。さらには場合によって一時借入金を起こす場合の利子を予算計上するものでございます。

歳入でございますが、7ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額367万5,000円であります。施設の使用料でございます。

次のページになりますが、2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額2万7,000円、基金利子であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3,934万6,000円であります。一般会計からこの会計、主に公債費の元金利子の償還に充てるための繰入でございます。

2項基金繰入金、1目農業集落排水事業債償還金繰入金、166万7,000円、基金からの繰入でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:52 休憩

11:09 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第191号、平成17年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第191号、平成17年度幕別町一般会計補正予算（第5号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ8億7,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億1,213万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

続きまして、債務負担行為の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思っております。

債務負担行為補正追加でございます。老人福祉センター清掃管理業務委託料につきまして、管理人が来年3月末におきまして定年退職となりますことから、平成18年、19年の2カ年間につきまして、

委託業務を行いたく債務負担行為として補正をさせていただくものでございます。

日進線にスクールバス運行業務委託料につきましては、職員の退職に伴いまして、来年3月31日退職となりますことから、日進線のスクールバスの運行業務を18年度、19年度2カ年委託業務としてお願いをするものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。

防災行政無線の設備新設事業から消防施設の整備事業まで、すべての案件につきましては、忠類村にかかわります地方債の追加でございます。

次のページになりますが、変更でございます。

地域イントラネット基盤整備事業から4件の起債事業につきましては、この分につきましても忠類村で同様の起債を発行しておりますので、この分を追加し、増額するための変更でございます。

今回の地方債の追加及び変更によりまして、4億7,910万円の地方債の追加となるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますが、30ページをお開きいただきたいと思います。

なお、お手元に12月補正予算の資料としてお配りしております。資料の方を参照していただければ大変ありがたいのですが、今回につきましては、来年2月6日に合併をいたします忠類村の引継予算、2月6日から3月末までにかかわります忠類村の経費が主たる補正の内容となっておりますので、資料の方も参照いただきたいと思います。

それでは、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額332万7,000円でございます。

報酬の細節1、2、3につきましては、2月1日から2月5日までにかかわります忠類村議会議員の議長及び副議長、委員長の日割計算によります報酬額の増額補正でございます。

議員報酬につきましては、2月6日以降の忠類村議員に係ります報酬額の追加でございます。

なお、共済費、旅費等につきましても忠類村議員にかかわりますものが主たるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、211万4,000円の追加でございます。

本目につきましても主に忠類村の臨時職員等にかかわります追加が主な内容となっております。

なお、燃料費等につきましては、今般の重油、灯油、ガソリン等の高騰によります単価分の補正をうちの分としてさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次のページになりますが、2目広報聴費、278万5,000円の追加でございます。

本目につきましては、忠類村の最終号、これは広報で忠類村の歴史等復刻版として発行する事業を行いたいということから、その分についての補正でございます。

次に、5目一般財産管理費、157万3,000円の追加でございます。

主には村有地の払い下げに係ります用地確定測量委託でございますが、既に発注済でございますが、支払いの時期が2月6日以降になるということから追加補正をさせていただくものでございます。

6目近隣センター管理費、280万8,000円の追加でございます。

本目につきましては、主に燃料費、電気料の追加補正、さらには忠類村コミセンの管理委託料、13節でございますが、これらの補正にかかわるものが補正の主な内容でございます。

7目庁用車両管理費、287万5,000円の追加でございます。

本目につきましても、灯油、ガソリン等の燃料にかかわる分、次のページになりますが、忠類村におけます燃料費、修繕料、さらには委託料でございます忠類村に係ります大型乗用自動車等の運行委託料が補正の主な内容となっております。

11目企画費、180万7,000円の追加でございます。

忠類村でやっております結婚祝金から住宅建設等奨励金、これにつきましては合併の協議の中で、18年3月31日をもって廃止をするということになってございますが、来年2月6日から3月末までにかかわりますこれらにかかわる報奨金を追加するものでございます。

15目交通防災費、6,986万7,000円の追加でございます。

本目につきましては、主に工事請負、備品購入、防災行政無線の設備新設並びに備品の購入でござ

いますけれども、既に事業を発注しておりますが、支払い時期が2月6日以降になることから追加をさせていただきますのでございます。

なお、13節の委託料、環境調査分析委託料としてこれも幕別町分でございますが、一部現計予算の中でアスベストの調査をやらさせていただきますことから、現予算不足する分について追加をさせていただきますのでございます。

次に、16目諸費、補正額107万9,000円でございます。

主には次のページになりますが、忠類の閉村式にかかわります記念品等の郵送料等が主な補正の内容となっております。

18目電算管理費、415万3,000円の追加でございます。

忠類村にかかわります電算機器等の保守点検委託料等が主な内容でございます。

20目電算統合システム整備事業費、565万円の追加でございます。

本目につきましては、忠類村が現在私どもの町と異なる事業者へ委託業務をさせておりますので、その委託業者から幕別町の電算業務の委託業者へデータを載せ替えるためのデータコンバート業務委託料を追加するものでございます。

21目総合支所費、433万7,000円の追加でございます。

忠類の総合支所にかかわります報酬あるいは管理費用等を追加するものでございます。

なお、37ページ、委託料でございますが、忠類村としても村の顧問弁護士委託をお願いしているところでございますが、18年度にいて統合する予定をいたしているところでございます。

次のページになりますが、2項徴税費、1目税務総務費、4万7,000円の追加でございます。

忠類村にかかわる分を補正させていただくものでございます。

2目賦課徴収費、305万3,000円の追加でございます。

主に町税の電算委託等、これは既に行っておりますが、支払い時期が2月6日以降になりますことから追加をさせていただくものでございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、132万3,000円の追加でございます。

忠類村に係ります住基ネット等の委託料について補正をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、40ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1,700万7,000円の追加でございます。

忠類村で行っている事業等に関する補正が主になりますけれども、使用料及び賃借料、アルコ236の町民入浴使用料につきましては、町民一人当たり50枚、これは100円を割引するものでございますが、この部分について村として補填をしておりますことから、この分についての追加をさせていただくものでございます。

扶助費等につきましては、忠類村にかかわるものでございます。

なお、繰出金については、主に幕別町分645万3,000円を追加するのが主な内容でございます。

5目老人福祉費、1,953万7,000円の追加でございます。

主に忠類村の事業にかかわるものでございますが、42ページ、緊急通報関係についてでございますが、忠類村では現在電話機48台を保有しておりますが、44台を設置いたしているところでございます。

なお、使用料及び賃借料、アルコ236の老人入浴使用料につきましては、全額総務費で負担をしておりますことから、それにかかわる分の補正をさせていただくものでございます。

なお、繰出金につきましては、お手元に配布の資料を参照いただきたいと思いますと思いますが、幕別・忠類それぞれ各会計に繰出を行うものでございます。

7目老人福祉センター管理費、10万6,000円の追加でございますが、これは幕別町の施設でございますけれども、燃料費分の追加補正でございます。

次のページになりますが、9目南幕別老人交流館管理費、7万1,000円の増額補正でございますが、この分につきましても燃料費の単価分を補正させていただくものでございます。

10 目介護支援費、70 万 8,000 円の追加でございます。

これにつきましては、18 年度法改正によりまして、現在のソフトの修復が必要となっていておきますことから、これら補助事業によりまして、ソフト部分の修正を委託するものでございます。

なお、認定モデル事業の備品につきましては、パソコンの購入を予定しているところでございます。

11 目介護サービス事業費、37 万 8,000 円の追加でございます。

本目につきましては、忠類村本町では社会福祉協議会及び札内の特別養護老人ホームにデイサービス事業等を委託してございますけれども、忠類村におきましては村自身がホームヘルパーサービスあるいはデイサービスを実施しておりますことから、介護サービス事業費として全額補正をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、12 目ふれあいセンター福寿管理費、924 万 9,000 円の追加補正でございます。

本目につきましては、ふれあいセンター福寿を管理するため、2 月 6 日以降の経費を補正させていただくものでございます。

次のページになりますが、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、821 万 4,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、扶助費、児童手当につきましてはお手元の配布の資料のとおり、幕別分が 240 万、忠類分が 245 万円のそれぞれ追加をするものでございます。

遺児援護金から障害児居宅支援費までにつきましては、遺児援助金は 5 名の対象者の増、重度心身障害児の家庭見舞金については 4 名の対象者の増、障害児居宅支援費についても 4 名の対象者の増となっておりますので、その対象者増分について補正をさせていただくものでございます。

償還利子及び割引料につきましては、忠類村の国庫支出金の精算還付金でございます。

3 目常設保育所費、697 万 4,000 円の追加でございます。

燃料費等の単価分の補正さらには広域保育委託料でございます。

忠類村では現在大樹町へ 2 人、更別村へ 4 人の広域保育をお願いいたしておりますので、その分に係る補正、さらには幕別町分として新たにおひとり帯広市に広域保育をお願いしておりますことから、全部で 7 名にかかわる分の委託料を増額補正するものでございます。

4 目へき地保育所費、6 万 7,000 円の追加でございます。

燃料費の追加でございます。

5 目肢体不自由児通園訓練施設費、15 万 5,000 円の追加でございます。

同じく燃料費の追加補正でございます。

6 目幼児ことばの教室費、98 万 1,000 円の追加でございます。

南十勝ことばの教室負担金でございますが、現在忠類村のことばの教室については大樹町が実施主体となって南十勝各町村が参加し、ことばの教室を開設しているところでございます。忠類村からも 8 名の方がこちらのことばの教室に通園しておりますことから、これら 8 名分にかかわります負担金の増額補正でございます。

7 目児童館費、15 万 4,000 円の追加でございます。

燃料費さらにはストーブの更新にかかわります追加補正でございます。

次のページになりますが、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、14 万 8,000 円の追加でございます。

この分につきましては、忠類村の健康診査委託等が主な内容でございます。

2 目予防費、121 万 7,000 円の追加でございます。

主に忠類村でございますが、インフルエンザの予防接種の委託料、これにつきましては幕別分、当初 1,200 人分を予定しておりましたけれども、800 人ほど追加をしなければならないということから 800 人分を新たに追加するものでございます。

次のページになりますが、3 目保健特別対策費、66 万 2,000 円でございます。

各種検診にかかります忠類村にかかわる増額補正でございます。

4目診療所費、420万7,000円の追加でございます。

次のページになりますが、忠類村におきましては、診療所並びに歯科診療所を運営委託しておりますので、2月6日以降にかかります委託料を増額補正するものでございます。

5目環境衛生費、687万円の追加でございます。

灯油の単価分については幕別分でございますが、それ以外については墓地の除雪機械あるいは作業員の賃金等が忠類分として増額の中身となっております。

6目水道費、1,783万5,000円の追加でございます。

簡易水道特別会計の繰出金につきましては、忠類分の増額補正でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、585万8,000円の追加でございます。

印刷製本費が大きくなってございますけれども、このうち93万6,000円につきましては、指定ごみ袋幕別分の追加補正でございます。

修繕料については忠類村のパッカー車の修繕が主な内容となっております。

委託料以下これは忠類村にかかります分についての補正でございます。

次のページになります。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、117万2,000円でございます。

本目につきましては、忠類村及び幕別町ともに農業委員会をそれぞれ継続する形になりますので、主に忠類村にかかります農業委員会委員の報酬等が主な内容となっておりますが、幕別分については一人欠員となっておりますことから、お手元の資料にありますように幕別分として欠員部分の報酬について減額をさせていただいております。

2目農業振興費、6,230万円の追加でございます。

主に19節の負担金補助及び交付金であります。細節の17番農業生産総合対策事業補助金、2,960万円につきましては、JA幕別町でございますが、加工馬鈴薯の冷蔵貯蔵施設の設置でございます。当初は平成18年度に事業を予定しておりましたけれども、国から前倒しして実施してもいいというようなことがございまして、18年度事業として取り組むために補正をさせていただくものでございます。

中山間地域等の直接支払交付金、2,646万1,000円につきましては、忠類村にかかりますものでございまして、過疎地域でありなおかつ草地率が70%、あるいは傾斜度が15度以上というような一定要件を満たしているところに、所得率が低いというようなことから直接お支払いをされるものでございます。

次のページになりますが、4目農業施設管理費、20万円の追加でございます。

担い手センターの燃料費の追加でございます。

5目畜産業費、227万4,000円の追加でございます。

主に酪農ヘルパー事業振興補助金130万円が主な増額の内容でございますが、忠類村は大樹、広尾、忠類3町村での組合を設置しておりますので、その組合に対する補助金が主な内容となっております。

6目育成牧場費、8万6,000円の追加でございます。

報酬等につきましては、牧場運営委員会が新たになりますことから、増員分の報酬の追加でございます。

電話料等は忠類の育成牧場にかかわる分でございます。

7目農地費、2億1,355万3,000円の追加でございます。

国営事業の償還金等、これは忠類村でございますが、通常でございますと例年5,200万円程度の償還となりますが、今年度繰上償還をするというようなことでございまして、1億2,000万円ほどでございますけれども大きな額の追加補正となっております。

主に繰上償還にかかわる分でございます。

8目土地改良事業費、29万8,000円の追加でございますが、忠類村の電算機の運用管理負担金等が

主な内容でございます。

2項林業費、次のページになりますが、2目育苗センター管理費、582万8,000円の追加でございます。

管理委託料は森林組合にお支払いをしているものでございますが、道有林の管理センターから育苗センターを譲り受けして管理しておりますことから、これらにかかります管理委託料をお支払いするものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、185万円の追加でございます。

忠類村にかかります中小企業等の利子等の補助金でございます。

4目観光費、1,972万3,000円の追加でございます。

11節の需用費、印刷製本費でございますが、忠類村と幕別町一緒になりますことから、観光パンフ3万部を作成する計画でございます。

次のページになりますが、委託料等につきましては、アルコ236の管理運営委託、さらには現在進めております道の駅周辺の整備、18年度実施予定でございますが、これらにかかります設計委託料が主な内容でございます。

なお、負担金補助及び交付金、忠類ナウマン全道そり大会でございますが、合併後はじめてのイベントということもございまして、合併記念のイベントとして今年度については一定程度町からも補助を出してやりたいということでございます。現在、100万円を予定しておりますが、さらに97万円追加をいたすものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、21万2,000円の追加でございます。

需用費につきましては燃料単価の部分、負担金については忠類分の追加でございます。

2目土木車両管理費、30万4,000円の追加でございます。

忠類にかかります部分の追加補正でございます。

次のページになりますが、3目道路管理費、2,881万5,000円の追加でございます。

需用費から委託料、借上料、これは忠類村にかかります除雪にかかわる事業費の増額補正でございます。

4目地籍調査費、760万4,000円でございます。

忠類村でやっております地籍事業の部分を増額補正するものでございますが、平成18年度に事業完了を予定しているものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、140万円の追加でございます。

本目につきましても、樋門管理以下忠類部分に係ります増額補正でございます。

次のページになりますが、2目道路新設改良費、102万8,000円の追加でございます。

4節から使用料まで忠類村の道路新設改良にかかります部分についての増額補正でございます。

工事請負、負担金補助及び交付金につきましては、札内の南北線の交通安全施設、これはJR事業と本幕別町の実施事業分の組替でございます。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、271万2,000円の追加でございます。

本目については、特別旅費並びに公共下水道への繰出金でございます。

2目都市環境管理費、240万5,000円の追加でございます。

公園の清掃管理委託料でございますが、忠類村の分でございます。なぜかちょっとわからないのですが、忠類は年1回お支払いをするということで、実際は、委託は終わっているのですが、3月にお支払いをすることで契約を結んでおられるということから、忠類村分として追加をさせていただくものでございます。

4項住宅費、2目住宅管理費、39万円の追加でございます。

忠類村にかかります増額補正でございます。

次のページになりますが、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2,616万1,000円の追加でございます。

本目につきましても、合併に伴いまして忠類消防署職員 12 名が 2 月 6 日以降増員になりますことから、これら職員の人件費あるいは被服費等の増額補正にかかわる部分でございます。

2 目非常備消防費、149 万 7,000 円の追加でございますが、本目につきましても、東十勝消防事務組合に団の方も加入されますことから、団員の報酬、被服費等が主な増額の内容となっております。

なお、現在 35 名というふうに、団員さんはお聞きをいたしております。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、1 万 4,000 円の追加でございますが、忠類村教育委員、2 月 1 日から 2 月 5 日分の部分についての報酬でございます。

2 目事務局費、175 万円の追加でございます。

燃料費が幕別分としては主な内容でございますが、残りは忠類に係る分が主な増額の内容となっております。

3 目の教育財産費、512 万 1,000 円の追加でございます。

修繕料、このうち幕別分が 500 万円、それ以外につきましては忠類にかかわる分の増額でございます。教員住宅あるいは学校の営修繕にかかわる増額補正でございます。

4 目スクールバス管理費、298 万 3,000 円の追加でございます。

スクールバスの運行委託については、忠類部分にかかわります増額補正でございます。

5 目国際化教育推進事業費、87 万 8,000 円につきましては、忠類村におけます英語指導助手にかかわります賃金等の増額補正でございます。

6 目学校給食センター管理費、628 万 4,000 円の追加でございます。

臨時職員の賃金でございますが、幕別で 132 万 1,000 円ほど増額をしておりますが、常雇職員が 4 月末 1 名退職をいたしておりますので、常雇職員部分の賃金は減額となりますが、常雇職員に代わる臨時職員の採用にかかわりまして増額をさせていただくものでございます。

なお、燃料費等幕別分もありますが、327 万 9,000 円ほどは忠類にかかわる分でございます。

69 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 項小学校費、1 目学校管理費、844 万 9,000 円の追加でございます。

幕別分 444 万円、忠類分 400 万 9,000 円でございますが、主に大きく燃料費等の部分を増額補正させていただくものでございます。

次のページになります。

2 目教育振興費、57 万円の追加でございます。

修繕料は忠類村の増額補正でございますが、扶助費につきましては対象者の増、給食費扶助では 8 名、学用品・体育用品では 20 名、当初予定しておりました対象者の増に伴う増額補正でございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費、871 万 5,000 円の追加でございます。

幕別分が 406 万 6,000 円、忠類村分が 464 万 9,000 円でございますが、主に燃料費等の増額が主な内容となっております。

次のページになりますが、2 目教育振興費、7 万 2,000 円の追加でございます。

忠類にかかわる分の増額でございます。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、80 万 1,000 円の追加でございます。

社会教育委員ほか増額補正分については、忠類にかかわる分の増額でございます。

2 目公民館費、15 万 6,000 円の追加でございます。

本目は幕別の方でございますが、燃料費の増額補正でございます。

3 目保健体育費、1,913 万 6,000 円でございます。

主に臨時職員賃金等につきましては、忠類村のスキー場にかかわるものが主な内容となっております。

さらには、全道・全国大会の部分として 280 万円ほど、あるいはスキー場の管理部分、これは忠類分でございますので、増額のうちの 1,460 万円ほどは忠類にかかわる増額でございます。

それでは、76 ページをお開きいただきたいと思っておりますが、4 目の青少年育成費、86 万 4,000 円でご

ざいます。

灯油の燃料費は幕別分でございますが、指導員等については忠類にかかわる増額補正でございます。

5目町民会館費、55万9,000円につきましては燃料分の増額補正でございます。

6目郷土館費、30万9,000円につきましても燃料費分の増額補正でございます。

7目スポーツセンター管理費、518万8,000円の追加でございます。

幕別分については燃料費等234万1,000円、忠類部分のスポーツセンター管理費284万7,000円という内訳になってございます。

8目の図書館管理費、62万9,000円の増額補正でございます。

次のページになりますが、燃料費部分については幕別分でございますけれども、それ以外臨時職員等については忠類の図書室にかかわります増額補正でございます。

9目百年記念ホール管理費、255万9,000円の追加でございます。

燃料、修繕料等の増額補正でございます。

10目ナウマン象記念館管理費、281万4,000円の増額でございますが、記念館にかかわります管理費用を増額するものでございます。

81ページになります。

11款公債費、1項公債費、1目元金、1億6,047万4,000円の増額でございます。

忠類村にかかわります起債元金分の増額補正でございます。

2目利子、2,564万7,000円の増額でございますが、この部分についても忠類村にかかわるものでございます。

続きまして、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、2,958万5,000円の追加でございます。

職員費につきましては、忠類村の職員2月6日以降部分について、51名増員になりますことから、増員部分にかかわります増額が主な内容となっているものでございます。

84ページでございますが、先ほど給食センターで申し上げましたとおり、4月末で常雇職員が退職しておりますことから、常雇職員にかかわります賃金は減額をさせていただくものでございます。

8ページへお戻りいただきたいと思えます。

1款町税、1項町民税、1目個人、509万円の追加でございます。

2目法人、54万1,000円の追加でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、20万円の追加でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、2万円の追加でございます。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、136万円の追加でございます。

5項入湯税、1目入湯税、128万円の追加でございますが、この部分についてはすべて忠類にかかわります税の増額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、35万円の追加でございます。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、1,600万円の追加でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、45万9,000円の追加でございますが、この両ページについても忠類分の増額補正でございます。

次のページになりますが、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、2万円の追加でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、8万3,000円の追加でございます。

両ページとも忠類村にかかわる分でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、500万円の追加でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、600万円の追加で

ございます。

両款とも忠類村にかかわる分でございます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、1 億 5,529 万 9,000 円の追加でございます。普通交付税につきましては幕別分、特別交付税につきましては忠類分の財源の追加でございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、697 万 4,000 円の追加でございます。忠類分でございます。

2 項負担金、2 目民生負担金、60 万 9,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、135 万 9,000 円につきましても忠類分でございます。

5 目土木使用料、751 万 4,000 円、忠類分でございます。

6 目教育使用料につきましても、701 万 5,000 円、主にスキー場のリフトになりますが、忠類分でございます。

2 項手数料、2 目民生手数料、535 万 7,000 円の追加でございます。

3 目の衛生手数料、70 万 2,000 円の追加でございますが、両目とも忠類部分にかかわります追加でございます。

次のページになりますが、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金、1,608 万 3,000 円の追加でございます。

ほぼ忠類村にかかわる部分の予算に関する歳入分の追加補正でございます。

2 目衛生費負担金、46 万円の追加でございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、2,861 万 2,000 円の追加でございます。

忠類の事業にかかわる分でございます。

2 目民生費補助金、90 万 4,000 円の追加でございます。

3 目土木費補助金、1,172 万円の追加でございますが、両方とも忠類分にかかわる分でございます。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金、594 万 2,000 円の増額でございます。

2 目衛生費負担金、46 万円の増額補正でございます。

3 目農林業費負担金、93 万 5,000 円の増額でございます。

次のページになりますが、4 目土木費負担金、595 万 5,000 円の追加でございます。

2 項道補助金、2 目民生費補助金、1,038 万 7,000 円の追加でございます。

3 目農林業費補助金、7,002 万 9,000 円の追加でございます。歳出でご説明したとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います

4 目教育費補助金、36 万円の増額補正でございます。

3 項道委託金、1 目総務費委託金、26 万 5,000 円の追加でございます。

2 目農林業費委託金、17 万 4,000 円の追加でございますが、主に忠類に係る分でございます。

3 目土木費委託金、12 万 6,000 円の追加でございます。

26 ページになりますが、17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、155 万 1,000 円の追加でございます。

忠類分にかかわるものでございます。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、8 目中小企業貸付金元利収入、360 万円についても忠類分でございます。

11 目林業振興資金貸付金元利収入、1,000 万円。これは忠類村の森林組合に対するものでございます。

5 項雑入、4 目雑入、267 万円の追加でございます。

コミュニティ助成金につきましては、宝くじの財団の方から、イベント用のテント、椅子等の助成金でございます。

次のページになりますが、22 款町債、1 項町債、1 目総務債、1 億 7,470 万円の追加でございます。

3目農林業債、1億2,420万円の追加でございます。
4目土木債、8,860万円の追加でございます。
6目減税補てん債、230万円の追加でございます。
7目臨時財政対策債、8,080万円の追加でございます。
8目消防債、850万円の追加でございます。
以上で説明終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第15、議案第192号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第198号、平成17年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第192号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算に1億1,656万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,874万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページ、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

9ページをお開きいただきたいと思っております。

まず歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、248万8,000円の減額補正でございます。

職員の1名減に伴います給料、あるいは異動に伴います手当等の減額、あるいは追加補正でございます。

次のページになりますが、委託料については件数増に伴います追加補正でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、42万円の追加でございます。

忠類にかかわる分の増額補正でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、5,200万円の追加でございます。

幕別分3,100万円、忠類分2,100万円の追加でございます。

昨年対比4.5%と医療費が伸びておりますことから、追加をさせていただくものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、4,750万円の追加でございます。

幕別分が4,300万円、忠類分が450万円でございますが、本目につきましても昨年対比17.8%と大きく医療費が伸びておりますことから、追加をするものでございます。

3目一般被保険者療養費、120万円の追加でございます。

幕別分100万円、忠類分20万円、13.6%の増ということになってございます。

5目審査支払手数料、27万円の追加でございます。

件数増に伴うものでございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、90 万円の追加でございます。

忠類分 3 名を予定しているということでございます。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、45 万円。

幕別分が 40 万円、忠類分 5 万円ということでございます。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、730 万 8,000 円の追加でございます。

拠出金の確定に伴いまして、幕別分が 49 万 2,000 円、忠類分 681 万 2,000 円を追加するものでございます。

2 目の老人保健事務費拠出金、12 万 1,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、196 万 3,000 円でございます。

幕別分は減額でございますが、忠類分 257 万 2,000 円を補正するものでございます。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、135 万 9,000 円の追加でございますが、忠類分でございます。

次のページになりますが、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者国保税還付金、50 万円。

2 目退職被保険者等保険税還付金、10 万円。

それぞれ償還金として追加するものでございますが、幕別分でございます。

3 目償還金、495 万 9,000 円の追加でございますが、忠類分の国庫支出金の精算還付金でございます。

4 ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、789 万 2,000 円の追加でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金、34 万 1,000 円の追加でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、280 万 4,000 円の追加でございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、5,540 万 2,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、4 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、38 万 3,000 円の追加でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、775 万 6,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、4,198 万 4,000 円でございますが、これは全額幕別分でございます。

以上で、国保会計の説明を終わります。

21 ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第 193 号、平成 17 年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,738 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 6,075 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22 ページ、23 ページの第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思えます。

28 ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、歳出からでございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、38 万 5,000 円の追加でございます。

職員の異動等にかかわります給与等が主な内容でございます。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費、1 億 8,700 万円の追加でございます。

幕別分が1億2,400万円、忠類分が6,000万円でございます。幕別分についていえば4.5%の増となるものでございます。

24ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、1億420万円の追加でございます。

2目審査支払手数料交付金、6万2,000円の追加でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、5,527万6,000円の追加でございます。

次のページになりますが、3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金、1,709万8,000円の追加でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,074万9,000円の追加でございます。

以上で、老人保健特別会計の説明を終わります。

33ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第194号、平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,402万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,843万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、34ページ、35ページ、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

44ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳出からでございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、173万9,000円の追加でございます。職員の異動等に伴います給与費の追加が主な内容でございます。

なお、委託料、忠類村にかかります増額補正でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、10万5,000円の追加でございますが、忠類村にかかわる分の増額補正でございます。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、40万6,000円の減額補正でございます。

一般職の給与等、異動に伴う減額分でございます。

2目認定調査等費、22万6,000円の追加でございますが、これは忠類の認定審査にかかわる分の追加でございます。

4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、3万5,000円の追加でございます。

忠類分の委員報酬でございます。

次のページになりますが、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、720万円の追加でございます。

2目施設介護サービス給付費、1,980万円の追加でございます。

3目居宅介護福祉用具購入費、6万円の追加でございます。

4目居宅介護住宅改修費、6万円の追加でございます。

5目居宅介護サービス計画給付費、105万円の追加でございます。

2項支援サービス等諸費、1目居宅支援サービス給付費、60万円の追加でございます。

2目居宅支援福祉用具購入費、1万円の追加でございます。

3目居宅支援住宅改修費、10万円の追加でございます。

4目居宅支援サービス計画給付費、19万5,000円の追加でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、3万5,000円の追加でございます。

今までの説明については、すべて忠類分でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、27万円の追加でございます。

2目高額居宅支援サービス費、3万円の追加でございます。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、180 万円の追加でございます。
次のページになりますが、2 目特例特定入所者介護サービス費、3 万円の追加でございます。
3 目特定入所者支援サービス費、6 万円の追加でございます。
4 目特例特定入所者支援サービス費、3 万円の追加でございます。
この部分につきましても、すべて忠類分でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。
5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、99 万 8,000 円の追加でございます。
国庫支出金の精算還付金でございます。

36 ページへお戻りいただきたいと思ひます。

歳入でございますが、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、298 万 8,000 円の追加でございますが、忠類分にかかわるものでございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、626 万 6,000 円の追加でございます。
次のページになりますが、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、240 万 8,000 円の追加でございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1,002 万 9,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、391 万 5,000 円の追加でございます。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、561 万 4,000 円の追加でございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、280 万 7,000 円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

58 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 195 号、平成 17 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,897 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,367 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、59 ページ、60 ページを参照いただきたいと思ひます。

64 ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入でございますが、1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、2,897 万 8,000 円の追加でございます。

合併に伴いまして職員増となりますことから、職員費の追加。

次のページになりますが、燃料費、電気料等の増額、さらには忠類村の施設等の管理経費。

19 節の負担金補助及び交付金については、更別、大樹、先ほど議案でもご提案させていただきました運営管理の負担金が主な内容となっております。

61 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

歳入でございますが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、810 万円の追加でございます。忠類分でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1,783 万 5,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、304 万 3,000 円の追加でございます。幕別町分でございます。

以上で、簡易水道の説明を終わらせていただきます。

72 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 196 号、平成 17 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 359 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 8,916 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、73 ページ、74 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思ひます。

77 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、349 万 1,000 円の追加でございますが、職員の異動による職員費の追加が主な内容でございます。

79 ページになります。2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、9,000 円の減でございますが、職員の給与等の減額補正でございます。

次に、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、11 万 4,000 円。

これは燃料費の追加でございます。

75 ページへお戻りいただきたいと思います。

歳入でございますが、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、254 万 7,000 円の追加でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、104 万 9,000 円の追加でございます。

下水道会計については、以上で説明を終わらせていただきます。

85 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 197 号、平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 673 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,159 万 1,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、86 ページ、87 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

90 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 万 8,000 円の追加でございます。忠類分でございます。

2 款事業費、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設費、474 万 4,000 円の追加でございますが、忠類にかかわる分の増額補正でございます。

次のページになります。3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、102 万 9,000 円の追加でございます。

2 目利子、93 万 3,000 円の追加でございますが、忠類分にかかわるものでございます。

88 ページへお戻りいただきたいと思います。

歳入でございますが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、36 万 3,000 円の追加でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、637 万 1,000 円の追加でございますが、すべて忠類分でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

94 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 198 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

3 条予算収益的収入の関係でございますが、1 款水道事業収益、既決予定額 4 億 9,393 万 2,000 円に対しまして、26 万 3,000 円を追加し、4 億 9,419 万 5,000 円とするものでございます。

収益的支出につきましては、既決予定額 5 億 9,067 万 5,000 円、補正額 408 万 8,000 円を追加し、5 億 9,476 万 3,000 円とするものでございます。

4 条予算にかかわります資本的支出でございますが、既決予定額 9 億 4,381 万 3,000 円に、25 万 5,000 円を追加し、9 億 4,406 万 8,000 円とするものでございます。

第 4 条については、職員給与費。

第 5 条については、棚卸資産の限度額を増額するものでございます。

96 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、201 万 2,000 円の追加でございますが、主に重油あるいは修繕費の追加が主な内容となっております。

次のページになりますが、配水及び給水費、143万9,000円の追加でございます。

修繕費、材料費、新設用量水器の追加が主な内容でございます。

5目総係費、54万7,000円の追加は、職員手当の追加が主な内容でございます。

95ページでございますが、収入でございます。

1款水道事業収益、1項事業収益、3目その他営業収益、26万3,000円につきましては、量水器の売払収益でございます。

100ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、9万7,000円の追加につきましては、職員手当の追加が主な内容でございます。

次のページ。

20目第3次拡張事業費、15万8,000円につきましても職員手当等の追加が主な内容でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、7議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第192号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第193号、平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第194号、平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第195号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第196号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 197 号、平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 198 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明 16 日から 19 日までの 4 日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 16 日から、12 月 19 日までの 4 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 20 日、午後 2 時からであります。

12 : 09 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第4回幕別町議会定例会
(平成17年12月20日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
12番 佐々木芳男 13番 古川 稔 14番 坂本 偉
(諸般の報告)
- 日程第2 地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定
- 日程第3 消費生活相談体制の充実・強化を求める意見書
- 日程第4 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に係わる要望意見書
- 日程第5 幕別町畑地かんがい用水施設条例
- 日程第6 幕別町公民館条例
- 日程第7 幕別町民会館条例
- 日程第8 幕別町ふるさと館条例
- 日程第9 紙オムツ用に町の指定ゴミ袋の支給を求める陳情書
- 日程第10 「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第11 「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情
- 日程第11の2 教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書
- 日程第11の3 北海道財政の再建についての意見書
- 日程第12 平成16年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第13 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第14 平成16年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第15 平成16年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 平成16年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第17 平成16年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第18 平成16年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第19 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第20 平成16年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 閉会中の継続調査の申出

会 議 録

平成17年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成17年12月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月20日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (21名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 助 役 西尾 治
 - 収入役 金子隆司
 - 教 育 長 高橋平明
 - 総務部長 菅 好弘
 - 企画室長 佐藤昌親
 - 民生部長 新屋敷清志
 - 建設部長 高橋政雄
 - 教育部長 藤内和三
 - 経済部長 中村忠行
 - 札内支所長 本保 武
 - 総務課長 川瀬俊彦
 - 企画室参事 羽磨知成
 - 企画室参事 飯田晴義
 - 税務課長 前川満博
 - 農林課長 増子一馬
 - 商工観光課長 熊谷直則
 - 土地改良課長 角田和彦
 - 保健福祉センター所長 久保雅昭
 - 町民課長 田村修一
 - 都市計画課長 田中光夫
 - 水道課長 橋本孝男
 - 糠内出張所長 中川輝彦
 - 監査事務局長 森 広幸
 - 給食センター所長 仲上雄治
 - 生涯学習課長 長谷 繁
 - 農業委員会局長 飛田 栄
 - 図書館長 平野利夫
 - 経済部参事 古川耕一
 - 会計課長 鎌田光洋
 - 教育委員長 辺見政孝
 - 農業員会会長 上田健治
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
 - 局長 堂前芳昭
 - 課長 横山義嗣
 - 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 12番 佐々木芳男
 - 13番 古川 稔
 - 14番 坂本 偉

議事の経過

(平成 17 年 12 月 20 日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員を指名いたします。

[発言の訂正]

○議長（本保証喜） 佐々木議員から、会議規則第64条の規定により、12月15日の会議における、発議第15号の提案説明の発言に対する一部訂正の申し出がありますので、これを許します。

佐々木議員。

○12番（佐々木芳男） お許しをいただきましたので、先に議決いたしました発議第15号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案説明の一部について、訂正をお願いいたします。

提案説明中、委員会条例第2条第2号について、7人から6人と申し上げましたが、現行7人と訂正を願います。

併せて、説明資料につきましても誤りがありましたので、配布のとおり差し替えをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

ただいまの一部訂正を承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がないものと認めます。

したがって、発言の一部訂正は承認されました。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、発議第17号から日程第 4、発議第19号までの 3 議案については、会議規則第39条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議第17号から日程第 4、発議第19号までの 3 議案について、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 2、発議第17号、地方自治法第180条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂本議員。

○14番（坂本偉） 発議第17号。

平成17年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員坂本偉。

賛成者、幕別町議会議員中野敏勝議員。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定。

説明資料の新旧対照表をご参照ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任による専決処分事項を次のとおり指定する。

1、1件の金額が50万円以下の法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2、町が管理する公営住宅の明渡し請求、家賃請求等公営住宅の管理に伴い必要とする訴えを提起すること。

3、前2項にかかわる和解及び調停に関すること。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第18号、消費生活相談体制の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小田議員。

○9番（小田良一） 発議第18号。

平成17年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員小田良一。

賛成者、幕別町議会議員杉山晴夫。

消費生活相談体制の充実・強化を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

消費生活相談体制の充実・強化を求める意見書（案）。

全道の消費生活相談件数は、毎年増加を続けており、平成16年度には10万件を超え、前年度比で30%の増となっております。

相談の内容も、架空請求、振込め詐欺、悪質リフォーム詐欺や寝具などの次々販売など、悪質事業者による消費者被害が激増し、大きな社会問題となっております。

道は、このたび、市町村との役割分担と相談体制の効率化を図る観点から、平成18年度から支庁相談所を廃止し、道センターに一元化するという見直しの方向を発表しました。

しかし、多くの町村は人口規模も小さく、単独で専門の相談員を配置することは困難なため、職員の兼務により対応しておりますが、専門的な知識が必要な相談には支庁相談員の助言を得て対処している現状にあります。支庁相談所は地域の消費生活相談の要であり、地域の消費者保護に欠くことができない重要な機関です。

支庁相談所の廃止は、地域の消費生活行政の大幅な後退に繋がり、また、悪質商法の増加によって消費者被害の拡大が懸念されます。

道は、このような地域の実情をご理解いただき、今後も支庁相談所を存続するとともに、より体制の充実・強化を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

意見書提出先、北海道知事。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（本保証喜） 暫時休憩いたします。

14：11 休憩

14：12 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第19号、森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に係わる要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小田議員。

○9番（小田良一） 発議第19号。

平成17年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員小田良一。

賛成者、幕別町議会議員杉山晴夫。

森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に係わる要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に係わる要望意見書（案）。

近年の温室効果ガスの増加による地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、「京都議定書目標達成計画」において、森林には、二酸化炭素吸収源として重要な役割（我が国の削減約束6%のうち森林吸収量3.9%、ただし、現状の森林整備水準では吸収量2.6%程度）が課せられ、今後、これを確実なものとするため、森林・林業基本計画に基づく計画的な森林の整備が強く求められている。

一方、我が国の森林・林業・木材産業については、国産材の需要・価格の低迷、林業労働力の減少等により林業生産活動が停滞し、間伐をはじめとする森林の整備・管理が十分に行われなくなっており、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発するなかで、安全で安心できる国民の暮らしを守る森林の役割についても果たすことができなくなることが、強く危ぶまれている。

さらに、違法伐採は今や地球環境を保全する上で大きな問題となっており、その増加により、森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、さらには、違法伐採木材が国際市場に流通す

ることによって地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因となっており、我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっている。

以上のような我が国森林・林業・木材産業を取り巻く環境の中で、平成 18 年度予算等において、下記の施策を実現するよう強く要請する。

記。

1、「森林・林業基本計画」に基づく森林の整備・保全の推進、併せて「緑の雇用事業」による担い手の確保・育成対策の推進、さらには治山対策の緊急的な推進。

1、低コストで安定的な木材供給体制としての効率的なシステムの確立、伐期の長期化など森林経営の実態に即した借り換え融資制度の創設など森林・林業の再生に向けた施策の展開、強化。

1、「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方にに基づく違法伐採対策の確立、特に、外材についての対策の確立、なお、国内の違法伐採対策を実施するにあたっては、地域材の利用が推進されるよう十分配慮し、必要な支援措置の確保。

平成 17 年 12 月 20 日。

北海道中川郡幕別町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（本保証喜） 日程第 5、議案第 178 号、幕別町畑地かんがい用水施設条例を議題といたします。

産業建設常任委員会副委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会副委員長、小田良一議員。

○産業建設常任委員会副委員長（小田良一） 平成 17 年 12 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任副委員長小田良一。

産業建設常任委員会報告。

平成 17 年 12 月 6 日、本委員会に付託された事件（議案第 178 号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 17 年 12 月 7 日（1 日間）。

2、審査事件。

議案第 178 号、幕別町畑地かんがい用水施設条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、土地改良法に基づき整備した幕別町畑地かんがい用水施設の管理運営に関し必要な事項を定めた条例であり、適正な条例であるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

幕別町畑地かんがい用水施設条例は、副委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、副委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第6、議案第179号、幕別町公民館条例から日程第8、議案第181号、幕別町ふるさと館条例を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂本偉議員。

○総務文教常任委員長（坂本偉） 3議案を一括して報告いたします。

平成17年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成17年12月6日日本委員会に付託された事件（議案第179号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成17年12月6日（1日間）。

2、審査事件。

議案第179号、幕別町公民館条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例の全部改正に至る経過・理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例については、現状の公民館管理運営と合わせるべく公民館条例と公民館使用条例の一本化を図ったものであることから、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

次に、平成17年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成17年12月6日日本委員会に付託された事件（議案第180号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成17年12月6日（1日間）。

2、審査事件。

議案第180号、幕別町民会館条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例の全部改正に至る経過・理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例については、現状の町民会館の管理及び使用の承認について、現状との整合性を図ったものであることから、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

次に、平成 17 年 12 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 17 年 12 月 6 日本委員会に付託された事件（議案第 181 号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 17 年 12 月 6 日（1 日間）。

2、審査事件。

議案第 181 号、幕別町ふるさと館条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例の全部改正に至る経過・理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例については、新たに入館の制限、運営委員会及び損害賠償についての規定を定めるとともに、管理運営の現状との整合性を図ったものであることから、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 179 号、幕別町公民館条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 180 号、幕別町民会館条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 181 号、幕別町ふるさと館条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、陳情第5号、紙オムツ用に町の指定ゴミ袋の支給を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長乾邦広議員。

○民生常任委員長（乾邦広） 平成17年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成17年9月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成17年9月6日、14日、20日、11月20日、12月15日（5日間）。

2、審査事件。

陳情第5号、紙オムツ用に町の指定ゴミ袋の支給を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

少子化問題は年々深刻化している。少子化の原因はさまざまだが、将来に対する不安、経済的不安も大きな原因である。特に経済的不安は、大きいものがある。

幕別町では昨年よりゴミ収集手数料が有料化されたが、「子育て家庭の紙オムツを無料で収集してほしい」という声が出されており、昨年幕別町が実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」でも、さまざまな経済的支援を求める回答が多数に上っている。

よって、子育て家庭への経済的支援のため、紙オムツ用に、町指定のゴミ袋を支給されることを求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について慎重に論議がなされた。

厳しい経済状況の中、少子化対策の一つとして取り組むべき、また、総合的な福祉施策の中で取り組むべきとの意見もあったが、結局全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第5号、紙オムツ用に町の指定ゴミ袋の支給を求める陳情書に対する委員長の報告は、採択とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第10、陳情第6号、「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情、及び日程第11、陳情第7号、「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂本偉議員。

○総務文教常任委員長（坂本偉） 2陳情を一括して報告いたします。

平成 17 年 12 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 17 年 12 月 6 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 17 年 12 月 6 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 6 号、「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

教育基本法は、教育が人格の完成をめざし行われるべきと教育の目的について宣言し、主権者としての国及び社会に責任を持った国民としての個々の能力を可能な限り伸ばすことをめざしている。

生涯学習社会、完全学校 5 日制という教育改革の中、真にゆとりある教育を保障するため、30 人以下学級実現など、きめ細やかな教育・地域にひらかれ、地域の願いに立った教育の実現が急がれており、教育基本法の理念に則った諸条件の整備が求められている。

よって、教育基本法の歴史的意義をふまえ、理念を生かした教育の充実、教育予算の拡充をはかるよう国に対して意見書の提出を要望する。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

次に、平成 17 年 12 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 17 年 12 月 6 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 17 年 12 月 6 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 7 号、「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

北海道は現在、赤字再建団体転落という未曾有の財政危機に直面し、2 年間で 1,800 億円の収支不足を解消する「財政立て直しプラン見直し方針」や「新たな行政改革大綱方針」などを策定し、一律的に歳出削減を目標とする基本方針に基づき具体策を検討し、年内をめどに成案を取りまとめている。

歳出の一律削減は、社会的弱者や市町村への直接的な影響が危惧されることから、道民及び市町村にとって「温かい改革」となるよう、道に対し意見書の提出を要望する。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第6号、「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第7号、「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

追加日程表配布のため、暫時休憩をいたします。

14：42 休憩

14：44 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第11の2、発議第20号、教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書案を議題といたします。

本意見書については、先に報告のありました総務文教常任委員会報告の陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第20号、教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第11の3、発議第21号、北海道財政の再建についての意見書案を議題といたします。

本意見書については、先に報告のありました総務文教常任委員会報告の陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第21号、北海道財政の再建についての意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長(本保証喜) 日程第12、認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第20、認定第9号、平成16年度幕別町水道事業会計決算認定についての9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長杉山晴夫議員。

○決算審査特別委員長(杉山晴夫) 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

平成17年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

決算審査特別委員長杉山晴夫。

決算審査特別委員会報告書。

平成17年9月22日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、審査事件。

認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算認定について。

認定第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について。

認定第3号、平成16年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。

認定第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。

認定第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。

認定第6号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。

認定第7号、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。

認定第8号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。

認定第9号、平成16年度幕別町水道事業会計決算認定について。

2、委員会開催日。

平成17年10月25日・26日(2日間)。

3、審査の結果。

全会計を「認定」すべきものと決した。

○議長(本保証喜) 報告が終わりましたので、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。
この際、15時5分まで休憩をいたします。

14:50 休憩

15:03 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論を行います。

認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 日本共産党幕別町議団を代表して、認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算に対する反対討論を行います。

平成16年度一般会計決算は、歳入総額123億8,751万8,000円、歳出総額は122億6,147万9,000円といずれも前年対比マイナス6.1%で、昨年に続き前年を下回る決算となりました。

マイナスの大きな要因は、国の地方財政削減が大きく、国は直接交付税の削減を行いながら、他方では自治体のリストラ策である市町村の合併を進めるといふ地方自治体の存亡にかかわる政策を展開し、町長も16年3月の町政執行方針の中で、経験したことのない未曾有の危機と述べられましたが、地方交付税でマイナス7.4%、金額で3億9,424万円の減額となりました。

法に基づく地方税財源の確保について、強力に国に求める必要がありましたが、町は合併を進めることで結果として国の方針に沿う政策を進めました。

また、市町村合併の方向について、取り組みについて、最後まで全住民に対するアンケート調査は行わず、住民投票も行わず、枠組みが変わっても住民に十分な説明をすることもなく、新法の十分な期間があるにもかかわらず進めてきたことは、町長の住民参加のまちづくりの公約に反するものと考えます。

また、十勝管内の動向も見極めて慎重な対応をすることも繰り返し求めてきたところではありますが、早すぎた結論が北海道の新たな合併方針の中で、今後新たな矛盾を生みかねないことも懸念されます。

また、歳入の中で町税がマイナス4.8%となり、個人町民税で1億2,661万3,000円の減少でありました。このことは町民の厳しい生活の現状を反映したものであり、それだけに町民の生活を守る細かい手立てが必要でありました。

しかし、ごみの収集手数料の有料化や高齢者の給食サービス費の引き上げ、また、道の政策変更に基づく難病患者の医療費の無料化の打ち切りなど、町民の生活をさらに厳しくするものとなりました。

また、全国的に地震災害が多発する中で、学校の耐震化診断は急がれるものがありますが、到達として53.1%に止まっていることは早急に解決すべき問題と考えます。

また、職員の賃金についても平成16年度で連続6年間の引き下げとなりました。暮らしや経済に与える影響は大変大きなものがあります。背景には国の総公務員費の削減と総人件費の抑制方針があり、集中改革プランとして今後さらなる抑制を求める危機的な状況があります。

職員給与の引き下げは広く公共サービスにかかわる民間労働者の給与にも大きく影響をし、ひいては家庭の消費を低迷させることにつながり、地域経済のますますの停滞となり、このことがさらに民間労働者の給与を引き下げる賃金引き下げの悪循環になっています。

町は人事院勧告の提案を受入れるだけでなく、住民にこの問題性、重要性をもっともっと理解を求める努力が必要ではないでしょうか。

最後になりますが、国の小さな政府、官から民への計画のもとで、地方においても福祉をはじめとする国民生活関連分野において、行政の役割が大幅な縮小後退、そして民間部門への移行のための規制の緩和が打ち出されています。

しかし、あくまでもビジョンを追求する民営化はこれらの事業の中で後退する危険性、あるいは住民サービスの低下は懸念されるところであります。

何でも民営化の考えを持つのではなく、あくまでも地方自治の本旨に基づき住民サービスの向上を図るべきであります。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算認定について、私は賛成の立場で討論を行います。

平成16年度一般会計決算は、歳入総額123億8,751万8,000円、歳出総額122億6,147万9,000円で、前年度と比較しますと、歳入において8億671万円の減、歳出においては8億293万6,000円の減の結果となりました。

本決算は10カ年計画である第4期総合計画の実現に向けた岡田町政2期目の協働のまちづくりに向けての2年目の年でありました。

総合計画の中では、本町の将来像を「めぐみ野に人が輝き、笑顔ふれある町幕別」とし、基本姿勢として町民の皆さんと行政の協働による住みよい、心地よいまちづくりを目指したものでした。

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や少子高齢化などにより、行政需要が拡大しつつある一方で、地方交付税の大幅な削減に伴い大変厳しい財政状況に置かれている中で、の予算執行でありました。

基本計画に基づいた主な事業としましては、自然と調和した快適で住みよいまちを基本目標に、札内駅舎西側歩道橋架替事業、北栄地区土地区画整理事業関連街路整備、本町地区公営住宅建設事業などの実施。

地域の特性を活かした活力のあるまちを基本目標に、糠内巖橋架替事業、家畜ふん尿処理施設設置促進事業、トレーサビリティシステム導入促進対策事業などの実施。

やすらぎと生きがいのあるまちを基本目標に、脳ドック希望者への検査費用一部助成、地域省エネルギービジョンの具体的検討などの実施。

心豊かな人と文化を育むまちを基本目標に、生きる力を育む教育活動支援事業の実施。

人と人が触れ合うまちを基本目標に明野近隣センター改築などの実施。

町民とともに歩むまちを基本目標に、住民と行政との協働による地域社会づくりの具体的検討など、それぞれ実施をされました。

これら事業において誠心誠意努力をされた予算執行を私は評価するものであります。

当初予算の財源不足7億65万9,000円については、財政調整基金3億3,000万円、減債基金3億6,605万9,000円、河川緑化整備事業基金460万円の取り崩しで充当を予定していましたが、歳入では自主財源の町税や財産収入がそれぞれ上回ったほか、地方交付税や国庫支出金などの収入増がありました。

また、歳出では委託業務等競争入札制を順次拡大して、執行費の軽減を進めたほか、旅費、消耗品等経費の節減にも進めたことが見受けられました。

こうした結果、1億2,199万6,000円の実質収支額については、財政調整基金に7,000万円の積立をし、残りの5,199万6,000円の繰越ができたことは、翌年度以降の財源確保という観点からも評価できるものであります。

収納率は前年度より低下している町税では、いまだに90%を割り、前年度89.39%でありましたが、決算では88.42%となっていることにつきましては、今後の努力に強く期待するところであります。

一方、納税金削減対策として平成13年度末に立ち上げました収納率向上推進本部が全庁あげて対応した結果、町税や税外の収入未済額の当年度末合計残高は2億7,934万5,568円となり、当年度増減額マイナス1,907万1,977円で、前年度増減額マイナス240万3,137円から大きくマイナス1,666万8,840円と減少させたことは評価されるものであります。

しかしながら、財政運営の健全性においては経常収支比率88.9、財政力指数0.316、起債制限比率14.3、公債費比率26.3などからみた財政状況は硬直化が顕著に表れております。健全な財政の弾力性をできるだけ早く回復されることが望まれます。

先ほど、中橋議員が反対討論で述べられた件につきまして、すべての項目にここで意見を述べることはいたしません、合併問題、ごみ等問題、職員の賃金、民営化問題等々の反対項目がありました、ここで合併問題に触れさせていただきます。

合併については、決算で出された資料の中で施策の評価というのがありますが、この中で理事者は多くの住民意見の中で圧倒的に合併反対よりも合併すべきという意見が強いとの判断の中で合併を決断し、議会もそれに理解を示してきました。

本年3月の討論では、私自身も強く合併に賛成しております。

協議会における44項目の合併協定項目の決定及び住民に対する説明会や出前講座及び情報提供の実施により、住民の評価、意向を十分踏まえ決断していると言えます。

また、十勝1市構想にかかわっての反対意見もありましたが、これらについても理事者側、まずは忠類との合併のために全力をあげていきたい。町の姿勢としては今新たな合併ということにはならないということをこれからも述べていくと。以上、議会や住民に対して責任ある明確な姿勢であり、私は評価をしているものであります。

反対討論全般にかかわって申し上げますが、このたびの一般会計決算は第4期総合計画を基本に、また平成16年度の執行方針に基づき予算執行されたものでありますし、住民全ての満足する予算の執行ではないとしても、我が町の財政状況下のもと最善を尽くした結果であると私は思っております。

したがって、反対討論の項目が一般会計決算そのものを不認定にするほどの重要要因にはありえないと私は考えております。

10月の決算審査特別委員会の中では、各委員会により慎重審議がなされ、たくさんの意見が出されました。

これらの意見が次年度以降の予算に十分反映されることを強く期待するものであります。

また、町民の皆さん一人ひとりの声を大切にしながら、今後の町政の執行に全力で取り組まれることを強く要望するものでもあります。

以上、議員の皆さんの賛同を求めまして、私の賛成討論に代えます。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、討論を行います。

認定第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 日本共産党幕別町議団を代表し、認定第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定に対し、反対の討論を行います。

長期の景気低迷が続く中で、国民健康保険への加入者が増え続け、幕別町においても平成16年度は

町民の49.31%、4,892世帯、町民の約半数の世帯が加入する状況となりました。

国民健康保険制度は、社会保障と国民保険の向上に寄与すると定められているとおり、憲法25条に対応したものです。

このことから、国民健康保険制度は保険料負担に耐えられない人々の存在をも前提にして、国がその責任においてすべての国民に等しく医療を保障する制度、下位保険制度であり社会保障制度です。

しかし、他の保険制度に比べ税負担が重く給付が少ないことから改善が求められてきましたが、現在、ますます低所得者に重い負担となっています。

540世帯の滞納世帯のうち、451世帯が所得200万円以下、そのうち100万円以下の方が圧倒的多数を占めています。

前年度に比べると200万円以下の世帯の滞納は25世帯も増加しています。

滞納世帯をつくり出さないよう未然に防止することが大事であり、そのためにも申請減免の基準を明確にし、拡充することが必要です。

風水害だけでなく失業や廃業、疾病、経済的困難なども対象にし、基準をつくることが求められます。実際に十勝管内でも帯広市や芽室町のように要綱をつくる実施している自治体もあり、幕別町でも実施すべきです。

次に、資格証明書についてです。

幕別町では、平成17年6月1日現在、資格証明書15世帯、短期被保険者証67世帯に発行していますが、資格証明書は不利益処分であり社会保障制度の目的とは相容れないものです。

保険証は医療を受けるときの命綱であり、受診の機会が損なわれないようにしなければなりません。面談、接触を重視し、滞納世帯の過去の状況を判断し、きめ細やかな対応が必要です。

国に対し国庫負担率を戻すことや保険証の返還を義務付ける制度の中止など改善を求めることと併せ、町として高すぎる保険税の引き下げ、申請減免の実施、支払い困難者に対するきめ細やかな指導が求められます。

国の制度ではありますが、町民の安全、健康を守るべき町として一層の改善、努力が必要であり、反対といたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川稔） 私は、認定第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は昭和13年に農村住民などの健康な生活を守るため、相互扶助の精神のもとに生まれたものであります。

その後、60年以上を経過し、制度充実のため多くの改正がなされ、今日に至っているところであります。

社会保険などの職業健康保険に加入できない自営業者や高齢者などの命と暮らしを守り、我が国の国民皆保険制度の根底を支える制度といえます。

本町におきましても半数50.7%の所帯が国保加入所帯であり、地域住民にとってはかけがえのない制度であります。

近年低迷する経済状況の影響を受けて、雇用者の失業やリストラによる社会保険から国保への移行や被保険者の高齢化が進んでおります。

このため、ここ数年、被保険者全般において所得が横ばい状態であることや、担税能力が低い所得層の被保険者の増加とその救援のため7割、5割、2割の軽減措置の実施などにより、税収が伸び悩んでいる状況でもあります。

このように、国保事業を取り巻く厳しい環境のもと、収納率向上対策に取り組み、負担の公平という認識を阻害する滞納者対策を進めて財源確保に努めていること、また、国や北海道から支援される保険基盤安定分などのほかに、平成13年度からは福祉医療波及増分などとして町単独で繰入れを行っ

てきており、平成16年度につきましても前年度5.2%増の2,200万円余りの繰入れを行い、国民健康保険会計の健全な維持に町全体で取り組んでいると言えます。

平成16年度の収支差引きは、7,300万円余りの黒字となり、3,000万円は基金に積み立て、次年度以降の事業運営に備えており、厳しい状況下の努力は評価に値するものと言えます。

現在、国におきましては医療保険制度改革論議が進められているところでありますが、国保制度がますます充実し、住民、被保険者にとって安心できる制度になるよう町村会や国保連合会などとともに強く要望をしていくことを願うとともに、今後とも住民の皆さんに対する保健予防活動の充実と健全な国保事業運営に努めていただくことを期待いたしまして、今特別会計決算認定にあたっての賛成討論とさせていただきます。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成16年度幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、討論を行います。

認定第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 認定第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計決算認定について、反対の討論をいたします。

2000年4月に始まった介護保険制度は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度として、実施から既に5年が経過しました。

すべての高齢者の立場からみると、現状は誰もが安心して必要な介護サービスを受けられる制度とはなっておらず、改善が強く求められます。

国は介護保険の導入のとき、その目的を家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へと宣伝されていました。

幕別町の平成16年度介護保険特別会計決算報告では、介護が必要と認定された人は842人、前年度より0.9%増え、介護への必要性が高まっています。

また、サービスの利用率は51%であり、介護の必要性ではなく、中には幾ら払えるかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況もあります。

幕別町の介護保険料は、前年より引き下げとなりましたが、保険料の滞納者は77人で、前年度より

7人増え、低所得者の割合が高くなっています。

保険料を滞納すると納付義務が消滅した過去の滞納期間に応じて、利用料が1割負担から3割負担に引き上げられたり、保険給付が差し止められることもあり、低所得者にとっては深刻です。

施設サービスでは特養の待機者が60人と前年と変わらず、家族介護から社会が支える制度の観点からも改善が求められます。

地域における介護施設の不足は国が整備費用を抑制、削減してきたため深刻です。国に高齢者や家族介護の実態を知らせ、改善を求めていくべきです。

2005年4月現在、厚生労働省の調査では、保険料減免は771の保険者が取り組み、全体の36%に。利用料軽減は581の保険者が取り組み、全体の24%になっています。

幕別町でも利用料の一部減免は行っていますが、低所得者に対する減免、軽減策をさらに講じるべきと考えます。

この改善には介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担の割合を2分の1から4分の1へと引き下げましたが、この国の負担割合を元に戻すことを強く求めていくことではないでしょうか。

国の負担を引き上げることによって、サービス料や事業者への介護報酬を引き上げると、保険料・利用料の負担増に連動する介護保険の根本矛盾を解決し、介護を受ける人も支える人も安心できる制度にするための道を開いていけると考え、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

乾邦広議員。

○8番（乾邦広） 認定第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計決算認定にあたりまして、私は委員長の報告に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成12年度から実施された介護保険制度は、介護を要する状態になってもできる限り自宅で自立した生活を営むことができるよう真に必要な保健福祉サービス及び医療サービスを安心して利用できることを基本として、国民の協働連帯の理念に基づき制度化されたものであることは皆さまご承知のとおりであります。

平成16年度は、制度開始から5年目を迎えたところでありますが、この間の幕別町の介護保険の状況について振り返ってみますと、平成12年度当初は、要介護及び要支援の認定者数が448人であったものが、平成16年度末では806人となり、人数では358人の増、約1.8倍の増加となりました。

サービスを提供する事業所については、施設サービスと居宅サービスを合わせ、平成16年度末では158事業所となり、平成12年4月当初に比較しますと、この5年間で49カ所の増、約1.45倍となり、利用者がサービスを選択できる幅がより広がったものと思っております。

居宅サービスの利用状況について、利用率は利用限度額の48%程度となっておりますが、これは利用者とその家族及びケアマネージャーが一体となってケアプランを十分に練り、真に必要なサービスを利用されている結果であると伺っているところであります。

審議の中で、所得階層ごとの利用実態のお話もありましたが、所得が低いから利用率が低いとは限らないということで認識をしているところであります。

また、利用者に対するアンケート調査では、8割以上の方が満足している状況と伺っております。

保険給付状況では、平成12年度の約6億5,000万円から平成16年度は10億8,000万円と増加し、約1.65倍の増加となっております。

平成16年度の給付状況は、当初予算額と決算額の比較において、99.9%とほぼ100%となっており、計画通り進められているものと思っております。

第2期介護保険事業計画の幕別町の介護保険料は、基準月額2,950円で十勝管内では清水町、忠類村に次いで低い方から3番目の位置にあるとお聞きしておりますが、認定者が増加し、さらにはサービスを提供する事業所も増加する中で、このように計画通り運営されていることは高く評価するものであり、大変喜ばしく思っているところでもあります。

町の財政状況がますます厳しさを増す中、この1年間誠心誠意町制執行に当たられた町長をはじめ、職員各位のご苦勞に心から感謝を申し上げますとともに、今後も住民からの要望などを十分に反映され、さらなる充実が図られることを期待し、私は委員長の報告に対し可とするものであることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成16年度幕別町老人公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成16年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長(本保証喜) 日程第21、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(本保証喜) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成17年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15:43 閉会